

# 静岡福祉大学紀要

JOURNAL OF SHIZUOKA UNIVERSITY OF WELFARE



橋木 博之：委託型地域包括支援センターが行う地域ケア会議の効果と課題 －インタビュー調査から見えてきたこと	1
渡邊 英勝：エンパワメントとは何か再考する	7
岩井 宏：車いす介助のための補助具の設計	17
大久保 功：軽度要介護者への福祉用具貸与とケアマネジメント －福祉用具の単一品目貸与に関するケアプランの現状と課題－	21
太田 洋一：静岡県の大学における大学体育の成績評価方法の標準化の実態	27
佐々木郁子：集団伝承遊び「花一匁」の幼児教育における意義	31
小川 勤：障害者差別解消法の改正に関する研究 －企業、私立大学等の民間事業者に与える影響－	37
田崎 裕美：小学校「家庭」と「生活」等他科目連携に関する一考察	43
増田 啓子	
片岡 祥：保育職学生における子どもの視野に対する理解	49

# 委託型地域包括支援センターが行う地域ケア会議 の効果と課題

## インタビュー調査から見えてきたこと

榎木博之

Effectiveness and Challenges of Community Care Conferences Organized by Outsourced  
Community Comprehensive Support Centers  
-Findings from the interview survey-

Hiroyuki Naraki

### はじめに

地域ケア会議は、地域包括ケアシステム構築の方法の一つである。2012（平成24）年3月に出された「地域包括支援センターの設置運営について」の中で、市区町村や地域包括支援センターが実施していくこととなった。以降、2015（平成27）年の介護保険法改正で、地域ケア会議の開催が努力義務となり、各市区町村でより多く行われるようになった。2018（平成30）年の介護報酬改定では、訪問介護（生活援助）の回数の多いケアプランについて、地域ケア会議にて検証することも位置付けられ、自立支援・重度化防止の方法の一つにもなっている。

地域ケア会議の目的は、2012（平成24）年に出された「地域包括支援センターの設置運営について」の中で、個別ケースの支援内容の検討を通じて「(i) 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援 (ii) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築 (iii) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握」<sup>1)</sup>を行うこととしていた。2016（平成28）年には、一部改正された中で「地域づくり、資源開発並びに政策形成など、地域の実情に応じて必要と認められる事項」<sup>2)</sup>も追記されるようになった。地域ケア会議は、個別事例の検討をとおして、個別事例の解決、地域のネットワーク形成、地域課題の把握、資源開発、政策形成を目的としている。

地域ケア会議の機能として、個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・

資源開発機能、政策形成機能があり、「それぞれが関係し合い、循環しながら地域包括ケアを増進していく」<sup>3)</sup>としている。「『地域ケア会議』に関するQ&A」の中で個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能は地域包括支援センターが主催する「地域ケア個別会議」で、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能は地域包括支援センターまたは市町村主催による「地域ケア推進会議」で検討することとしている。<sup>4)</sup>

このように地域にある個別の課題を検討して、地域課題を明らかにし、社会資源の開発や政策形成に繋げていく地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの構築に欠かせないものになってきている。そのため地域ケア会議を主催する地域包括支援センターは、その役割を果たしていくことが求められている。しかし地域包括支援センターが行う地域ケア会議が、資源開発、政策形成に繋がっていないことが指摘されている。藤井・塩川（2020）が「地域ケア会議では個別が中心で政策化まで検討されていない」<sup>5)</sup>とし、春名・越智（2019）が「地域ケア会議が資源開発や政策形成へと展開しない問題点は、地域包括支援センターというよりも、市区町村の問題が大きい」<sup>6)</sup>と課題を指摘している。榎木（2021）は、地域ケア個別会議が「圏域の地域課題が市全体の課題に繋がってこないこと、そのため政策形成まで至らないこと」<sup>7)</sup>と、地域ケア推進会議に繋がっていない現状を指摘している。

先行研究では、地域ケア会議が資源開発、政策形成まで行えていないという課題があることを明らかにし

ている。その背景として、介護保険の保険者である市・区町村が、地域包括ケアシステムの方向性を示していないこと、技量が不足していること（藤井・塩川 2020）等が指摘されている。しかしその要因の一つとして考えられる、委託型の地域包括支援センターが行う地域ケア会議の課題までは明らかにしていない。

本論では、委託型の地域包括支援センターが行う地域ケア会議の課題、及び資源開発、政策形成に繋げるための方法を明らかにしていくことを目的とする。

## 研究方法

A 県内にある委託型の地域包括支援センター5か所に個別でインタビュー調査を行った。調査対象5か所の地域包括支援センターの選定方法は、委託型であること、別々の市町村にあること、実施している地域ケア会議に課題を感じていること、とした。

インタビュー方法は、対面だけではなく新型コロナウィルス感染予防からzoomも含めて行った。インタビューをICレコーダーに録音、若しくはzoomの場合は録画を行い、その後、テープ起こしを行った。

分析方法は、文字起こしたデータをラベル化していく、類似性を持ったラベルをサブカテゴリーに分けた。そしてサブカテゴリーを更に類似性を持ったカテゴリーに再編し、表札を作成した。その後、表札同士の関係性を矢印で結ぶ図解化を行い、分析した。

インタビューは半構造化面接とし、インタビュー質問項目は以下のとおりである。事前にインタビュー質問項目を提示し、同意を得ておくこととした。

- ・過去3年間の地域ケア個別会議の開催状況（年間の回数、開催テーマ、参加者の職種）について
- ・地域ケア個別会議を行っての効果についてどのように感じているか？
- ・地域ケア個別会議を実施する上での課題についてどのように考えているか？
- ・地域ケア個別会議と地域ケア推進会議の関係についてどのように考えているか？
- ・圏域の地域課題と市町村の地域課題についてどのように考えているか？
- ・地域ケア会議と地域課題の関係についてどのように考えているか？
- ・地域ケア会議を資源開発・政策形成に繋げるための方法についてどのように考えているか？

インタビューは2021（令和3）年8月～11月の間

で行った。

## 倫理的配慮

インタビュー対象者に、事前に書面にて以下の事柄を説明し、同意を得た。①研究概要とインタビュー質問項目、②調査への協力は任意であり調査実施途中であっても辞退できること、③不参加や中途での辞退によって対象者に不利益が及ぶことはないこと、④調査結果は研究目的のみに使用すること、⑤得られた情報はデータや個人が特定されないよう処理すること、⑥データは施錠できるところに保管し、取り扱いは研究者のみが行う。これらの説明は調査実施当日にも確認し、同意書を書面で回収することで研究活動への同意を得たこととした。

得られたデータを電子記憶媒体で保存する際にパスワード保護を行っている。データは研究者である榎木が管理し、研究終了後は、データを破棄することとしている。

静岡福祉大学研究計画倫理審査に申請し、2021（令和3）年5月11日に承認を得ている。（承認番号SUW21-1）

## 研究結果

### （1）地域ケア個別会議の開催状況

地域ケア個別会議の実施状況については表1のとおりである。各地域包括支援センターとともに、2020（令和2）年以降の新型コロナウィルス感染拡大の影響によりあまり実施できなかった、と話していた。主な内容としては、複合的なケースを検討するところがほとんどであった。また、市で決めたテーマに基づいた内容のケースを実施している地域もあった。

表1 地域ケア個別会議の実施状況

地域包括支援センター	3年間の実施回数	主な内容
A 地域包括支援センター	3件のケースを複数回実施	ヤングケアラー、独居高齢者の複数課題のあるケース
B 地域包括支援センター	20回程度	虐待、認知症、8050問題等のケース
C 地域包括支援センター	年間10回程度	個別ケースの解決、地域課題の明確化、自立支援型ケアマネジメ

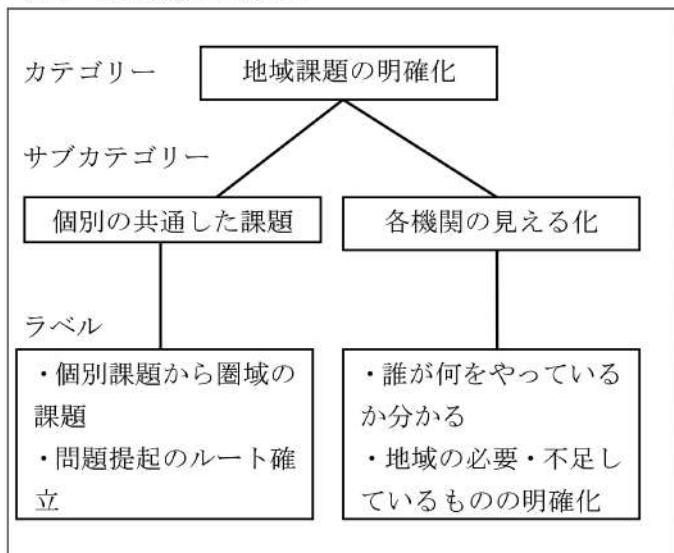
		ントの検証
D 地域包括支援センター	20回程度	独居・高齢者のみ世帯の支援、低所得者、金銭管理、身寄りのないケース等
E 地域包括支援センター	10回程度	認知症独居、認知症の人の金銭管理、買い物・通院の外出困難なケース等

## (2) 地域ケア個別会議の効果と課題

地域ケア個別会議の効果と課題の2つをまとめてみた。地域ケア個別会議の効果は、「地域課題の明確化」「個別課題の解決」「地域ケア会議の理解」の3つのカテゴリーが挙げられた。

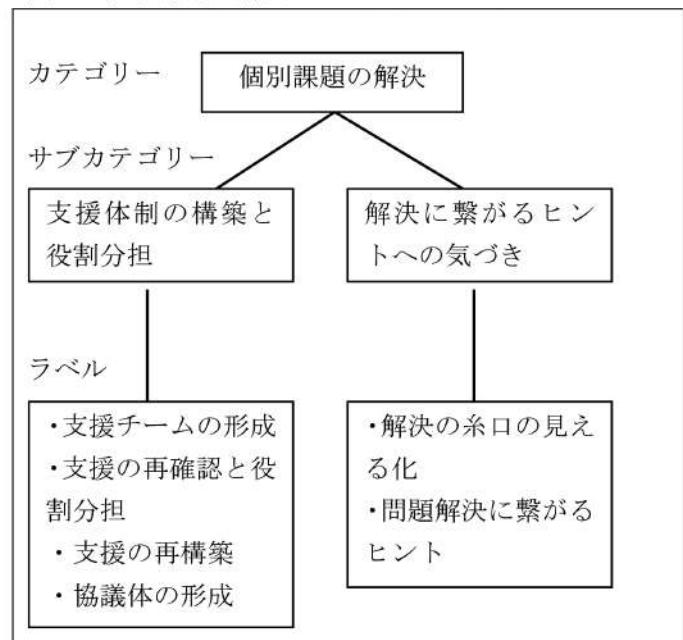
一つ目の「地域課題の明確化」では、サブカテゴリーを「個別の共通した課題」「各機関の見える化」の2つとした。「個別の共通した課題」では、「介護支援専門員から問題提起してもらうルートが整備されてきた」「個別課題から圏域の課題が見えてきている」「個別会議を行うことで、その共通の地域課題が見えてくることの効果はとてもありがたい」等の声があった。「各機関の見える化」では、「誰が何をやっているのか分かること」「地域に必要なものと不足しているものが明らかになる」「地域包括支援センターのやっていることをみんなに知つてもらう場として行っている」等の声があった。(図1)

図1 地域課題の明確化



二つ目の「個別課題の解決」では、サブカテゴリーを「支援体制の構築と役割分担」「解決に繋がるヒントへの気づき」の2つとした。「支援体制の構築と役割分担」では、「新たな関係機関とつながることができる」「支援チームの形成に繋がる」「既に行っている支援の再確認と役割分担ができる、そこに新たに入ってきた方も含めて、支援の再構築ができる」「一層の協議体というものを作つて、ここで具体的なアクションをしていく」と今はしている等の声があつた。「解決に繋がるヒントへの気づき」では、「地域ケア個別会議を行えば、絶対に何か糸口が見えてくる」「問題解決に繋がるヒントはもらえる」等の声があつた。(図2)

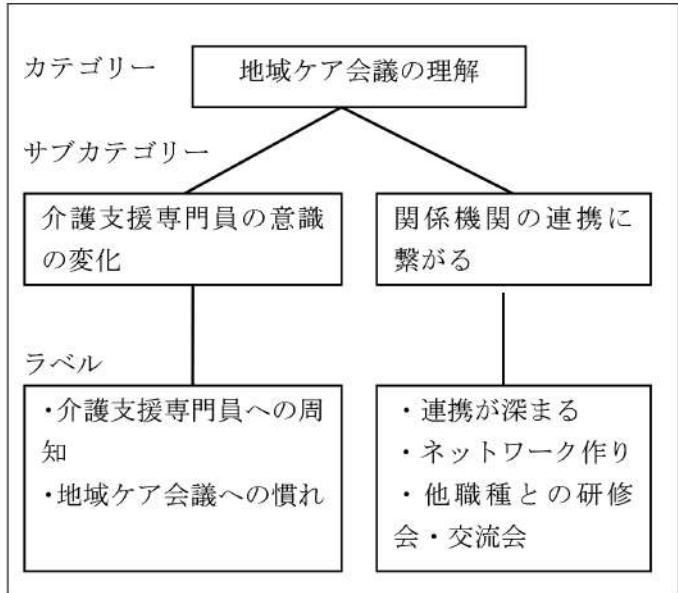
図2 個別課題の解決



三つ目の「地域ケア会議の理解」では、サブカテゴリーを「介護支援専門員の意識の変化」「関係機関の連携に繋がる」の2つとした。「介護支援専門員の意識の変化」では、「介護支援専門員の中でも認識として地域包括支援センターに連絡してみようという気持ちになつてきている」「圏域の介護支援専門員には地域ケア会議とは何かということについて周知ができた」「地域ケア会議に慣れてきた」等の声があつた。「関係機関の連携に繋がる」では、「顔を合わせてそこで連携が深まって、やりとりがあつて上手に支援していくことができるようになったケースも結構ある」「障害者の相談支援専門員と主任介護支援専門員との研修会・交流会を行うようになった」「ネットワーク作り機能もある」等

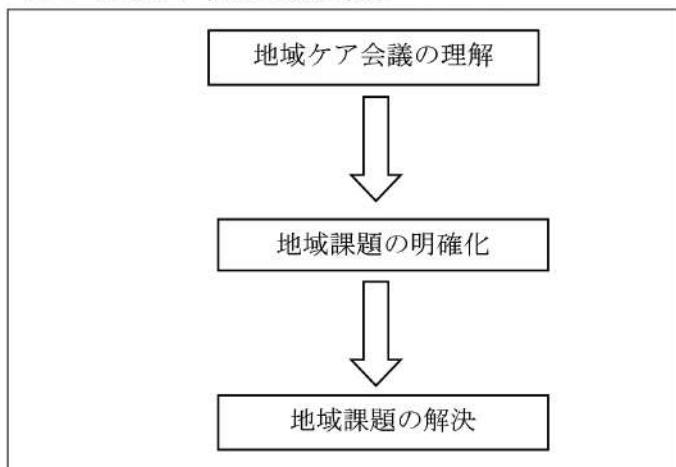
の声があった。（図3）

図3 地域ケア会議の理解



地域ケア個別会議の効果についてカテゴリー間の関係を図にすると、「地域ケア会議の理解」が進んでいく中で「地域課題の明確化」「個別課題の解決」に繋がっていくとした。（図4）

図4 地域ケア個別会議の効果



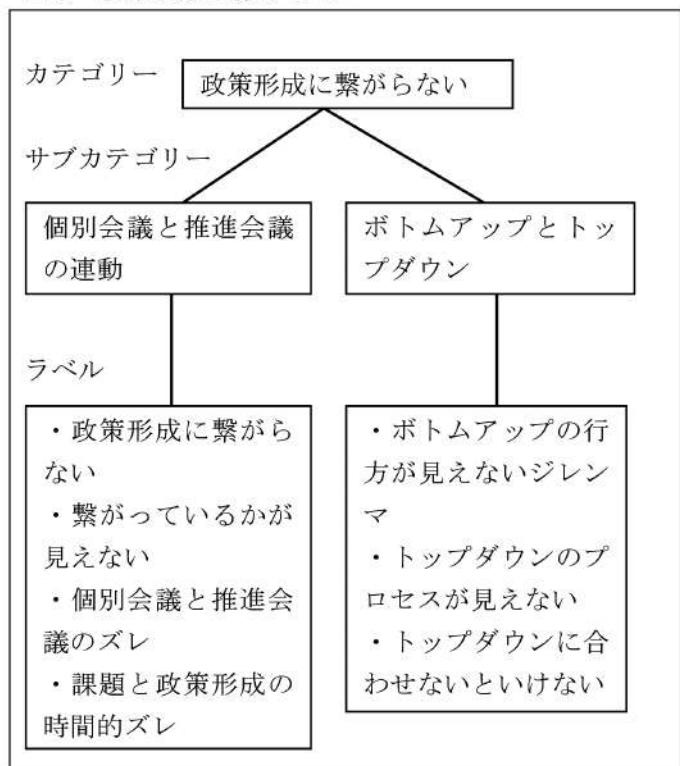
地域ケア個別会議の課題は、「政策形成に繋がらない」「会議の運営」「地域ケア会議に関わる人」の3つのカテゴリーが挙げられた。

一つ目の「政策形成に繋がらない」では、サブカテゴリーを「個別会議と推進会議の運動」「ボトムアップとトップダウン」の2つとした。「個別会議と推進会議の運動」では、「個別会議だけ政策形成に繋がらない。

協議したままで政策形成に繋がらない」「どう活用してどのような政策形成に繋がっているかというのは見えない」「推進会議は年1回なので、自分たちの挙げた課題はどこにいってしまったというのが現状」「地域の課題と政策形成が時間的にズレる」「個別会議と推進会議の内容にズレがあると感じている」等の声があった。

「ボトムアップとトップダウン」では、「毎回上げているこの課題は一体どうなっているのだ、そうしたらいのだというジレンマは抱えている」「ボトムアップで上がったものがどうなっているのか見えづらい」「上げっぱなしで終わってしまう」「トップダウンみたいなことはあるが、どうしてやることになったのかというプロセスが見えない」「テーマがトップダウンで来るので、これに合わせてやらないといけないみたいになっている」等の声があった。（図5）

図5 政策形成に繋がらない

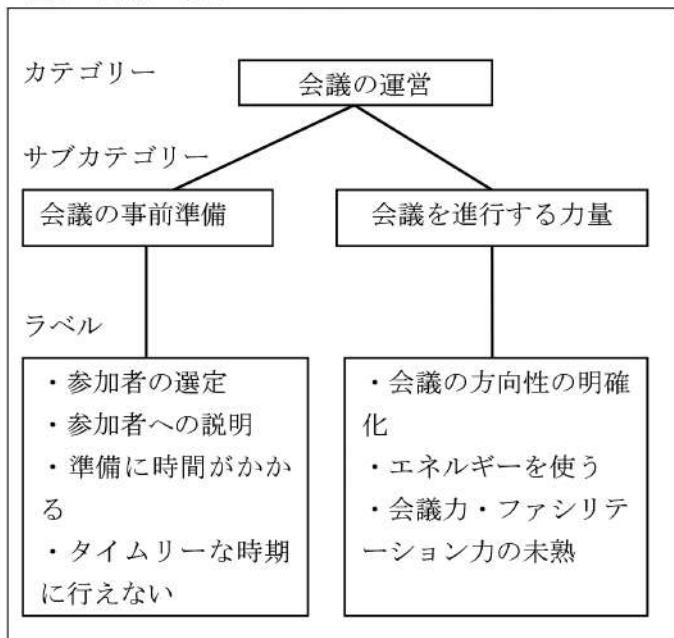


二つ目の「会議の運営」では、サブカテゴリーを「会議の事前準備」「会議を進行する力量」の2つとした。

「会議の事前準備」では、「インフォーマルな人たちへの参加の依頼は丁寧にやらないといけない」「参加者の調整は大変と感じている」「誰を呼んだらいいかというのは本当に難しい。目的に合った人を呼べるかどうかが課題」「日程調整には課題がある」「リアルタイムで

の招集が難しい。準備に時間がかかってしまう」「タイムリーに行えないということが出てきてしまう」等の声があった。「会議を進行する力量」では、「当事者や家族を交えて行うと、サービス担当者会議のようになってしまい、地域ケア会議にしていくのが難しい」「とりあえず集まろうと行った時は共有しただけで終わってしまう」「方向性がつかないまま『良かった、良かった』で終わってしまう」「どういう方向性を持っていくのか、方向性をもう少し示していかないといけない」「計画が必要であったり、調整が必要だったりと1回1回のエネルギーを結構使う」「会議力のなさ、ファシリテーション力のなさを指摘される」等の声があった。（図6）

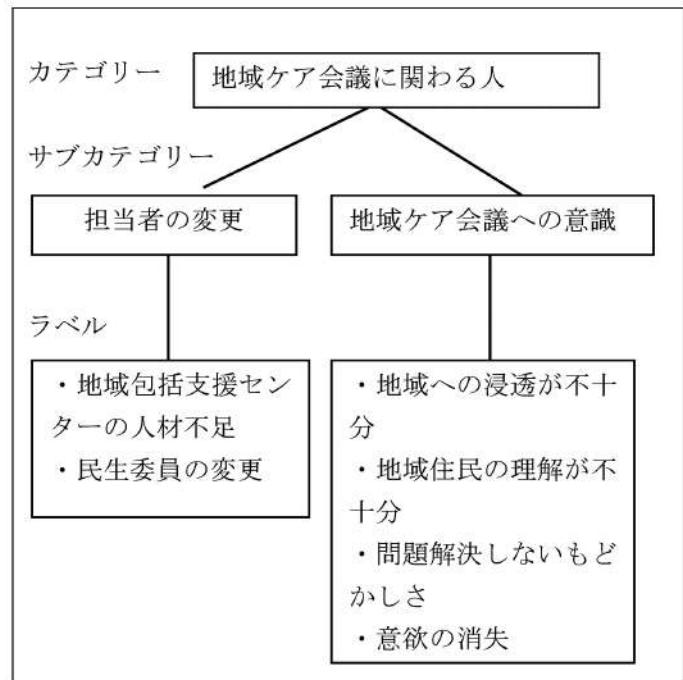
図6 会議の運営



三つ目の「地域ケア会議に関わる人」では、サブカテゴリーを「担当者の変更」「地域ケア会議への意識」の2つとした。「担当者の変更」では、「人材不足で、慣れてきた頃には職員が異動でいなくなってしまう」「地域包括支援センターで人材確保というのは難しい」「民生委員が3年で入れ替わってリセットされてしまうので、次のステップにいくのが難しい」等の声があった。「地域ケア会議への意識」では、「地域ケア会議という名称がまだ地域の代表者に浸透しきっていない」「地域住民が、自分たちがそこに参加して何をするという意味がまだ理解できていなくて、自分たちには関係ないという感じはある」「一遍に問題が解決しな

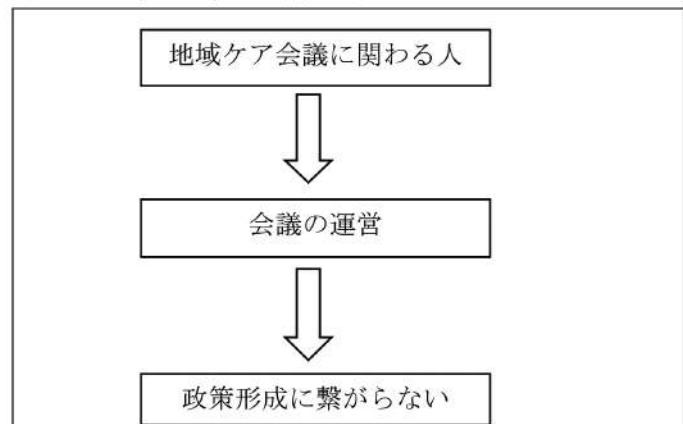
いのがもどかしい」「課題と政策形成に時間的なズレが生じると意欲もなくなる」等の声があった。（図7）

図7 地域ケア会議に関わる人



地域ケア個別会議の課題についてカテゴリー間の関係を図にすると、「地域ケア会議に関わる人」が「会議の運営」に影響し、「政策形成に繋がらない」という課題に繋がっているとした。（図8）

図8 地域ケア個別会議の課題



## 考察

新型コロナウィルス感染拡大により、思うように地域ケア個別会議を行うことができなかつたにも関わらず、効果も明らかになった。地域ケア個別会議の効果としては、

①地域ケア個別会議を行うことで、地域の課題が明らかになったこと  
②介護支援専門員等の専門職や関係機関が、地域ケア個別会議を実施することの意味を理解できたこと  
③個別の課題の解決に繋がっていること  
の3点である。委託型地域包括支援センターが圏域内で地域ケア個別会議を継続的に行うことで、専門職や関係機関での理解が進み、個別の課題の解決に繋がっているという効果が見えてきた。

一方で、地域ケア個別会議の課題として、  
①地域ケア個別会議が地域ケア推進会議と連動しておらず、本来の目的である政策形成に繋がっていないこと  
②地域ケア個別会議の準備に時間がかかってしまい、政策形成に繋げるようなタイムリーな時期に行えないこと  
③地域住民への理解が浸透していないこと  
④地域包括支援センターの人材確保、民生委員の変更により、継続した実施が困難なこと  
の4点である。個別ケア個別会議と地域ケア推進会議の内容がずれてしまい、市からトップダウンで方針がくる等、委託型地域包括支援センターとしての限界とジレンマも抱えていた。

これらの課題から、地域ケア個別会議が地域ケア推進会議と連動し、資源開発、政策形成につなげる体制を構築していくことが必要になってくる。地域包括支援センターが行う地域ケア会議が資源開発・政策形成に繋げていくための方法として、以下の3点が考えられる。

①個別課題から圏域単位の地域課題を共有していく、解決に繋げていくといった事例を積み重ねていくこと  
②地域ケア個別会議で明確になった地域課題を地域ケア推進会議にボトムアップしていくこと、そして地域ケア推進会議で、各圏域から上がってきた課題を検証し、市の地域課題を明確にしていくこと  
③市としての地域課題を明らかにしていくために、トップダウンで圏域の地域包括支援センターに検証を依頼していくこと  
である。事例を積み重ねていくことによって、圏域の課題に留まらず、地域の課題として共有することが可能となること、トップダウンとボトムアップのどちらかではなく、両方が循環することで、圏域の課題が市全体の地域課題として資源開発・政策形成に繋げるこ

とができるようになると考えられる。

また、圏域の課題だけでも資源開発・政策形成に繋げることも可能である。インタビューの中で「市全体で考えなければならない課題と圏域で行わなければならぬ部分については、自分たちでどう対応していくのかを考えなければならない。それが資源開発にも繋がってくるし、政策形成にも踏み込んでいくことができるようになる」といった声もあった。地域ケア個別会議を実施しながら、圏域の課題に対して地域包括支援センターとして何ができるか、絶えず問い合わせていくことも必要になるのである。

本論は、一部の委託型地域包括支援センターを対象としているため、一般化するまでには至っていない。引き続き、委託型だけではなく直営の地域包括支援センターや市町村から地域ケア個別会議と地域ケア推進会議の連動性について等の状況を確認していく必要性を感じている。引き続き対象を広げて調査をしていきたいと考えている。

## 文献

- 1) 厚生労働省「地域包括支援センターの設置運営について」2012年3月
- 2) 厚生労働省「『地域包括支援センターの設置運営について』の一部改正について」2016年1月
- 3) 地域ケア会議運営ハンドブック作成委員会編集「地域ケア会議運営ハンドブック」2015年6月 一般社団法人長寿社会開発センター P24
- 4) 厚生労働省「『地域ケア会議』に関するQ&A」2013年2月
- 5) 藤井智子・塩川幸子「北海道内の地域ケア会議の実態からみる地域包括ケアシステムの課題」北海学園大学大学院法学研究科論叢第21号(2020.3) P10
- 6) 春名苗・越智紀子「地域ケア会議における地域包括支援センターと市区町村の役割」花園大学社会福祉学部研究紀要第27号(2015.3) P17
- 7) 榎木博之「地域包括支援センターが地域ケア会議を実施するまでの課題～A 地域包括支援センターの取り組みから見えてきたこと～」社会福祉士静岡 20号(2021.5) P18

# エンパワメントとは何か再考する

渡邊 英勝

Rethinking what empowerment is

Hidemasa WATANABE

## はじめに

3市1町（焼津市・藤枝市・島田市・川根本町）成年後見推進委員会において、成年後見制度を周知させるためのPR文に「エンパワメント」という言葉が含まれていた。委員会において、エンパワメントという言葉が一般の人々に通じるかどうか指摘があり、では、エンパワメントを違う言葉に代えて表現していくこうとなつたが、その時にエンパワメントという言葉をうまく変換することができなかつた。

ある委員が「専門家でもエンパワメントという言葉をうまく説明できない」とおっしゃっていたことから、確かに、普段私たちはエンパワメントという言葉を容易に使用しているが、その意味や定義・概念等を本当に理解しているのか、また説明できるのかと疑問に思ったことと、しっかりと定義等を再確認する必要があると感じた。

また、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)が2014年に採択した「ソーシャルワークのグローバル定義」には「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である」と、ソーシャルワークの中核となる4任務（社会変革、社会開発、社会的結束、人々のエンパワメントと解放エンパワメント）にエンパワメントが含まれている。旧定義にも「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく」とあり、エンパワメントがソーシャルワークにとって重要なものであることがわかる。

そして、厚生労働省「ソーシャルワークに対する期

待について」（平成29年）や「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（平成30年）では、「権利擁護・代弁・エンパワメント、支持・援助、仲介・調整・組織化、組織マネジメント・人材育成、社会開発・社会資源開発、福祉課題の普遍化がソーシャルワークの機能といえるのではないか」とあり、また「このような住民主体の地域課題解決体制をつくるために求められるソーシャルワークの機能としては、以下のものがあるのではないか」として、その一つに「地域住民のエンパワメント（住民が自身の強みや力に気付き、発揮することへの支援）」が含まれている。このことから、ソーシャルワークにとってエンパワメントが非常に重要なものであることが分かる。

本研究の目的はソーシャルワークにとって重要なエンパワメントについて、概念・定義等を再確認し、エンパワメントを説明するための構成要素を明確にすること、これからソーシャルワーク教育に活かすこと、エンパワメントの定義化を試みることである。

## 先行研究

西梅幸治の『ソーシャルワークにおけるエンパワーメント実践展開研究の意義』をみる。

エンパワーメント実践には欠かせない構成要素としてストレングスの視点が必要であるとし、エンパワーメント実践は、まず利用者がそのストレングスに気づくように展開されるとする。

また、エンパワーメントの概念として、「国家、地方、自治体、コミュニティ、住民の理解と参加による福祉社会を志向する広範な過程をも含むことが特徴である。そのため特に、基本的人権の尊重やノーマライゼーシ

ヨンを大前提とした利用者契約制度や権利擁護施策などの充実を目指す。そしてこの個人変容から社会改革までの展開は、さらにそれに伴う成果が還元され、新たなパワーの源をつくる循環過程と考えることができる」としている。そして、エンパワーメントの特徴を「エンパワーメントとは、利用者及び利用者システムが自ら、ストレングスを意識し、環境と関わりながら自己実現へ向けて自らと環境をコントロールするパワーを養う過程である。また、そのパワーをより社会的影響の強いシステムで活性化しながら行う社会改革への活動と、そのフィードバックからなる循環過程でもある」としている。

そして、ストレングス視点はソーシャルワーカーが利用者の長所を発見し支援することだけを意味しているのではないとし、ストレングス視点からソーシャルワーカーが行うエンパワーメント実践で重要なことは、「利用者との出会いを通じてワーカーが、潜在的なストレングスに気づきをもたらすが、潜在的なストレングスが利用者にとって現実であるかどうかを述べ、評価する立場にいるのは利用者だけである」と、利用者との協働のエンパワーメントに言及している。

ストレングス視点からエンパワーメント過程は、エコシステム視座と社会構成主義的見地との両者の観点から形成することで可能となると考え、エンパワーメント実践においては、ソーシャルワーカーだけでなく、利用者自身の生活への認識や見方が重視されなければならないとしている。

本論はエンパワーメントの概念・特徴を、先行研究を踏まえてまとめ上げている。また、ストレングス視点とエンパワーメントの関係と、利用者との協働のエンパワーメントの重要性に言及している。

安梅勲江『エンパワーメントの科学：だれもが主人公新しい共生のかたち』をみる。

エンパワーメントは「力」という意味の「パワーpower」に、「～にする」という接頭語の「えん em」がついた言葉で、もっている力を引き出す、発揮するという意味で、エンパワーメント（湧活）とは、「人びとに夢や希望を与える、勇気づけ、人が本来持っている素晴らしい、生きる力を湧き出させることである」としている。

そして、エンパワーメントの8原則は①目標を当事者が選択する。②主導権と決定権を当事者が持つ。③問題点と解決策を当事者が考える。④新たな学びと、よ

り力をつける機会として当事者が失敗や成功を分析する。⑤行動変容のために内的な強化因子を当事者とサポーターの両者で発見し、それを増強する。⑥問題解決の過程に当事者の参加を促し、個人の責任を高める。⑦問題解決の家庭を支えるネットワークと資源を充実させる。⑧当事者のより良い状態（目標達成やウェルビーイングなど）に対する意欲を高める、としエンパワーメントの原則は当事者主体であるとし、原則は個人にとどまらず、人びと、組織全てにあてはまるとしている。

そして、エンパワーメントには、自分エンパワーメント self empowerment、仲間エンパワーメント peer empowerment、組織エンパワーメント community empowerment の3つがあり、さらに組織エンパワーメントはさらに狭義の組織エンパワーメント、社会エンパワーメント、システムエンパワーメントの3つに分かれ、これらを組み合わせ活用することが、持続的で効果的なエンパワーメントの実現に必須であるとしている。こうすることで「保健医療福祉の実践において、単に個人のウェルビーイングに注目するにとどまらず、個人を取り巻く家族、仲間、組織、地域社会、そして制度や仕組み、文化や歴史にも注目した複合的な関係性、個人の成長発達や加齢に伴う他の関連要素の変化を体系的にとらえることができる」としている。

さらに、エンパワーメント展開の3要素として、①可塑性、②多様性、③全体性があるとしている。

また、エンパワーメント環境づくりの8要素として、①共感性、②自己実現性、③当事者性、④参加性、⑤平等性、⑥戦略の多様性、⑦可塑性、⑧発展性を挙げている。

最後にエンパワーメント科学は、だれもが主人公として共に生きる社会を目指すとしている。

エンパワーメントを科学的に分析し、エンパワーメントの原則やエンパワーメントの種類、エンパワーメント展開の3要素、エンパワーメント環境づくりの8要素にまとめられており、エンパワーメントを「湧活」としているなど、興味深いものになっている。

岩川奈津、都築繁幸『社会福祉領域におけるエンパワーメント概念の枠組みと障害種別のエンパワーメントの内容の検討』をみる。

まず、エンパワーメントは広く認識されていながらも、その内容は未だ統一されておらず、体系化する試みが

多くなされているが、エンパワメントの新しい側面が見いだされ、このような現状に対する統一見解もみられないとする。エンパワメントは、様々な論者によって定義づけられてきた概念であるため多様であるが、暫定的な定義を辞書的に「権限を与えること、(少数派集団〔民族〕に与える)政治権力の強化、能力を高めること、権限付与」といった意味を持ち、現在の社会福祉実践において重要視されている概念とするとしている。

未だ統一された定義はないとするが、欧米での各論者のエンパワメントの定義や日本の各論者の定義を10名ほど紹介している。

そして、それらを比較してエンパワメント概念の全体を捉える枠組みを検討し、第一に、エンパワメント概念の定義が多様である現状について、研究領域の異なる複数の論者が、多数のエンパワメントの概念を統合し、体系化してゆくべきであるという立場をとっていること、第二にエンパワメント概念の内容は複雑で一つの定義に絞り切ることはできないという視点を持つ論者が存在していること、第三にエンパワメントをソーシャルワークにおけるアプローチ（エンパワメント・アプローチ）と、当事者自らエンパワメントしてゆく過程（セルフ・エンパワメント）の二つの視点が存在している、と整理している。

特に、エンパワメントはエンパワメント・アプローチとセルフ・エンパワメントの二つの側面に分けることができるが、他にもエンパワメントを「心理的側面」と「社会的側面」の二つの側面に分ける視点もあるとする。そして、エンパワメント・アプローチは、ソーシャルワークの専門的立場からエンパワメントを捉え意味づけようとする立場で、セルフ・エンパワメントは、当事者の立場からエンパワメントを捉え意味づけようとする立場であるとする。

本論は、エンパワメントを「エンパワメント・アプローチ」と「セルフ・エンパワメント」の二つの側面を示し、エンパワメントにはソーシャルワーカーが用いるアプローチだけでは捉えきれない側面があり、自分でエンパワメントする側面にも注目する必要があるとし、二つの側面を考えながらエンパワメントをしていく必要性に言及し、エンパワメントを整理している。

西梅幸治『エンパワメント実践における協働』をみる。

現在のソーシャルワークでは、他職種・他機関との協働だけではなく、利用者との協働が重視されており、この協働は、従来のソーシャルワーカーによる利用者の主体性を尊重する姿勢から、利用者側にさらに一步進んだ概念であるとしている。

また、協働概念は、他の専門職との関係性を示す説明概念として用いられてきたが、近年、生態学的視座に基づくコンピテンス概念を取り入れたことやエンパワメント概念、ストレングス視点に依拠したことで、利用者の主体形成やその変容過程を改めて重視するようになってきたという。

米国ソーシャルワークにおいて、協働の要素として①問題に直面する利用者の緊迫感を分かち合うこと、②可能な限り民主的な手段で問題解決に共同参加すること、③社会階級、人種、生活機会や教育などのお互いの差異に着目しながらも、共通項としての人間性を強調し、分かち合うこととされていること、そして、協働、信頼、分かち合われたパワーによる支援関係を基礎におくことを重視している。

ソーシャルワーカーが、協働的な関係の中で知識と技術を提供することを強調し、そこに係る利用者とソーシャルワーカーによって新たな資源が創出され、すなわち協働を通して、利用者とソーシャルワーカーが変化を促進するために相互に資源を提供し合い、その相互作用によって新たなパワーを生み出すことを強調しているとしている。

そして、エコシステム視座と社会構成主義の包括・統合化により、ソーシャルワーカーの専門的知見と利用者による知見とが、融合される理論的枠組みを構築し、利用者とソーシャルワーカーとの協働に理論的背景を提供することが可能になるとしている。

また、エンパワメント実践において、利用者とソーシャルワーカーとの協働を実践場面で具体化するためには、対話が不可欠であるとする。エンパワメント実践における対話は、利用者とソーシャルワーカーとの協働を具現化するためには、関係を問い合わせすことや、利用者の自身の生活理解とソーシャルワーカーの生活状況把握のためにエコシステム視座に基づく知識とを分かち合いながらパワーレスやストレングス、新たな資源への気づきを促すことを可能にできる関係としての協働を、過程を通じて可能にしているという。

まとめとして、エンパワメント志向のソーシャルワークは、利用者とソーシャルワーカーとの実践過程に

おける協働を強調するとし、エンパワーメント実践は、利用者とソーシャルワーカーからなる協働システムを基礎として、利用者が自身のパワーを発達させていく過程と、それに応じたソーシャルワーカーによる支援過程と包括的・統合的展開であると理解できるとし、利用者とソーシャルワーカーからなる協働システムをいかに構築していくことができるかが、利用者のエンパワーメントの契機となるとしている。

新海英行『地域のエンパワーメントと住民の主体形成—地域づくりは人づくり一』を見る。

地域のエンパワーメントにとって自治体は根幹的因素であり、自治体の主体的な政策形成と執行力が求められ、市民に情報の公開と共有化することにより、市民参加の政策づくりが必要であるとしている。

次いで、地縁組織や半官半民の地域組織を主要な中身とする地域コミュニティのエンパワーメントであるが、生活圏と重なる地域における人間関係は生活課題の解決にとって不可欠の社会的基盤（社会資本）であり、こうした人間関係を醸成するのが日常的な地域活動に他ならないとしている。

そして、さらなるエンパワーメントとして市民参加は未だ行政主導であり、この課題に取り組むためには、住民参加をどう実質化していくかが問われ、各種市民組織・活動の協同、住民と行政の協働をより深め、参加・協働から住民の自治能力の醸成へと導く必要があるとして、市民と行政職員の共同学習であるとする。

市民の学習への教育的援助こそ社会教育の役割であり、公民館を中心に地域づくりの社会教育実践による住民の主体形成について述べている。

まとめとして、地域のエンパワーメントを地域生活の社会的政策に注視し、(1)地域住民の人権としての学習保障を前提とし、(2)地域住民の生活課題・地域課題と向き合う公民館実践において、(3)地域住民の共同学習をとおして地域・生活課題の「課題化的」認識が培われ、(4)まちづくり・地域づくりをデザインし、それを実行できる住民の自治能力の育成、地域の内発的発展を担う、住民の主体形成が目指されるべきで、(5)以上のような社会教育・生涯学習実践が蓄積されていくなかでその協同性と公共性の創造ないし復権が実現されることでエンパワーメントされるとしている。

野田万里、千田みゆき『コミュニティ・エンパワメン

トの概念分析』をみる。

この研究は、コミュニティ・エンパワーメントの概念が持つ構成要素を明らかにし、概念の定義を再構築している。

コミュニティ・エンパワーメントは、①人と人が緩やかな絆で繋がり支えあう関係に至る、地域の課題解決のプロセスがあり、属性はすべての人々が対等な立場で参加し、自由な発言・議論により、意思決定・合意形成の2つの特徴が示されたこと、②コミュニティ・エンパワーメントを推進するためは、地域の課題があることが前提にあり、自分と他人の両方を大事にしている等の個人の側面における先行要件（リーダーの存在）や組織の側面における先行要件（支援者の地域住民への信頼及びコミュニティ・エンパワーメントの視点）という支援者の側面における先行要件が必要であること、③また、コミュニティ・エンパワーメントは、個人の側面における影響要因、組織の側面における影響要因、支援者の側面における影響要因の互いに関連する3つの影響要因によって、強まったり弱まったりすること、そして、コミュニティ・エンパワーメントの結果生じる出来事として、誰もが安心して暮らせる地域が帰結にあったこと等コミュニティ・エンパワーメントの概念モデルを示した。

結果として、コミュニティ・エンパワーメントは、「誰もが安心して暮らせる健康な地域を目指して、組織や地域の人々が、対等な立場で互いに話し合い、合意の形成を行う中で、緩やかな絆でつながり、支えあう関係を形成し、共通の課題解決に向かうプロセスである」と定義している。

## 文献分析 1

『社会福祉の援助観 ストレングス視点・社会構成主義・エンパワーメント』をみる。

第8章において、ストレングスとエンパワーメントの関連について考察している。

### (1) エンパワーメントの概念整理

エンパワーメントのもの意味は、「権利や権限を与えること」という法律用語であったが、1960年代の公民権運動などの一連の運動を通して用いられるようになり、社会的に差別や抑圧を受けている人びとが、自らの主体性をもって、力を行使できるようになるプロセスを意味するようになったとある。

ソーシャルワークの中でのエンパワーメントの定義に

については、久保美紀が整理して論じている（注1）ため、定義には触れず、さまざまなエンパワメントアプローチの基本的枠組みについて検討している。

久木田純は、包括的な視点からエンパワメントの概念を整理して、抑圧された人びとがパワーを回復するプロセスには、価値目標・プロセス・結果の三つの要素が相互に関連するとみなしており、第1のエンパワメントの背景にある価値について、「すべての人間の潜在能力を信じ、その潜在力の發揮を可能にするような人間尊重の平等で公正な社会を実現する」ことととらえている。第2のプロセスについては、いくつかの視点からとらえられ、一つの視点は、個人・小集団・組織・コミュニティ・社会という人の集合のレベルからの分類で、他の一つは、身体的・心理的・経済的・社会的・政治的という側面からの分類である。第3の結果は、各集団のレベルで、さまざまな側面のパワーとコントロールを取り戻すことであるとしている。

フリードマンは、人権・市民権・人間性の開花、という三つの基準を挙げ、特に、人間性の開花は、それを阻害する「飢え、不健康、劣悪な教育、過酷な労働、喪失への不断の恐れ、混乱した社会関係」などの社会的条件について、それらを取り除くことが、エンパワメントを促すとしている。さらに、エンパワメントは、社会的・政治的・心理的という三つの特定した意味で用いられ、社会的な側面は、「情報、知識、技術、社会組織への参加、財的資源など、世帯での生産の『基盤』となるものへのアクセスに関わる」ところでのパワー、政治的な側面は、「世帯の個々の成員が自らの将来に影響を及ぼすようなさまざまな決定過程に加わることに関わる」パワー、心理的な側面は「個人が潜在力を感じる力」としている。

グティエーレスは、「肯定的变化に対する潜在能力はすべての人が有し、否定的な兆候は敵対的世界に対処する戦略として表出される」と述べて、すべての人びとが潜在力を有するという価値にエンパワメントを基礎づけている。人はパワーを獲得し、人が無力感から解放される四つの心理的変化として、その第1は自己効力感を増加すること、第2は、集団意識を開発すること、たとえば、無力な状態におかれた人が集団意識をもつことで、社会についての批判的な視点を形成し、そして今までとは異なった見方で自らの問題をとらえるようになると、第3は、自己非難を減少させることで、自己非難を少なくできることは、状況を変化さ

せる力をもっているという見方をより大きくすることができる、第4は、変化についての個人的責任を引き受けることで、自己の問題について責任を感じないクライエントは、未来の変化に対する個人的責任をとらない限り、解決を促すための努力をしないということを意味しているとする。

グティエーレスは、これらの変化を促すには、小集団活動が効果的であるとし、対人関係的レベルにおいて、さまざまな相互作用を通して、個々のクライエントの変化を促すと同時に、かれらが協同して、社会的活動へと展開していくことをエンパワメントと位置づけている。

コックスとパーソンズは、「①すべての人間は、たとえ極めて困難な状況にあるとしても、潜在的に能力をもっている。②すべての人間は、多様なレベルの無力化に陥りやすい」という点を挙げ、エンパワメント過程の四つの構成要素を①自己効力感、自己意識、自尊心、自己統制などの自分に対する信頼感、充足感を発達させること、②そのために同じ体験を共有する人びととの体験の確認が重要であること、③自己の無力的な状態についての外的条件に関する批判的思考を学ぶこと、④これらのプロセスを経て、行為へと展開していくこととしている。

マイリーは、エンパワメントには、三つの組み合わさった次元があるとし、①より肯定的で、潜在的な自己感覚を発達させること、②個人の環境についての社会的・政治的現実についての入り組んだ事情についての知識とより批判的な理解力を構築すること、③資源と戦略および、より機能的コンピテンスを個人的・集合的ゴールを獲得するために育成すること、という三つの次元を挙げているとしている。

マイリーらは、エンパワメントにはストレンジス視点が重要な意味をもつという立場をとったアプローチを展開し、エンパワメントの次元を個人的、対人的、社会政治的レベルに分けて、各次元の要素をワーカーが協働し、意識高揚し、強化するなどのさまざまな方法によって支援していくことでエンパワメントが実践されるとみなしているとしている。

どのアプローチにも共通する項目として、第1は、個人のもつ潜在的能力に対する信頼、第2に、エンパワメントを個人、対人関係、社会政治の各レベルに分類していることであり、最も共通する点は、各アプローチにおけるパワー概念の理解であるとしている。

## （2）エンパワメントアプローチにおけるパワーの意味

筆者は、トフラーとボールディングのパワーの概念を整理し、①パワーは、保有する資源の種類、保有の程度と関連するということ。②パワーは常に対象とするものとの関係でとらえられること、としている。

そして、パワーは常に社会関係、社会構造の中に位置づけられ、対象となる他者をともなう概念であるということであるとしている。

さらに、エンパワメントアプローチにおいて、パワーはどのようにとらえられるのかを論じており、パワーについて、グティエーレスのいうパワーとは「人が必要とするものを得る能力；他者がいかに考え、感じ、行動し、また信じるかということに影響できる能力；そして、家族、組織、コミュニティ、社会のような社会的システムの中での資源の分配に影響する能力」という定義を引用して、マイリーらは、パワーの保有とは、多くの可能性から行動を容易に選択すること、および個人の選択に基づいて行動すること、と述べている、としている。

そして、個人的、対人関係的、社会政治的な各次元でのパワーの獲得がエンパワメントにとって必要であり、それらが相互に作用しあって、パワー感を経験することができるとする。

リーは、批判的な意識と抑圧についての知識がパワーであるとしており、さらに、対人関係的な用語でパワーを定義すれば、願わしい資源とゴールを獲得するために他者に影響する能力としているとする。

その影響力がどのような方法で形成、獲得されるのかという点については、グティエーレスが強調するように、対人関係レベルに焦点づけることが妥当であるとし、対話を軸とした統合的パワーによる働きかけを意味しているとする。その統合的パワーを獲得するためには、知識を得ることが重要になり、その土台は集団を媒介とした学習・教育にあるとし、このプロセスを経て、個人は自らをエンパワーし、さらに集団を通して、社会的な活動に参加できるとしている。

## （3）ストレンジス視点

ストレンジス視点が強調する点として、ソーシャルワーク実践において支配的であった病理的アプローチに対する批判である。これは、ストレンジス視点は生活モデル以上に、病理的視点を排除しようとしているとしている。

ゴールドシュタインは、社会構成主義を援用して、病理と強さの違いを検討し、社会構成主義は、知識は人々の社会的相互作用を通して形成されるとみなすとする。ストレンジスは人々の日常生活の中で構成されてきた言葉であり、科学的な実証性をもった枠組みではなく、病理という用語も、科学者の視点から構成された一つの枠組みである。

ワーカーの持つストレンジス視点は、その社会や文化的価値などを反映しており、個人的な判断を含んだ主観性の強いものであるが、クライエントの話のメッセージの意味を解釈することをワーカーに求める視点でもあり、ワーカーとクライエントの関係にも影響するが、従来の援助関係は、ワーカーが科学的な根拠のある専門知識をもち、生活の困難を抱えて福祉サービスを求めてくるクライエントに対して、専門的権威をもった立場から援助するというものであり、それは非対称的な関係をもたらす傾向が強い。しかし、ストレンジス視点は、専門的知識と同等にクライエントの日常知を重視し、援助関係は、対等な見方のすり合わせの中で進行し、それはクライエントが自らの社会的現実を構成する方法をワーカーが信頼することもあるとする。

最後にまとめとして、エンパワメントアプローチは、治療的/病理的視点を排除したところに成り立つとし、エンパワメントアプローチの基盤にストレンジス視点は不可欠であるとする。

狭間は、この点を明確にするために、エンパワメントにおけるパワーの意味を特定する必要を感じ、それを統合的パワーと位置づけた。さらに、ストレンジスを社会構成主義の立場から考察することで、ストレンジスを意味の生成力ととらえたのである。このような生成力を普遍的な潜在能力とみなすこと、エンパワメントはその可能性をもつことができるのであるとしている。

## 文献分析2

『パワーとエンパワメント ソーシャルワーク・ポケットブック』をみる。

エンパワメントとは何かということで、まず、「自己価値、自己信頼、効力感などと密接に関連している個人の感覚。また、人々の生活における社会的、政治的諸条件と密接に関連してもいる」。(Kreisber3 192:19)

「個人なり集団が、資源とつながりながら、自分自身の生活をコントロールしていく力を獲得していく過程である。こうした行動を通して、もっとも高度な人格的で共同的な大きな望みと目標を達成するための力を獲得することである」。

(Robbins, Chatterjee, and Canada 1998:91)

「環境を改善していくための影響力を発展させるような、個人的、個人間的、社会－経済的、政治的な強み(ストレングス)を増大するために、個人、家族、集団、地域社会を支援する過程である」。

(Barker 2009)以上の三つの定義を紹介している。

そして、エンパワメントは、パワーの力動とどのようにサービス利用者がディスペパワーされてしまうのかについて、明確な理解を要求し、ソーシャルワーカーは、サービス利用者に対する効果的な支援は、パワーとエンパワメントについての理解を発展させつつある当事者たちが担っているとし、現代の政治社会政策とソーシャルワーカーによる未来への変革は、パワーとエンパワメントの課題により基礎づけられるとする。安全な生活保障は、ソーシャルワーカーの中心的な役割であるが、パワーとその乱用は、安全な生活保障のための実践を誤らせる鍵となる課題であり、エンパワメントは、ソーシャルワーク実践の心臓(ハート)そのもので、ソーシャルワーク実践は、特に参加者たちにパワーとエンパワメントの自覚がないときに、ディスペパワーし得る可能性があることがあり、ソーシャルワーカーは、ディスペパワーされている人たちとともに活動するとし、なぜ、エンパワメントが、ソーシャルワーク実践において、重要なのか明らかにしている。

ソーシャルワーク実践において、エンパワメントはその中核として提示されており、ソーシャルワークの国際定義によると「ソーシャルワーク専門職は、人間の福祉(ウェルビーイング)の増進をめざして、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワーカーは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワーカーの拠り所とする基盤である」(2000)と定義されている。また、新定義では「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり

学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい」(2014)

これらの定義の考えは、現代のエンパワメント実践において、多様性のある世界であるという理解の点で、確実に重要であるとし、パワーの力動とこれらが、人々の生活に与える衝撃を理解することは、ソーシャルワーカーと他の専門職を分かつ大きなことがらとして議論されているとする。

最後に、サービス利用者を自身がおかれた状況に関する専門家として考えてみると、現代ソーシャルワーク実践の範疇においては、重要な側面の一つとなつておらず、強み(ストレングス)という見方は、こうした考えの重要な要素となっていて、このような見方を理解することは、人々をエンパワメントしていくときにとっても助けとなりうるであろうとする。

### 文献分析3

『(つながり)の社会福祉－人びとのエンパワメントを目指して』をみる。

第1章において、「つながり」を構築することは、人びとの困難を解決するための手段であり、包摂社会に向けた、ソーシャルインクルージョン、ソーシャルキャピタル、サステナビリティ、ジェネラビリティ、エンパワメントという五つの概念を用いて、つながりの重要性を示している。

ジェネラビリティも、サステナビリティも〈タテのつながり〉であり、世代間あるいは将来世代との関係を考える上で重要性をもち、サステナビリティが将来世代への配慮という観点から社会のあり方を考える概念であるとすれば、ジェネラビリティはその根拠ともなる考え方であり、個人の側、あるいは配慮する側の世代のウェルビーイングを高める概念としている。

ソーシャル・インクルージョンとは、「今日的な『つながり』の再構築を図り、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」と定義されており、また、ソーシャル・キャピタルとは、「個人間のつながり、すなわち社会的ネットワー

ク、およびそこから生じる互酬性と信頼性の規範」を意味するとし、両者を〈ヨコのつながり〉としている。

そして、〈タテのつながり〉の基幹をなす概念として、サステナビリティとジェネラティビティ、〈ヨコのつながり〉の基幹をなす概念としてソーシャル・インクルージョンとソーシャル・キャピタル、包摂社会の駆動力でもあり、同時にゴールでもあるエンパワメントについて触れている。

フリードマンの著書『エンパワメント』(邦題は『市民・政府・NGO』)のなかで、知識、情報、技術、社会組織への参加、生産の基盤となるものへのアクセスに関わる社会的エンパワメント、自らの将来に影響を及ぼすような決定過程に加わることに関わる政治的エンパワメント、個人が潜在力を感じる力である心理的エンパワメントを「オルタナティブな開発」のための三つの力の獲得を追求するものとしている。

## 考 察

以上、エンパワメントに関する先行研究と文献を概観してみた。エンパワメントについて、各論者のポイントをまとめると。

西梅は、エンパワーメント実践には欠かせない構成要素としてストレングスの視点が必要であるとし、エンパワーメント実践は、まず利用者がそのストレングスに気づくように展開されたとした。また、エンパワーメントの概念として、「国家、地方、自治体、コミュニティ、住民の理解と参加による福祉社会を志向する広範な過程をも含むもの」としている。ストレングス視点はソーシャルワーカーが利用者の長所を発見し支援することだけを意味しているのではなく、「潜在的なストレングスが利用者にとって現実であるかどうかを述べ、評価する立場にいるのは利用者だけである」と、利用者との協働のエンパワーメントに言及している。

西梅はさらに、現在のソーシャルワークでは、他職種・他機関との協働だけではなく、利用者との協働が重視されており、利用者の主体形成やその変容過程を改めて重視するようになり、協働的な関係の中で知識と技術を提供することにより、利用者とソーシャルワーカーによって新たな資源が創出され、利用者とソーシャルワーカーの相互作用によって新たなパワーを生み出すとしている。対話により、利用者とソーシャルワーカーとの協働を具現化し、エコシステム視座に基づく知識とを分かち合いながらパワーレスやストレン

グスの気づきを促すことを可能することができる関係としての協働を、過程を通じて可能にしているとする。

安梅は、エンパワメント(湧活)とは、「人びとに夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っている素晴らしい、生きる力を湧き出させることである」としている。そして、エンパワメントには、自分エンパワメント、仲間エンパワメント、組織エンパワメントの3つがあり、さらに組織エンパワメントはさらに狭義の組織エンパワメント、社会エンパワメント、システムエンパワメントの3つに分かれ、これらを組み合わせ活用することが、持続的で効果的なエンパワメントの実現に必須であるとした。

岩川・都築は、エンパワメントはエンパワメント・アプローチとセルフ・エンパワメントの二つの側面に分けることができ、エンパワメント・アプローチは、ソーシャルワークの専門的立場からエンパワメントを捉え意味づけようとする立場で、セルフ・エンパワメントは、当事者の立場からエンパワメントを捉え意味づけようとする立場であるとする。エンパワメントにはソーシャルワーカーが用いるアプローチだけでは捉えきれない側面があり、自分でエンパワメントする側面にも注目する必要があるとしたところが、二つの側面を考えながらエンパワメントをしていく必要性に言及し、エンパワメントを整理している。

新海は、地域のエンパワーメントにとって自治体は根幹的要素であるとし、地縁組織や半官半民の地域組織を主要な中身とする地域コミュニティのエンパワーメントとは、人間関係であり、こうした人間関係を醸成する日常的な地域活動であるとする。さらなるエンパワーメントとして市民参加は未だ行政主導であるため、社会教育実践による住民の主体形成について述べている。

野田・千田は、コミュニティ・エンパワメントとは、①人と人との絆で繋がり支えあう関係に至る地域の課題解決のプロセス ②地域の課題があり、「リーダーの存在」や「支援者の地域住民への信頼」という支援者の側面における先行要件が必要であること ③個人の側面における影響要因、組織の側面における影響要因、支援者の側面における影響要因の互いに関連する3つの影響要因によって、強まったり弱まったりすること、構成要素を示し、「誰もが安心して暮らせる健康な地域を目指して、組織や地域の人々が、対等な立場で互いに話し合い、合意の形成を行う中で、緩やかな絆でつ

ながり、支えあう関係を形成し、共通の課題解決に向かうプロセスである」と定義している。

狭間は、抑圧された人びとがパワーを回復するプロセスには、価値目標・プロセス・結果の三つの要素が相互に関連するとみなしており、価値目標を「すべての人間の潜在能力を信じ、その潜在力の発揮を可能にするような人間尊重の平等で公正な社会を実現」とし、プロセスを「個人・小集団・組織・コミュニティ・社会という人の集合のレベルからの分類と、身体的・心理的・経済的・社会的・政治的という側面からの分類」結果を、「各集団のレベルで、さまざまな側面のパワーとコントロールを取り戻すこと」であるとしている。

様々な論者の、どのアプローチにも共通する項目として、第1は、個人のもつ潜在的能力に対する信頼、第2に、エンパワメントを個人、対人関係、社会政治の各レベルに分類していること。最も共通する点は、各アプローチにおけるパワー概念の理解であるとしている。

また、パワー概念については、対話を軸とした統合的パワーによる働きかけを意味しているとし、統合的パワーを獲得するためには、知識を得ることが重要になり、その土台は学習・教育にあるとし、このプロセスを経て、個人は自らをエンパワーし、さらに集団を通して、社会的な活動に参加できるとしている。

ストレンジス視点は、ソーシャルワーク実践において支配的であった病理的アプローチに対して、生活モデル以上に、病理的視点を排除しようとしているとした。ストレンジス視点は、クライエントの日常知を重視し、対等な関係で進行し、クライエントが自らの社会的現実を構成する方法をワーカーが信頼することでもあるとする。そして、エンパワメントアプローチは、治療的/病理的視点を排除したところに成り立つとし、エンパワメントアプローチの基盤にストレンジス視点は不可欠であるとした。

シヴォーンとロブは、エンパワメントは、ソーシャルワーク実践の心臓(ハート)そのもので、ソーシャルワーク実践は、特に参加者たちにパワーとエンパワメントの自覚がないときに、ディスペラメントをしうる可能性があることがあり、ディスペラメントされている人たちとともに活動し、エンパワメントが、ソーシャルワーク実践において、なぜ重要なのか明らかにした。

サービス利用者を自身がおかれた状況に関する専門家として考えてみると、現代ソーシャルワーク実

践においては、重要な側面の一つであり、強み(ストレンジス)という見方は、こうした考えの重要な要素となっている。このような見方を理解することは、人々をエンパワメントしていくときによく助けるとした。

西村らは、ソーシャルインクルージョン、ソーシャルキャピタル、サステイナビリティ、ジェネラビリティ、エンパワメントという五つの概念を用いて、つながりの重要性を示した。知識、情報、技術、社会組織への参加、生産の基盤となるもののへのアクセスに関わる社会的エンパワメント、自らの将来に影響を及ぼすような決定過程に加わることに関わる政治的エンパワメント、個人が潜在力を感じる力である心理的エンパワメントを「オルタナティブな開発」のための三つの力の獲得を追求するものとしている。

## 結 論

エンパワメントをしていくための構成要素を整理していく。

### ①ストレンジス、ストレンジスの視点

エンパワメントをしていくための前提条件として、ストレンジスの視点が不可欠である。エンパワメントは湧活であり、力を湧き出させることであるが、本人の「強み」を見出し、または自ら発見し、その強い部分を伸ばしていくことにより、エンパワーしていくということである。

### ②利用者との協働

エンパワメントは、ソーシャルワーカーが一方的に利用者にパワーを与えるものではなく、利用者とともに進めていくものである。現在はチームケアやチームアプローチといった、多職種連携・協働による問題解決が主流であるが、協働するのは専門職だけではなく、利用者との協働も重要である。

### ③対象は多様・広範である

「国家、地方、自治体、コミュニティ、住民」「個人・小集団・組織・コミュニティ・社会という人の集合のレベル」「身体的・心理的・経済的・社会的・政治的という側面」「自分エンパワメント、仲間エンパワメント、組織エンパワメント」「エンパワメント・アプローチとセルフ・エンパワメント」等、広範な対象、多様なエンパワメントがある。

### ④エンパワメントは福祉教育・学習である

エンパワメントをしていくためには、自分が置かれた

状況を知ること、ノーマルな状態とは何か知っていること、不利な立場や人権が侵害されていることなどに気づくことが必要である。それには、社会教育実践による住民の主体形成であったり、統合的パワーを獲得するために知識を得ることが重要であり、その土台は学習・教育である。このプロセスを経て、個人は自らをエンパワーリし、さらに集団を通して、社会的な活動に参加できる。

最後にエンパワメントについて定義化を試みる。エンパワメントとは「湧活であり、福祉教育をしながら主体形成をし、利用者・地域のストレングスを活かして協働しながら、統合的パワーを獲得して、自分たちの生活や人生を豊かにしていくこと」とする。

## 文献

- (1)西梅幸治『ソーシャルワークにおけるエンパワーメント実践展開研究の意義』福祉社会研究第4号・5号 53~67 2004
- (2)安梅勲江『エンパワメントの科学：だれもが主人公 新しい共生のかたち』認知神経科学 vol.1 1~7 2017
- (3)岩川奈津、都築繁幸『社会福祉領域におけるエンパワメント概念の枠組みと障害種別のエンパワメントの内容の検討』障害者教育・福祉学研究第13巻 55~66 2017
- (4)西梅幸治『エンパワメント実践における協働』高知県立大学紀要 社会福祉学部編 第70巻 17~29 2020
- (5)<https://kansaiworker.com/empowerment/> 『地域福祉のエンパワメントについて（個別地域ケア会議の実践事例）』2022.07.24
- (6)新海英行『地域のエンパワーメントと住民の主体形成—地域づくりは人づくりー』名古屋柳城短期大学研究紀要第35号 1~13 2013
- (7)野田万里、千田みゆき『コミュニティ・エンパワメントの概念分析』埼玉医科大学看護学科紀要 10巻 63~71 2017
- (8)狭間香代子『社会福祉の援助観 ストレングス視点・社会構成主義・エンパワメント』筒井書房 2001
- (9)シヴォーン マクリーン（著）、ロブ ハンソン（著）、木全和巳（訳）『パワーとエンパワメント ソーシャルワーク・ポケットブック』クリエイツかもがわ 2016

(10)【編著者】西村昌記、加藤悦雄『〈つながり〉の社会福祉一人ひとりのエンパワメントを目指して』生活書院 2020

(注1)「人とその人の環境との間の関係の質に焦点をあて、所与の環境を改善する力を高め、自分たちの生活のあり方をコントロールし、自己決定できるように支援し、かつそれを可能にする公正な社会の実現を目指す過程のこと。社会福祉援助の目的概念として近年注目を集めている。その特徴は、人々の潜在性に絶対的信頼を寄せ、社会的存在としての発達を重視し、自己実現への志向を強調するのと同時に、問題の定義において社会的要因に注意を向け、人々が生活の質と資源及びサービスへの公正なアクセスの機会を害する外的条件に抵抗し、それを変化させる力を発達させるという点にある」(久保 [2013 : 28])

久保美紀、2013「エンパワメント」山縣・柏女編集委員代表 [2013 : 28]

# 車いす介助のための補助具の設計

岩井 宏

Design of aids for wheelchair assistance

Hiroshi IWAI

## 1. はじめに

現在は、超高齢社会であり高齢化率は 28.9%<sup>(1)</sup>である。介護用品の利用においては、特殊寝台、車いすの順で車いすの利用が多い。

しかし、車いすの介助において、段差を超えることはかなりの慣れが必要であり、介助になれていない場合には、1 cm の段差すら超えるのは難しい。そこで本研究では、段差を超えるための補助装置を提案するために設計を行い、有限要素法による強度解析を行ったその報告である。

## 2. 車椅子の段差の超え方

図 1 に今回用いた車いすのモデルを示す。これは、実際の市販されている車いすの寸法に基づいている。車いすを介助して段差を超えるためには、ティッピングレバーに足を掛けて、段差の高さまでキャスターを持ち上げ、段差にキャスターをあげて、後ろから押す。介助の説明などで、よくティッピングレバーを踏むという表現を見ることがあるが、実際にティッピングレバーを踏んでもキャスターが持ち上げることはできない。車いすは構造上、左右のティッピングレバーに介助者が乗り上げても、キャスターは持ち上がることはない。

例えば、図 1 の車いすに 80kgf の人が座っていたとする。図 2 の左のティッピングレバーを踏む場合、単純なモデルで考えると、駆動輪の中心を回転中心としたとき、座っている人の重さによる左側のモーメント（回転力）は、 $80\text{kgf} \times 215\text{mm}$  となる。これに対して、ティッピングレバーを踏み、手押しハンドルに下向きに力を入れる場合のモーメントは、

$$X\text{kgf} \times 150\text{mm} + Y\text{kgf} \times 160\text{mm}$$

になる。仮にティッピングレバーだけを踏んで、キャスターを持ち上げようすると

$$80\text{kgf} \times 215\text{mm} = X\text{kgf} \times 150\text{mm}$$

となり、 $X=114.7\text{kgf}$  となる。すなわち介助者の体重が

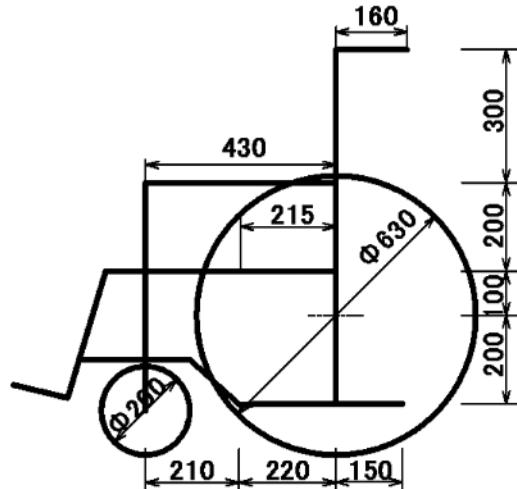


図 1 車いすモデル(mm)

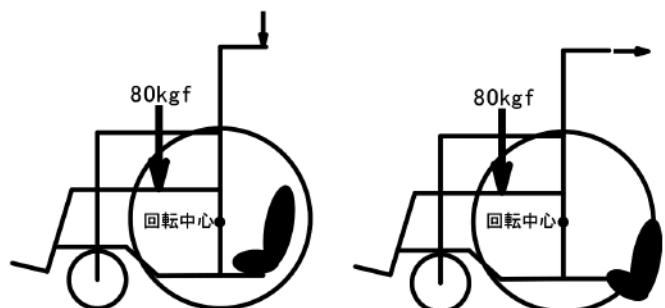


図 2 キャスターを持ち上げるための力のかけ方

115kgf 必要となるため、不足分は手押しハンドルに Y 分の力をかけて、キャスターを持ち上げるようになるが、持ち上がるときには、かなりの力を加えているため、一気に持ち上がっててしまうことも考えられ、非常に危険である。

次に、手押しハンドルを引く場合は、駆動輪の中心を回転中心としたときの左側のモーメントは、先ほどと同じ  $80\text{kgf} \times 215\text{mm}$  である。これに対して右側のモーメントは、回転中心の駆動輪の中心から手押しハンドルまでの高さと力をかけたものであるため、 $Z\text{kgf} \times 600\text{mm}$  である。これより

$$80\text{kgf} \times 215\text{mm} = Z\text{kgf} \times 600\text{mm}$$

となり、 $Z=28.7\text{kgf}$  となるため、29kgf以上の力で手押しハンドルを引けば持ち上がることになる。

しかし、ティッピングレバーに足を掛けて、介助用のハンドルを引く方法は、先に示したように介助になれている者もわかっていない場合もある。そのため、介助になれない者が車いすの介助を行う場合にいきなりキャスターをあげることはできないのが現状であり、ほんの少しの段差でさえ超えることが大変な作業である。

### 3. 補助具

車いすの、キャスターを持ち上げるための補助具として、図3のように駆動輪とキャスターの間にバーを入れることにした。このバーは、通常は駆動輪側に水平方向の位置にあり、脚でレバーを踏んだときに出てくる構造を想定している。出てきた際には、出たままとなるようにキャスター側に少し傾く構造としている。今回のモデルでの補助具を付ける場所は、駆動輪から190mm、キャスターまでの距離は240mmである。安定性を考えると、補助具はなるべくキャスターに近い方が良いが、今回は車いすの構造上駆動輪から190mmが最もキャスター近く配置できる場所であった。

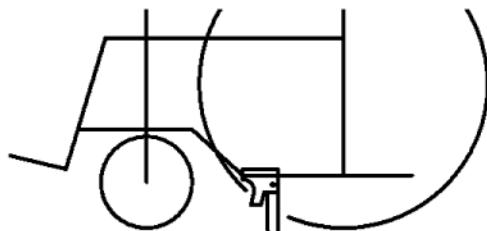


図3 補助具

次に超える段差を30mmとし、この補助具を用いて、キャスターを持ち上げる場合、回転中心を駆動輪とするときの補助具で持ち上げる高さは、相似の関係より

$$30\text{mm} : 430\text{mm} = X : 190\text{mm}$$

であり、 $X=13.2\text{mm}$ となる。

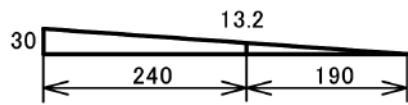


図4 補助具での持ち上げる高さ

段差の高さを30mmにしたのは、一般的に車いすの介助の時に考えられる高さである。また高すぎると、車

いすの重心が後ろに移動しすぎて不安定になるためである。介助する人が不慣れな場合には、これ以上の高さを乗り越えることは安全性に問題があると考えられる。これらより、水平状態から補助具が15mm吐出するように設計を行った。この場合キャスターが持ち上がる高さは、34mmであるが、固定する位置を考慮すると、最大の高さが34mmで、固定位置の高さは30.6mmになる。

### 4. 有限要素法による解析

#### 4. 1 解析モデル

今回の解析は、補助具の可動部のみで行った。この可動部が地面に接触するのは、垂直方向から37°の位置であった。解析は、図5のように、37°、30°、15°、0°と固定する位置である-15°の5パターンで行うこととした。

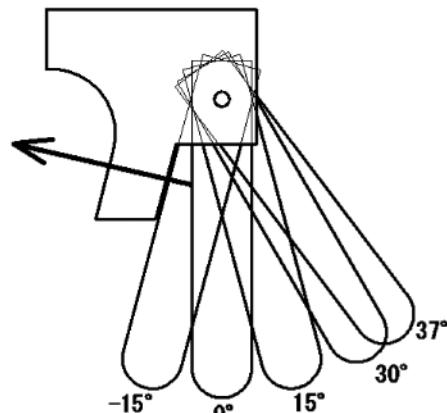


図5 解析する可動部の角度

#### 4. 2 解析対象の条件

解析には、800Nの負荷がシートのかかっているものとした。補助具は左右に付けるため、各負荷は400Nとなる。これより、可動部の回転中心にかかる負荷は、約450Nとなる。可動部の材料はアルミ材で、回転中心から先端までの長さ100mm、幅20mm、厚さ10mmとした。先端形状は、稼働しやすいように、半円状に加工してある。

#### 4. 3 使用要素

解析には、図6の以前作成を行った<sup>(2)</sup>2次元のアイソパラメトリック要素を用いた。今回の解析は、四角い形状であり、厚さ方向は一定の厚さであるため、特に3次元での解析を行う必要も無いため、2次元とし

ている。1要素当たり8接点で設定の自由度は2自由度である。使用した形状関数を下記に示す。

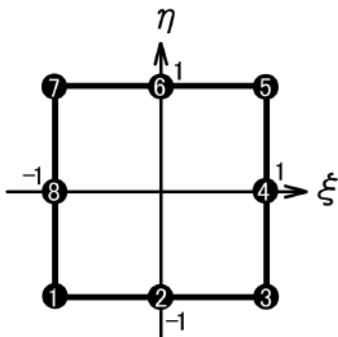


図 6 アイソパラメトリック要素

$$\begin{aligned} N_1(\xi, \eta) &= -\frac{1}{4}(1-\xi)(1-\eta)(\xi+\eta+1) \\ N_2(\xi, \eta) &= \frac{1}{2}(1-\xi^2)(1-\eta) \\ N_3(\xi, \eta) &= \frac{1}{4}(1+\xi)(1-\eta)(\xi-\eta-1) \\ N_4(\xi, \eta) &= \frac{1}{2}(1+\xi)(1-\eta^2) \\ N_5(\xi, \eta) &= \frac{1}{4}(1+\xi)(1+\eta)(\xi+\eta-1) \\ N_6(\xi, \eta) &= \frac{1}{2}(1-\xi^2)(1+\eta) \\ N_7(\xi, \eta) &= -\frac{1}{4}(1-\xi)(1+\eta)(\xi-\eta+1) \\ N_8(\xi, \eta) &= \frac{1}{2}(1-\xi)(1-\eta^2) \end{aligned}$$

#### 4. 4 解析方法

今回用いた8接点のアイソパラメトリック要素は、自由度が2自由度であり、回転は考慮していないため、回転中心となる場所において2自由度とも拘束する必要がある。そのため、負荷は地面からの反力として与えるものとしている。また、可動部を回転させるために、ワイヤーなどで可動部を引っ張る必要がある。その力として、700Nを、傾き37°～0°の解析では与えている。 $-15^\circ$ の場合は、可動部がこれ以上回らないように止める部分と接触するため、接触する部分は回転しないように拘束条件を与えている。また、ワイヤによる負荷と地面からの反力は全ての解析において同値としている。

図7に可動部の要素分割の図を示す。要素数110要素、接点数385接点、総自由度770自由度である。

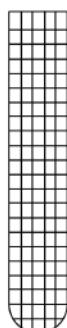


図 7 要素分割

#### 4. 5 解析結果

解析結果の表示において、今回の解析は、可動部を回転させて解析を行っている。水平・垂直方法をそれぞれX、Y座標として計算は行っているが、そのまま応力をX、Y方向で処理してしまうと分布の比較をすることができない。そのため、解析結果の表示は主応力(3)で行っている。

##### (1) 傾き 37°

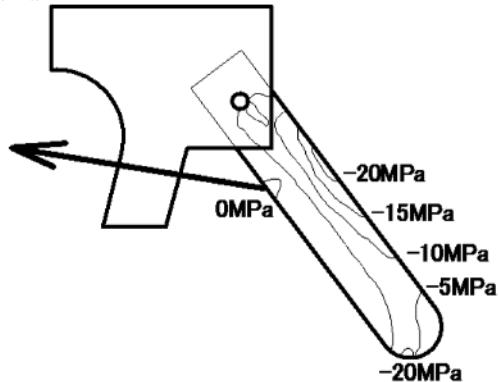


図 8.1 傾き 37° の解析結果

傾き37°の解析結果においては、地面についた部分に集中荷重を与えていため、若干の応力集中が見られる。また、ワイヤで引張る部分においても集中荷重による応力集中がある。全体的には、回転中心と地面に接する部分が支点となり、ワイヤで引張る部分が負荷となる3点曲げと圧縮の合成となる分布が示されている。

##### (2) 傾き 30°

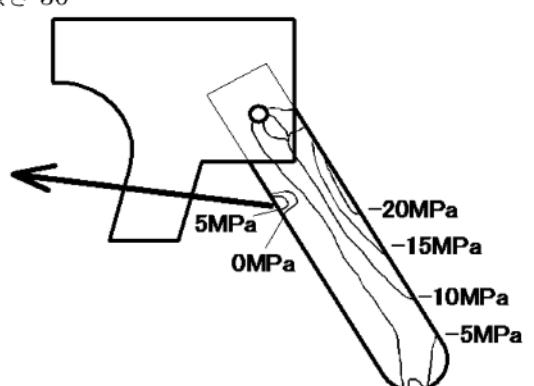


図 8.2 傾き 30° の解析結果

傾き30°の解析結果は、ほぼ傾き37°と同じ結果が出ているが、若干ワイヤ部分の応力集中が大きい値になっているように見られる。要素は均等な分割となっているため、詳細な解析が必要と思われる。

## (3) 傾き 15°

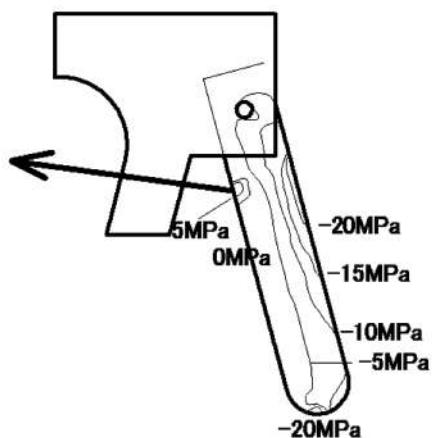


図 8.3 傾き 15° の解析結果

傾き 15° の解析結果では、可動部がかなり垂直な状態になることにより、垂直負荷による圧縮の影響が大きくなっているようであり、-5MPa～0MPa の部分が広くなってきている。

## (4) 傾き 0°

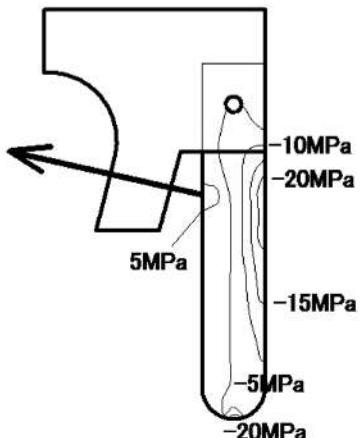


図 8.4 傾き 0° の解析結果

ワイヤによる引張り力は概算値で与えているが、傾き 0° の解析結果では、垂直方法の圧縮とワイヤでの引張りで発生する曲げによる引張応力は、この計算においては相殺されており、応力がほぼ発生していない部分が多く現れている。

## (5) 傾き -15°

傾き -15° の解析結果は、今までの計算とは異なり、他の解析とは拘束条件なども異なっているが、やはり 15° 傾いていることにより圧縮応力に加え、傾き 37°

～0° とは逆の面で、圧縮応力と引張応力の両方が発生している曲げ発生していることが解る。そのため、支えの回転を止める部分の先端に応力集中が発生していることが解る。

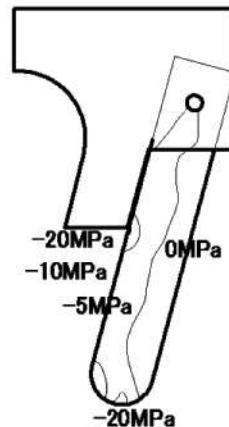


図 8.5 傾き -15° の解析結果

## 5. まとめ

今回、段差を乗り越えるための補助具の作成のための解析を行った。可動部が -15° の固定の位置まで移動させるためには、ワイヤなどで可動部を引張る必要があり、また介助される人の体重による負荷による力が発生する。今回の解析では、この両方の負荷により、傾き 37° ～0° では、同様の分布が得られた。また、-15° のキャスターを持ち上げて固定した状態においては、ストッパーの部分において応力集中が発生することが明らかになった。これより、実際にものを作成するときには、応力集中が発生しにくいようにストッパー側に力が分散される仕組みを作る必要があることが解った。

今後、実際の試作品を作成し、-15° で固定されて安定するかを確認し、また形状はアルミの先端を丸くしただけであるため、屋内で利用した場合には床に傷を付ける可能性があるため、なめらかに回転するものを付けた方が良いと思われる。また、可動部を実際に引張る仕組みの検討が必要である。

## 参考文献

- (1)株式会社医療経営研究所 <https://www.iryoken.co.jp/>  
contents/new/detail--id-2354.html 2022/10/19
- (2)岩井宏：3D プリンタのための 3D 有限要素法プログラムの作成：静岡福祉大学紀要 2018, P9-14
- (3)主応力の式 CAE と強度計算の森 RT デザインラボ, <https://www.fem-vandv.net/m6.html> 2022/9/9

# 軽度要介護者への福祉用具貸与とケアマネジメント －福祉用具の単一品目貸与に関与するケアプランの現状と課題－

大久保 功

Welfare equipment rental and care management for people requiring mild nursing care

- Current status and issues of care plans involved in single-item lending of assistive devices -

Isao OHKUBO

## はじめに

介護保険制度における福祉用具貸与については、利用者の身体状況や要介護度の変化に応じて適切に提供されることを前提としてきた。介護保険制度の実施前は、老人福祉制度における日常生活用具給付事業の中で、1人暮らしや寝たきり高齢者への生活利便や介護負担の軽減を図るため、福祉用具の給付または貸与が行われてきた。2000（平成12）年4月以降は要介護（要支援）認定を受けた人に対して、自らの必要性と選択の意思に基づき、介護支援専門員（以下、ケアマネジャーとする）の作成するケアプランに位置づけて、介護保険制度の居宅サービスとして適用している。

厚生労働省発表の「令和3年度介護給付費実態統計の概要」（令和4年9月21日）によると、令和3年度の介護保険サービスにおける年間実受給者数（年度の4月から3月までの1年間に一度でも介護予防サービス又は介護サービスを受給したことがある者）は6,381万7千人であり、福祉用具貸与（予防サービスを含む）の実受給者数は3,527万9千人であった。

福祉用具貸与の実施には、福祉用具専門相談員が利用者ごとに使用目的や効果を記した福祉用具貸与計画書を作成し、ケアマネジャーが作成するケアプランに位置づけ、モニタリングを通じて身体状態の変化と貸与の適性を常に見極めて運用している。その一連の関与により制度の健全性が保たれるが、社会保障審議会介護給付費分科会における次期介護報酬改定に向けた議論では、財務省の財政制度等審議会からの指摘（福祉用具の貸与種目のうち、要介護度に関係なく給付され、廉価とされている歩行補助つえ、歩行器、手すり等を販売種目に移行すべき）を踏まえ、福祉用具貸与・販売種目のあり方についての検討が行われている。

本研究では、厚生労働省が2022（令和4）年2月に発足した「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」の議論に着目し、現行制度における福祉用具貸与と特定福祉用具販売に対して指摘されている課題を整理し、特に軽度の要介護者における今後の制度活用とケアマネジャー、福祉用具専門相談員の支援に対する方向性のあり方について論じる。

## 1. 研究の目的と背景

加齢症状および自立支援の視点に基づき、多くの人のサービス利用が想定される福祉用具貸与および特定福祉用具販売について、厚生労働省が指摘する現状課題の論点を整理し、ケアマネジメントとの関係性について言及する。一方で、利用者への影響や福祉用具貸与の適切な制度運用について考察し、制度が見直された場合に、本当に必要な人が利用を躊躇し「サービスの利用控え」や「購入の見合せ」などが起こらないようにするための方策を検討し、要介護者等が安心して福祉用具の活用を継続していくための一考とする。

## 2. 研究方法と倫理的配慮

本研究は公表されている国からの情報資料や発信文書、先行研究や関連書籍などの内容を整理し、介護保険制度ならびに福祉用具貸与等の受給に関連する一連の制度の課題に着目して、論旨展開を試みる文献研究とする。研究過程では、各種資料に掲載されている具体的な固有名称の表記された事例を取扱うことはあるが、本文においては、具体的な個人名、企業名、団体名、事業所名などには一切触れないものであり、固有情報の特定につながる可能性のある内容の表記および使用はされないものとして論述する。

### 3. 介護保険制度における福祉用具貸与の概要

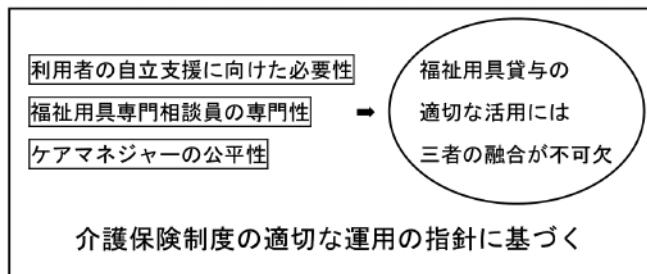
介護保険制度における福祉用具貸与については、利用者の身体状態と自立支援への効果に応じて、適宜適切な福祉用具を柔軟に提供できるよう、貸与の手段を原則としている。一方で肌に直性触れる等の衛生上の観点から、貸与→返却→再貸与の仕組が適さない品目に関しては福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。福祉用具貸与を取扱う福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具の適切な選定と活用について専門的な知識に基づいた関与を行っている。2018（平成30）年10月から福祉用具貸与の価格については全国平均貸与価格の公表および貸与価格の上限設定が行われている。福祉用具貸与の運営基準においては福祉用具専門相談員に対し、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、商品の全国平均貸与価格を利用者に説明することが求められている。それに基づき、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示し適切な説明を講じるほか、利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーへも交付することが義務づけられている。

福祉用具貸与に関する給付は居宅介護サービス費として給付されるものであり、ケアプランに位置づけられて運用される。要介護（要支援）認定を経て福祉用具貸与を希望する利用者に対し、ケアマネジャーは身体状態、福祉用具の必要性、自立支援や事故防止などへの有効性を十分に考慮したうえで福祉用具貸与事業者および福祉用具専門相談員との調整を図っている。

貸与後には当該専門職各々が連携して、自立や改善に関するモニタリングを行い、定期的な貸与計画の見直しと貸与の必要性の有無を確認することとされる。

要介護者にとって福祉用具は、身近に活用しやすいアイテムである。ただし、介護保険制度の公平かつ適正な運用を前提に考えた場合、図1に示すように、利用者、福祉用具専門相談員、ケアマネジャーの三者の思考が適切に融合されなければならないものである。

図1 福祉用具貸与における基本的な考え方



### 4. 福祉用具貸与に関する課題の指摘

厚生労働省は、2022（令和4）年2月より「介護保険制度における福祉用具貸与・販売品目のあり方検討会」を発足し、同年9月までに6回の会合を行っている。議論の前提となる福祉用具貸与の受給者数は、厚生労働省による2022（令和4）年3月審査分の「介護給付費等実態統計月報」によると表1の通りである。

表1 介護予防・介護サービス福祉用具貸与受給者数

① 介護予防サービス						
サービス種別		要支援1	要支援2			
介護予防居宅サービス受給者総数（単位：千人）		324.2	493.1			
費用額（単位：百万円）		5,405	11,962			
介護予防福祉用具貸与受給者数（単位：千人）		220.4	381.8			
費用額（単位：百万円）		1,299	2,786			
② 介護サービス						
居宅介護支援受給者数（ケアプラン作成）						
上段：受給者数（単位：千人）		下段：費用額（単位：百万円）				
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
979.4	829.0	482.0	335.5	195.6		
13,579	11,510	8,305	5,775	3,368		
福祉用具貸与受給者数						
上段：受給者数（単位：千人）		下段：費用額（単位：百万円）				
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
469.0	611.9	389.6	301.8	185.0		
3,813	8,494	6,530	6,114	4,507		

出典：厚生労働省『介護給付費等実態統計月報』（令和4年3月審査分）をもとに筆者作成

表1から算出した、介護予防居宅サービスの受給者総数のうち福祉用具貸与を受けている人の比率は、要支援1では67.9%、要支援2では77.4%である。また、介護サービスで居宅介護支援を受けて福祉用具貸与を受給している人の割合は、要介護1で47.8%、要介護2では73.8%であった。要介護5の人の受給割合は94.5%となるが、これは主に臥床状態の継続から、特殊寝台等の貸与が固定化しているものとみられる。

要支援1から要介護1までの認定者は歩行が可能で、ベッドからの起き上がりもできると判断されており、福祉用具貸与の算定基準において貸与できる品目は、歩行補助つえ、手すり、歩行器、スロープなどに限定される。当該の福祉用具は故障や形状変化が発生しにくく、日常的な使用で貸与期間も長期化しやすい。

検討会においては福祉用具貸与の課題や見直し案が指摘されているが、ケアマネジメントと福祉用具貸与に関連した項目については表2に示すものである。

表2 介護保険制度における福祉用具貸与・販売品目のあり方検討会で指摘された主な項目と内容

指摘項目	内 容
「ケアマネジメントの公正中立を確保するための取組や質に関する指標のあり方に関する調査研究報告書」に基づく指摘	介護保険報酬算定のために必要なない福祉用具貸与等によるケアプランを作成したケアマネジャーの存在が確認されたとの調査報告。
介護保険制度の費用負担が1割の人が、歩行補助つえを3年間「貸与使用」した場合の貸与給付費と、同じ歩行補助つえを現行制度に当てはめて「購入使用」したと仮定する場合の購入給付費の、双方の試算比較に関する指摘	現行の購入制度では販売価格を10,000円と仮定すると自己負担は1,000円で給付費は9,000円となる。現行制度で貸与価格を月に1,500円と仮定すると自己負担額は月に150円であり36か月では5,400円となる。その際の福祉用具貸与給付費は1,350円×36か月で48,600円となる。
福祉用具貸与のみのケアプランを作成してケアプラン作成等のケアマネジメントにかかる給付費を3年間得た場合の金額の指摘	ケアプラン報酬の算定は月に約10,000×36か月で360,000円となる。ケアプラン報酬と貸与給付費の合算では購入と比べて約40万円の差額が生じる。
現行の貸与品目で、メンテナンスの必要性の低い品目および要介護度に関係なく給付の対象となる品目のうち、比較的廉価とされているものについては、貸与から購入への見直しが必要との指摘	現行では福祉用具貸与期間の制限がなく、貸与期間の長期化により給付費が販売価格を上回ることになる。貸与期間が短くなれば、販売よりも安値に抑えることができるという試算がある。
現行通りの制度で販売品目へ移行した場合、モニタリングやメンテナンスを要しないため、品質や安全性における懸念が生じるとの指摘	ケアプランへの位置づけがあれば、モニタリングの実施や品質管理への対応が継続的に行われるが、販売となるとその機能が消滅する。

出典：介護保険制度における福祉用具貸与・販売品目のあり方検討会（第5回）資料（令和4年7月27日）をもとに筆者作成

検討会では、表2の指摘内容を示しながら給付費削減への見直し案を講じる一方で、利用者への安全性確保、自立支援への効用なども慎重に議論されている。

福祉用具貸与は自立支援に向けたケアマネジメントを考える上で、即応的で導入しやすいサービス形態である。しかし、現行の制度設計ではケアマネジメントとサービス給付には双方に報酬が設定され、この構造と運用方法が議論の方向性に影響している。ケアプランの作成には、福祉用具貸与だけの位置づけでも規程の報酬が支払われており、福祉用具貸与の給付費とケアプラン報酬の「二重給付」を思わせるような印象を与えている。この点を含め、福祉用具貸与の見直しにおける課題は、同時にケアプラン作成費用の利用者負担導入への検討にも波及していると考える。

## 5. ケアマネジメントの利用者負担導入への検討との関連性

厚生労働省は現在、2024（令和6）年4月の介護保険制度の改定（定期改定）に向けた議論を進めている。

討議の過程において、財務省の財務制度等審議会による提言が介護保険制度の見直し案にも深く関与している。財務制度等審議会が発する次期介護保険制度改革に向けた主な関連事項は表3に示すものである。

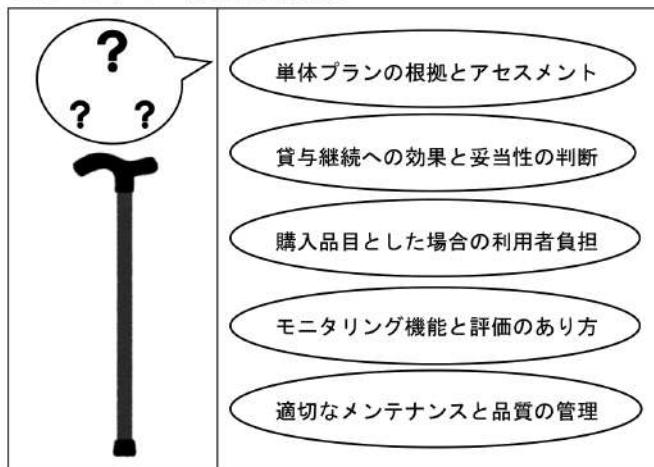
表3 財務制度等審議会の主な提言

提言項目	内 容
サービス費用の利用者負担割合の見直し	後期高齢者医療における患者負担割合の見直し等を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を原則2割にすることや2割負担の対象範囲の拡大を図ることを提言。
ケアマネジメント（ケアプラン作成費用）の利用者負担の導入	利用者が自己負担を通じてケアプランに关心を持つ仕組みとすることで、ケアマネジャーのサービスチェックと質の向上にも資することになるとの考慮からの提言。
区分支給限度額のあり方の再考	これまで区分支給限度額の対象外に位置づけられた加算が増加している。今後は設定された限度額の範囲内で給付を受けることを徹底されるべきとの考え方からの提言。

出典：財務省財務制度等審議会『歴史の転換点における財政運営』（令和4年5月25日）をもとに筆者作成

表3に示す提言の中で、特にケアマネジメントの利用者負担の導入に関しては、制度創設当初は要介護者等の積極的なサービスの利用を促進するための配慮から、費用負担の免除は例外的な取扱であったと主張している。現在ではサービス利用が定着していること、他のサービスでは利用者負担があることなどを背景に、今後の導入の正当性を提起している。加えてケアプラン作成の目的にも言及し、ケアプランは高齢者の自立支援、適切なサービスの確保、ニーズの把握を前提としたプランニングの趣旨を示しながら、それにそぐわない実情があることを指摘している。具体例として「居宅介護支援事業所の9割が他の介護サービス事業所に併設していること」「法人・上司からの圧力により自法人のサービス利用を求められたという経験を見聞きしたケアマネジャーが約4割存在したこと」「介護保険報酬算定のため、必要のない福祉用具貸与等によりプランを作成したケアマネジャーが一定数いることが確認された点」などを挙げている。この指摘の根拠とされたデータの一部は関係者への「見聞き」に対する調査であり、信頼度に疑念を抱く業界関係者も存在するが、財務省、厚生労働省、専門職（職能団体）の間で見解が異なる状況である。指摘された課題の根底には、軽度要介護者への「1本のつえ」と「1件のケアプラン」の関係性が見えている。利用者によっては歩行補助つえがなければ歩行に多大な支障を来たすことが明らかな事例もあるが、「車いす=歩けない」、「特殊寝台=起きられない」というような絶対条件ではないとの判断側面もある。今後「1本のつえ」を巡っては、利用者、ケアマネジャー、福祉用具専門相談員に新たな課題や懸念が生じることになる。

図2 1本のつえを巡る課題



## 6. 考察

今般の福祉用具貸与に関する一連の動きを捉えながら、介護保険制度の発足時からの考え方である「介護の社会化」から再考したい。介護の必要性の判断においては要支援1から要介護5までの認定が基準とされる。そこには、要支援1の人が必要とされるサービスの傾向と要介護5の人が必要とされるサービスの種類があり、サービスの「選択権」や制度利用の「意思決定権」はすべて利用者が握っている。ケアマネジャーはその選択権、意思決定権に対し、公的サービスを利用する事が適切か否かの判断とともに自立支援に向けた目的とサービス受給に値する根拠を加えてのケアプランを作成する。ケアプランの作成は、サービス利用を確定させるために必要な過程であるが、利用者への介護支援と同時に、受給の公平性と適正を判断する「審査権」が存在しているともいえる。これまで、介護保険制度を統括する厚生労働省、給付のための財源を管理する財務省は、それぞれの視点でケアマネジャーの職務を見守り、専門職としての責務や倫理観、専門性を信任して一連の介護保険業務を委託してきた。今回の「介護保険制度における福祉用具貸与・販売品目のあり方検討会」の議論、「財務制度等審議会・歴史の転換点における財政運営」の提言は、財政基盤の再検討や再構築による背景のものとみられるが、他方の解釈として、介護保険制度運営に関与する専門職やサービス事業者、関係者に対して、職務倫理の見直しや更生を図らせるための方策ではないかとの理解も成り立つと筆者は考える。特に財務省の提言は、これまで相当に我慢して見守ってきた結果からの措置であるとの語気を感じるものである。ここで専門職が襟を正さなければ、給付条件や利用者への負担要求はさらに厳しくなり、専門職の専門性が報酬に反映されにくくなる事態も、今まで以上に進行する懸念が持たれる。

軽度要介護者の利用が見込まれる福祉用具について、原案の比較的廉価とされる福祉用具を購入品目に切り替える方向への検討はやむを得ないと筆者は考える。

本来、介護保険制度は自立した生活が困難な人とその介護者に対し、高額な介護費用の負担が想定される場合の救済策であるという認識が持たれる。その点を勘案し、ケアマネジャーは要介護度の判定が低く、生活自立度が高いと評価され、日常生活への困難さが軽度であると判断された利用者に対しては、必要な福祉用具の入手には自助の優先性を考慮したうえで、自費

購入を推奨する立場を明らかにされたい。ケアプランへの位置づけとしては、福祉用具の入手から活用に至る一連の過程を、経済的な自立と身体的な自立の双方の支援として捉えることも可能であり、専門性の高い視点に基づいた実践を根拠にケアプランへの記載ができる内容となる。ケアマネジメントの評価過程においては、自助の視点に基づいた利用者の経済的なマネジメント能力の維持と、自発的な福祉用具の活用と自立に対する取組を反映させることが考えられる。

福祉用具の導入に関しては、筋力や関節機能、注意力の低下などにより転倒のリスクが高く、歩行補助つえや手すりの活用が必要という場合には、医師、理学療法士などの医療専門職が、低下状態や運動機能のアセスメントを正しく行い、適切な福祉用具の選択に結びつける仕組を考えたい。また、介護福祉実践やケアマネジメントの領域にも、福祉用具の活用において精通した専門職の養成が必要であると考える。

京極（2007）は著書に「福祉用具と住宅改修の両方に強い福祉環境整備士（いわばハードケアマネジャー）の創設を問題提起した」と記しているが、「財政的理由から福祉用具の活用には抑制傾向が強まり、障害者介護も含めた福祉用具と住宅改修のハードケアマネジャーの創設はいまだになされていません」と論じている。

立花（2010）は先行研究論文『日本における福祉用具を巡る現状と課題』の中で、福祉用具とソーシャルワークの関係性に言及し「福祉用具の導入に当たっては、様々な要因が背景にあるため、極めて個別的な状況が高いと考えられる。だからこそ、様々な生活背景を含めたニーズ等を調整するために福祉用具ソーシャルワークの導入が必要となる」と論述している。加えて「国家資格である社会福祉士・介護福祉士等の福祉専門職や、理学療法士・作業療法士等のリハビリテーション専門職が中心となり、福祉用具ソーシャルワーク機能を発揮している場合もあるが、国家資格の養成カリキュラムや試験内容に福祉用具に関する事項が十分に配慮され、標準化しているとは言い難い」とも指摘している。福祉用具貸与の適用については、貸与時の適切な要否判断と貸与後に目指す効果を示す目標の設定、貸与時と貸与後の自立度の評価、加齢に伴う身体状態の変化等を捉えての再アセスメントを行い、その結果に基づいて貸与の継続や見直しの判断を行うことを必要とする。その流れはケアマネジメントの過程やソーシャルワークの援助技術とも精通している。何

れも高い専門能力が求められるが、それに特化した専門職の養成は福祉用具の本来の活用法を十分に吟味し、利用者に対しての安心感と自立度の向上に寄与する役割が期待できる。確かに実現は難しいことであるが、既存の福祉、医療、介護の専門職が連携機能を十分に果たし、福祉用具事業者および利用者本人と家族を巻き込んだチームアプローチの構築がなされれば、活用の方法が貸与であっても購入であっても、福祉用具利用の満足度は保たれ、費用面ばかりに意識が向けられる傾向を転換することへの期待も伺えるものである。

白澤（2019）は介護保険制度を検証した著書の中で、ケアプランに位置付けられる軽度者の単品サービスプランについて「単品サービスの利用者が多いことは、介護保険制度上の欠陥が露呈していると考えている。要支援者を中心とした生活問題がさほど複雑でない軽度者は多くのサービスを必要としておらず、本来はケアプランを作成し実施する重装備のケアマネジメントよりも、各種サービスの情報を提供し、利用者がサービスを自己選択していく情報提供・送致機能（Information and Referral Service）で十分である」と提言している。確かにケアマネジメントは重装備であり手順も多く、歩行補助つえを1本借りるような単品サービスには条件が重すぎるとの見方もできる。

ケアマネジメントにおいて自立支援へ導く過程では単品サービスでもケアプランへの位置づけはおろそかにはできない。しかし、仮に単品の福祉用具貸与が介護保険サービスから切り離され、利用者が福祉用具事業者と個別に貸与や購入の契約をしたとしても、福祉用具専門相談員がケアマネジメントのスキルを備え、自立支援の意識を構築して対応することは可能である。

見直しの対象から除外され、ケアマネジャーの関与が続く場合には、これまでと同様に連携機能を活用し、サービス担当者会議の開催時に有効な情報交換や成果の確認および共有を図ることができる。

福祉用具貸与の見直しとケアマネジメントの有料化への検討は今後も継続されるであろう。しかし、結果の如何に関わらず、福祉専門職各々が専門性を十分に発揮し、資質や連携力の強化、制度活用の工夫、公益性や公平性の再考などの意識を高めることにより対策は可能であると考える。利用者がサービス利用の「意思決定権」を見合せたり、放棄したりすることなく、必要な福祉用具が活用され、制度や専門職への信頼感や満足度が維持し続けられることを期待したい。

## おわりに

本研究は福祉用具貸与の課題を中心に捉えてきたが、実際には居宅介護支援（ケアマネジメント）を含む、すべての介護保険サービスの課題に結びつくものと考えられる。厚生労働省や財務省、その他の関係省庁も介護保険制度には高い関心を持ち、サービスのあり方や費用の流れなどは今後も注視されるものとの覚悟が必要である。しかし、利用者に一番身近な各専門職は制度設計や給付と負担の割合が変わろうとも、適切なサービスの提供と自立支援に向けての姿勢は変わらずに維持していかなければならないものである。論旨展開の中では「専門性の強化」「多職種の連携力」「チームアプローチの構築力」という3つの力点を改めて認識することができた。これは介護福祉士の養成カリキュラムの中で重視されている「専門職の役割」「多職種連携」「チームアプローチ」の項目に適合するものである。介護福祉士養成教育は常に基本に忠実な視点が意識されている。専門職はその基本を常に振り返り、利用者に向けて誠意ある職務の遂行が求められるものである。介護保険に携わるすべての関係者はもとより、可能であれば当事者である利用者および介護者も、厚生労働省の検討会の資料ならびに財務省の提言文書に触れ、介護保険制度を全体で見直し、それぞれの立場で「適正利用」について考え方などを含めて追究していく。

2024（令和6）年度における介護保険制度の改定については、現状では不確定なものであるが今後も注視し、新たな介護保険サービスの基準、福祉用具貸与の規程変更の方向性などに着目し、専門職の対策や利用者の捉え方などを含めて追究していく。

## 引用文献

- 京極高宣、市川 洋（2007）『三訂福祉用具の活用法』北隆館。pp.10-11  
白澤政和（2019）『介護保険制度とケアマネジメント－創設20年に向けた検証と今後の展望』中央法規。pp.238-239  
立花直樹（2010）『日本における福祉用具を巡る現状と課題』－ソーシャルワークと制度の視点から－ 関西福祉大学紀要第14号。pp.66-67

## 参考文献

- ケアマネジャー2021年4月号臨時増刊『2021年4月 介護保険改正のポイント』中央法規。

- ケアマネジャー2022年9月号『特集・2024年介護保険最新情報』中央法規。  
東畠弘子（2006）『介護保険制度における福祉用具貸与事業』中央法規。  
一般社団法人医療経済研究・社会保障福祉協会医療経済研究機構（2020）『ケアマネジメントの公正中立を確保するための取組や質に関する指標のあり方にに関する調査研究報告書』令和2年3月。  
一般社団法人日本介護支援専門員協会（2022）『福祉用具貸与サービスの単独利用における居宅介護支援の実態報告書』令和4年4月11日。  
厚生労働省（2022）『介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会』。  
(第1回) 資料, 令和4年2月17日。  
(第2回) 資料, 令和4年3月31日。  
(第3回) 資料, 令和4年4月21日。  
(第4回) 資料, 令和4年5月26日。  
(第5回) 資料, 令和4年7月27日。  
(第6回) 資料, 令和4年9月5日。  
厚生労働省（2022）『令和3年度介護給付費実態統計の概況』令和4年9月21日。  
厚生の指標 増刊・第69巻第10号（2022）『国民福祉と介護の動向2022/2023』厚生労働統計協会。  
毎日新聞「介護保険制度改定の課題（上）－要介護1・2は軽度？」2022年7月14日東京朝刊。  
毎日新聞「介護保険制度改定の課題（下）－社会化の理念どこへ」2022年7月21日東京朝刊。  
増田雅暢（2016）『介護保険の検証 軌跡の考察と今後の課題』法律文化社。  
シルバー新報「補助杖など貸与→販売を検討」2022年2月25日。  
シルバー新報「貸与・販売の選択制の検討へ」2022年9月9日。  
白澤政和（2011）『介護保険制度のあるべき姿－利用者主体のケアマネジメントをもとに』筒井書房。  
社会保険研究所（2021）『令和3年度版介護保険制度の解説』社会保険研究所。  
財団法人シルバーサービス振興会（2010）『五訂福祉用具専門相談員研修用テキスト』中央法規。  
財務省（2022）財務制度等審議会資料『歴史の転換点における財政運営』令和4年5月25日。

# 静岡県の大学における大学体育の成績評価方法の標準化の実態

太田 洋一

Standardization of evaluation methods for physical education for higher education at universities in  
Shizuoka Prefecture

Yoichi OHTA

## 要旨

本研究の目的は、大学体育の同一科目内での「評価基準の標準化」の実態について明らかにすることである。静岡県の大学の内、非専門科目の実技の体育・スポーツ科目のシラバスの詳細が確認できた 13 校を調査対象とした。各大学の Web サイトを閲覧し、公開されているシラバスから成績評価の基準・方法を集計した。集計の際に、同一大学の同一科目名で複数シラバスが確認された場合、担当教員もしくは授業内容のいずれかが異なるシラバスであれば、それぞれで成績評価方法を集計した。成績評価方法が集計された 110 個のシラバスの内、同一大学の同一科目名で確認された担当教員もしくは授業内容のいずれかが異なるシラバスが確認された大学は 13 校中 5 校の 10 科目であった。この中で、成績評価基準が科目内で完全に統一されていた科目は 4 科目認められた。本研究の結果から、静岡県内の大学で開講されている大学体育における同一科目内での「評価基準の標準化」は一部の大学にて実施されている実態が明らかとなった。

## 緒言

大学教育の質を確保するための課題の 1 つとして「成績評価の厳格化」が求められている。各科目における成績評価の方法はシラバスに記載されており、これは学生との契約書的機能を果たす内容であると考えられる。また、成績から算出される GPA 制度の導入に伴い、GPA を成績優秀者の表彰や修学状況の確認に利用したり、専門コースや研究室配属における選抜に利用したりしている大学も認められる[1]。さらに、就職活動において GPA の提出を求める企業も少なくない。これらのことから、大学教育における「成績評価」は学生の興味関心の主たるものであるだけでなく、学生の進路に関わるものであると言え、適切な成績評価は大学教育の質を高めるために必要不可欠なものであると考えられる。

大学で開講されている非専門科目としての体育・スポーツ科目（以下、大学体育）は、大学の教養・一般・共通・基礎科目として開講されているものが多い。このような所謂共通基礎科目は、1 年次から開講されるものが多く、1 年次の GPA が専門コースの選抜に用い

られる場合、成績評価の客観化・標準化について問題があれば、コース選抜に大きな影響を及ぼす可能性が指摘されている[1]。梶田ら[2]の調査によると大学体育を開講する 725 校のうち、28.0%は全学必修として開講しており、40.8%は一部学部・学科のみで必修とされていることが報告されている。このように、大学体育を必修としている学部・学科も少なくないことから、大学体育の客観的で適切な成績評価は、学生の大学生活において重要なものであることが考えられる。

大学体育に関しては、必修から外した大学での退学率の増加[3]や必修に戻した大学での退学率の減少[4]が報告されており、受講理由として友達作りなど大学での人間関係の拡大を期待していることが報告されている[5]。さらに、必修の大学体育科目を基礎科目群から大学生活への適応をサポートする初年次科目群へ移動させた大学も認められる[6]。また、大学体育授業への参加が、課外活動参加率の向上を促す可能性も予想されている[3]。このように、大学体育が、単に授業での運動・スポーツ技能や知識の習得と言った学習的な側面だけでなく、大学生活への適応に関連してい

ることを考えると、学生の興味関心の強い「成績評価」を、大学体育において「厳格」に実施することは、大学体育の意義や価値を高めるものに繋がると考えられる。

「成績評価の厳格化」の課題の一部として、「評価基準の明示」や「評価基準の標準化」が上げられている[1]。「評価基準の明示」については、95%の大学でシラバスに「成績評価の方法・基準」が明記されていると報告されている[7]。一方で、「評価基準の標準化」については、一部の大学で大学体育科目における成績評価のスタンダード化や標準化といった取り組みも報告されているものの[6, 8, 9]、大学内での大学体育の成績評価方法の違いや統一性についての実態は不明な点が多い。大学体育の開講授業の特徴として、同一大学内において、同一科目名で複数授業が開講され、異なるシラバス（担当教員・授業目的・授業内容・成績評価など）での実施も少なくない。科目間での成績評価基準の格差は正を問題とすべき科目の1つとして、同一科目の複数開講科目が該当するとの主張もされている[1]。したがって、各大学の同一科目名で複数開講されている大学体育授業の評価方法の違いや統一性を明らかにすることは、大学体育の「評価基準の標準化」の実態を明らかにすることに繋がるものと考えられる。

そこで、本研究の目的は、静岡県内の大学で公開されているシラバスを基に、同一大学内において、同一科目名で複数開講されている大学体育の「評価基準の標準化」の実態について明らかにすることである。

## 方法

### 1. 調査対象

本研究では、2022年度静岡県公式ホームページに記載されている静岡県の大学の内、2022年度に非専門科目としての体育・スポーツ科目（実技科目）のシラバスの詳細が確認できた13校を最終的な調査対象とした。なお、高等専門学校は調査の対象としなかった。

### 2. 調査方法および内容

各大学のWebサイトを閲覧し、公開されているシラバスから、科目名、担当教員名、授業目的、授業内容、成績評価方法が確認できたものを対象に、成績評価の基準・方法を集計した。集計の際に、同一大学の同一科目名で複数シラバスが確認された場合、担当教員もしくは授業内容のいずれかが異なるシラバスであれば、

それぞれで成績評価方法を集計した。科目名は、履修クラスの指定やスポーツ種目の指定が行われている場合、カリキュラム表を確認の後、カリキュラム表での区別が無い場合は、同一科目名であると見なした。例えば、カリキュラム表では科目名「体育スポーツ」と記載されているが、シラバスには「体育スポーツ（○○学科）」や「体育スポーツ（△△学科）」など履修クラスが指定されていたり、「体育スポーツ（ソフトボール）」や「体育スポーツ（バドミントン）」などスポーツ種目が指定されていたりした場合、同一科目名と見なし、担当教員もしくは授業内容のいずれかが異なるシラバスの場合、それぞれで成績評価方法を集計した。同一科目名で、担当教員、授業目的、授業内容および成績評価方法が同一の場合は、複数開講されていたとしても1回のみの集計とした。成績評価方法が集計されたシラバスは110個であった。調査は2022年6月から2022年8月の間に実施した。

成績評価方法は先行研究[2, 6, 8, 9, 10]を参考に、評価法の観点を「態度・意欲」「知識・理解」「技能」の3つに分類した。「積極性」「授業への取り組み」「協調性」などは「態度・意欲」に分類した。「理解度」「レポート課題」「ハンドブック」「振り返り」などは「知識・理解」に分類した。「技術試験」「技術習得度」「技術向上度」などは「技能」に分類した。さらに、シラバスに成績評価の比率が完全に記載されているものについては、「態度・意欲」「知識・理解」「技能」の3つの分類で比率を集計した（例：受講態度50%、レポート20%、技術試験30%などの記述）。また、異なる分類で複合的な表記が行われている場合は、表記されている比率を観点で等分した。例えば、「技術の習得度および授業への取組み態度50%」という表記では、「態度・意欲」に25%「技能」に25%とした。また、「態度・意欲」「知識・理解」「技能」のいずれかが成績評価方法に含まれていない場合は、その比率を0%として集計した。なお、「技術50%、レポート50%さらに授業態度で評価する」のような成績評価の比率が不完全に記載されていたシラバスは、比率の集計から外した。さらに、出席状況が評価の対象と記述されているかについても集計した。「態度・意欲」「知識・理解」「技能」のいずれにも分類できない評価方法は「その他」に分類した（例：健康管理）。

## 結果

成績評価方法が集計された 110 個のシラバスの内、「態度・意欲」を評価の観点と記述しているものは 109 個認められ、「知識・理解」は 55 個、「技能」は 95 個認められた。「その他」は 2 個認められた。また、出席状況が評価の対象と明記されていたシラバスは 16 個認められたが、出欠席のみをもって一定の評価を与える記述をしているシラバスは認められなかった。110 個のシラバスの内、成績評価の比率が完全に記載されていたシラバスは 95 個であった。また、成績評価の比率が不完全に記載されていたシラバスは 2 個認められ、比率の記載が全くないシラバスは 13 個認められた。成績評価の比率が完全に記載されていた 95 個のシラバスで「態度・意欲」の比率の平均は  $45.8 \pm 19.1\%$  (最大 80%、最小 0%)、「知識・理解」は  $15.7 \pm 19.8\%$  (最大 75%、最小 0%)、「技能」は  $38.6 \pm 22.0\%$  (最大 85%、最小 0%) であった。

同一大学で同一科目名であっても、担当教員もしくは授業内容のいずれかが異なるシラバスが存在する大学は 5 校認められた(表 1)。表 1 には、同一大学の同一科目名で確認された担当教員もしくは授業内容のいずれかが異なるシラバスで成績評価方法を集計した数とそれらのシラバスで、成績評価の比率が完全に明記されていたシラバス数も示した。1 校の 1 科目 (A 大学の科目 A) のみ同一科目名であっても、担当教員もしくは授業内容のいずれかが異なる場合、成績評価の比率が明記されているシラバスとされていないシラバスの混在が確認された。

さらに表 1 には、同一大学の同一科目名で、担当教員もしくは授業内容のいずれかが異なるシラバスが存在する大学で、成績評価の比率が完全に明記されていたシラバスの「態度・意欲」「知識・理解」「技能」の 3 つの観点の比率の平均値と標準偏差を科目ごとに示した。標準偏差が「0」の科目は、担当教員もしくは授業内容のいずれかが異なるシラバスであっても、その大学内の同一科目で成績評価方法の比率が全て同一である事を示すものである。一方で、標準偏差が「0」ではない科目は、同一大学で同一科目名であっても、担当教員もしくは授業内容のいずれかが異なる場合、成績評価方法の比率にシラバス間での違いがあることを示すものである。

表 1

同一大学の同一科目名で確認された担当教員もしくは授業内容のいずれかが異なるシラバスの数と成績評価の観点の比率

大学 科目	シラバス		成績評価の観点の比率 (%)		
	数①	数②	態度・意欲	技能	知識・理解
A大学 科目A	6	4	$51.9 \pm 24.2$	$31.9 \pm 19.0$	$16.3 \pm 9.6$
A大学 科目B	5	5	$52.0 \pm 22.3$	$21.0 \pm 22.4$	$27.0 \pm 8.7$
A大学 科目C	12	12	$48.3 \pm 20.4$	$24.2 \pm 16.6$	$27.5 \pm 11.5$
A大学 科目D	12	12	$55.8 \pm 22.8$	$29.2 \pm 29.6$	$15.0 \pm 10.8$
B大学 科目E	3	3	$60.0 \pm 0.0$	$40.0 \pm 0.0$	$0.0 \pm 0.0$
B大学 科目F	3	3	$60.0 \pm 0.0$	$40.0 \pm 0.0$	$0.0 \pm 0.0$
C大学 科目G	2	2	$45.0 \pm 5.0$	$30.0 \pm 0.0$	$25.0 \pm 5.0$
D大学 科目H	2	2	$70.0 \pm 0.0$	$30.0 \pm 0.0$	$0.0 \pm 0.0$
E大学 科目I	14	14	$40.0 \pm 0.0$	$60.0 \pm 0.0$	$0.0 \pm 0.0$
E大学 科目J	18	18	$40.6 \pm 2.3$	$57.8 \pm 9.2$	$1.7 \pm 6.9$

シラバス数①：同一大学の同一科目名で確認された担当教員もしくは授業内容のいずれかが異なるシラバス

シラバス数②：①のシラバスの内、成績評価の比率が完全に明記されていたシラバス  
成績評価の観点の比率 (%) はシラバス数②から算出した (平均  $\pm$  標準偏差)

## 考察

本研究では、同一大学内において同一科目名で実施されている大学体育の成績評価方法の違いや統一性について明らかにすることを目的として、静岡県内の大学で公開されているシラバスを基に、大学体育の成績評価方法について調査を行った。

1994 年度に発行されたシラバスを基に、私立短期大学の大学体育の成績評価を調査した先行研究では、実技科目の成績評価の基準・方法として多かった項目は、「出欠席」「受講態度」「運動技能」「レポート」の順である事が報告されている [10]。一方で、2014 年以降の報告では、表記の違いはあるものの、評価の観点を受講態度、運動技能、知識・理解に関連する 3 つに分類しているものがほとんどであり、「出欠席」を単独の評価の観点としている報告は認められなかった [2, 6, 8]。本研究においては、出席状況を評価の対象として記載していたシラバスは 16 個認められたが、出欠席のみをもって一定の評価を与える記述をしているものは確認されなかった。「出欠席」の観点については、各大学での成績評価における出席点の取り扱いについての見直しが関係しているものと考えられる。これらのことから、本研究では、成績評価方法の観点を「態度・意欲」「技能」「知識・理解」の 3 つの分類とした。

本研究では、3 つの観点の内、「態度・意欲」を評価の観点と記述していたシラバスが最も多く 110 個のシラバス中 109 個に認められた。次に、「技能」が 95 個認められ、「知識・理解」は 55 個であった。また、成績評価の比率の平均は、「態度・意欲」の比率が 45.8% と最も高く、次いで「技能」が 38.6%、「知識・理解」

が15.7%であった。2018年の茨城県の高等教育機関を対象とした調査では「態度・意欲」の比率が50.6%、「知識・理解」が26.5%、「技能」が22.9%と報告されている[2]。また、「態度・意欲」を100点満点中50点の配分としている大学も報告されており[6, 8]、集計方法の違いにより直接的な比較は難しいが、「知識・理解」と「技能」よりも「態度・意欲」を重視する傾向は先行研究と一致するものであった。

大学体育は履修人数の制限などの理由から、同一科目名で複数開講されることが多く、担当教員の専門性に基づくスポーツ種目や授業内容が設定され、同一科目でありながら異なるシラバスで授業が運用されていることも少なくない。そこで、本研究では、同一大学の同一科目名で複数開講されている場合に、担当教員もしくは授業内容のいずれかが異なるシラバスの成績評価方法をそれぞれ集計した。この集計は、同一科目名で複数開講されている大学体育授業において、担当教員が異なる場合、もしくは授業内容が異なる場合、またはその両方の場合において、大学内での成績評価方法の違いや統一性を明らかにするためである。集計の結果、同一大学の同一科目名で確認された担当教員もしくは授業内容のいずれかが異なるシラバスが確認された大学は13校中5校の10科目であった。これら同一科目に対して2~18個の担当教員もしくは授業内容の異なるシラバスが確認された。この中で、成績評価基準が完全に統一されていた科目は4科目認められ（大学内での統一は2校）、同一科目名で担当教員や授業内容が異なる場合でも成績評価基準を統一もしくは標準化している大学（科目）もあれば、成績評価基準を授業ごとに個別に設定している大学（科目）もある実態が明らかとなった。また、同一科目内での成績評価における3つの観点の比率の平均値および標準偏差から、同一科目であっても、成績評価方法に大きなばらつきが認められる大学（科目）も確認された（表1）。これらの結果は、各大学における大学体育の教育方針の違いが反映されたものであると考えられるが、大学体育のような同一科目の複数開講科目は、成績評価基準の格差を問題とすべき科目の1つであるとの主張もされている[1]。また、近年では、大学内において、大学体育の授業内容や成績評価方法の標準化の試みも報告されていることから[6, 8]、大学体育における成績評価の基準・方法や「標準化」は各大学の教育方針が反映されるものではあるものの、「成績評価の標準

化」は「成績評価の厳格化」を進めていく上で、各大学において十分な議論を深めていく必要があるだろう。

## 結論

本研究の結果から、静岡県内の大学で開講されている大学体育における同一科目内での「評価基準の標準化」は一部の大学にて実施されている実態が明らかとなつた。

## 文献

- 佐藤慶太, 羽白洋. 全学共通科目における成績評価の現状と課題. 香川大学教育研究. 2010;7:33-47.
- 梶田和宏, 木内敦詞, 長谷川悦示, 川戸湧也, 中川昭. 茨城県の高等教育機関における教養体育の教育システム分析. いばらき健康・スポーツ科学. 2018;34:31-7.
- 中村友浩. 初年次教育としての大学体育（事例に学ぶ大学体育活性化戦略, シンポジウム, 日本体育学会第56回大会大体連・組織委員会共催シンポジウム). 大学体育. 2006;33(1):160-4.
- 大浦隆陽. 大学体育の必修化について思うこと. 体育・スポーツ教育研究. 2012;13:41-2.
- 川村若菜, 窪田辰政. <報告> 大学生からみた大学体育の意義・価値: A大学における受講理由質問紙調査から. 大学体育研究. 2022;44:73-8.
- 浅井英典, 糸岡夕里, 牛山眞貴子. 初年次科目「スポーツ」における授業内容と成績評価方法の標準化. 大学教育学会誌. 2014;36(1):152-60.
- 平成22年度教育研究委員会報告書, 大学の情報公表義務化と三つの方針.  
[https://wwwmextgojp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/u/44/siryo/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2011/06/24/1307643\\_11pdf](https://wwwmextgojp/b_menu/shingi/chousa/koutou/u/44/siryo/__icsFiles/afieldfile/2011/06/24/1307643_11pdf). 2022年9月15日.
- 木内敦詞, 松元剛, 日野克博, 富川理充, 奈良隆章. ラウンドテーブル 大学体育の成績評価を考える. 大学教育学会誌. 2016;38(2):113-7.
- 金谷麻理子, 銅山隆弘, 三木ひろみ, 成瀬和弥, 堀出知里, 松元剛, 鍋倉賢治, 船田裕雄, 遠藤卓郎, 山田幸雄. 大学体育における成績評価をどうするか? 大学体育研究. 2007;29:53-9.
- 奈良雅之. シラバスから（大学保健体育の現状と今後）. 大学体育. 1995;22(1):36-9.

# 集団伝承遊び「花一匁」の幼児教育における意義

佐々木 郁子

The Significance of the Group Folklore Play "Hana-Ichimonme" in Early Childhood Education

SASAKI Ikuko

## 1. 研究の背景

平成29年告示の幼稚園教育要領 第2章 環境2内容(6)に「日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ」と記述されている。さらに、内容の取扱い(4)に「文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えが養われるようになります」と記述されている。ここで、「わらべうたや我が国の伝統的な遊び」は伝承遊びであり、伝承遊びを通して社会とのつながりの意識が養われるようになることが述べられている。したがって、幼児教育において、子ども達に伝承遊びの良さを十分に伝えていくことは、保育者の役割の一つであるといえる。

しかしながら、伝承遊びを幼児教育の文脈で伝達・継承しようと考えた場合、問題が生じる。それは、伝承遊びが伝達・継承される場と方法が、以前のように自宅近所で子ども集団が自発的に行う遊びではなく、幼稚園や保育園といった施設の中で、教えられるものとして伝達・継承されていることにより、伝承遊びの良さが本当に子ども達に理解されているのだろうかという問題である。本田(1985)も「子どもの遊びの喪失を嘆く人々によって、その保存と伝承が計画されることがある。子ども達が集められ、教材として「伝承遊び」が手渡される。彼らは新しく覚えたそれらを使って、一時的に、余暇を楽しんでみたりする。然し、それらは、概して、子ども達を心底から陶酔させ得ず、真のエネルギーの噴出たり得ない。囲いの中に取り込まれ、その位置を保障された途端に、子ども達にとって、「遊び」は「遊び」であることを止めるのである。子ども達も、そして「遊び」も、今、遠くに行ってしまっている。」と述べていることからも、保育者から子ども達へ、伝承遊びのルールや遊び方が教えられ、実際に遊ぶといった、教

授・学習システムにより伝承遊びが伝えられる場合、伝達・継承の方法の違いから、伝承遊びが本来もつ良さを理解できていない可能性もある。その場合、考えらることは、どのようにすれば伝承遊び本来の良さを味わうことができるのだろうかであろう。また、幼児教育の文脈に伝承遊びが埋め込まれた場合、本来の良さを味わう方法を模索することの他に、伝承遊びの幼児教育における意義を検討することも必要であろう。また、本田が指摘するように、「遊び」が教育の文脈に埋め込まれた場合、「遊び」が「遊び」ではなくなってしまうとも考えられる。しかしながら、それは「遊び」をどのように捉えるかによっても変わってくると考えられ、本研究では、その部分には踏み込まず、伝承遊びが幼児教育の文脈に埋め込まれたとき、どのような意義があるのかに着目する。しかしながら、幼稚園教育要領には、伝承遊びの意義について具体的な記述は記されているわけではない。

## 2. 研究の目的と方法

本研究では、幼稚園教育要領を基に伝承遊びの幼児教育における意義について検討したい。しかしながら、伝承遊びには様々な種類の遊びがあり、遊びが成立する条件や方法などに違いがあることから、本研究では、具体的な遊びに限定して検討することにする。そこで、本研究では、伝承遊びの中でもルールが比較的単純で遊びやすく、歌や言葉、身体運動など様々な要素が関係していることから、幼児教育の視点から多くの示唆が得られると考えられる「花一匁」を対象とする。

以上により、本研究では、集団伝承遊び「花一匁」の幼児教育における意義を明らかにすることを目的とする。

研究の方法であるが、まず、花一匂を民俗学的視座と児童文化的な視座から概観する。

次に、それらの内容をふまえて、花一匂の幼児教育における意義を、幼稚園教育要領において示された5つの領

域（環境、人間関係、言葉、表現、健康）と対照させながら明らかにする。

### 3. 民俗学的視座からみた「花一匁」

「花一匁」を民俗学的視座からみようとするとき、興味の対象は、どのように伝承されてきたかであろう。伝承遊びが年長者から年少者へ伝承される場と仕組みの説明を試みたのは岩田・小川（2016）である（図1）。それは、伝承遊びが頻繁に行われていた近代以前まで遡る。近代以前の村落共同体では、親の仕事の邪魔をしないようにするために子どもたちは外に出ざるを得ず、近所の子どもたちが一定の場所で過ごした。このようにして異年齢の子どもたちにより生活集団が形成され、年長者や年少者の面倒をみていた。年少者は年長者にケアされることにより集団への帰属意識を高めていったのである（求心的作用）。ところが遊ぶときになると技量中心主義になり、遊び能力のある人間でなければ仲間に入ることができず、「みそっかす」として集団から外されることになる（排除）。この二重構造により、年少者は遊び集団への憧れを抱き、それが遊びの振る舞いへの強い動機となると、小川は説明し、このような仕組みを Lave&Wenger による「正統的周辺参加論」になぞらえて、「遊びの徒弟制」とよんでいる。しかしながら、「遊びの徒弟制」の基盤にある前近代的な共同体が消滅したことにより、大正時代や昭和時代の子どもたちと同様の伝承システムを実現することはできない。そこで、学校や幼稚園などで伝承遊びを行われていることも多くなっている。しかしながら、学校や幼稚園などは「遊びの徒弟制」を成立させる構造ではない。

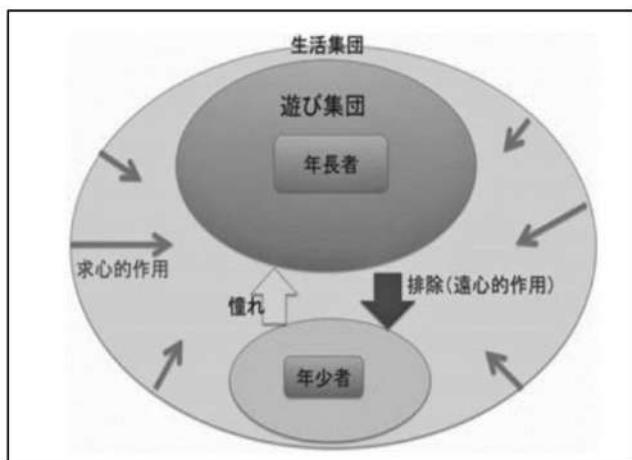


図1. 子ども集団の二重構造（岩田・小川 2016, p.27）

### 4. 児童文化的視座からみた「花一匁」

次に、「花一匁」を児童文化的視座から概観する。

花一匁の起源については様々である。花一匁の特徴的な組成主要因が「かけ合い」、「指名」、「交換」であることについて、これらが古代の歌垣の組成主要因と同一性をもつことから、古代の市における歌垣が起源ではないかとする本田（1983）の研究や、「鬼遊び」や「子もらい遊びうた」の一つに位置付ける永田（1982）や尾原（1975）の研究もある。

また、花一匁の遊び方や語句は時代や地域により様々であるが、語句を含めて代表的な遊びは、次の通りである（大森 1997）。花一匁の遊び方は、子ども達が2組に分かれ、それぞれ横一列に手をつないで対面する。じゃんけんで勝った組から歌い出し、相手方に向けて一斉に前進し、相手方へ向けて足を蹴り上げては後退して元の位置に戻る。これを交互に繰り返す。歌の中の歌詞に沿って、誰が欲しいか相談し、お互いに欲しい子の名前を言い合う。選ばれた子どもしでじゃんけんをする。じゃんけんに負けた子は勝った子の組に移り、再び遊びが繰り返される。尚、花一匁における歌の語句は、次の通りである（小川 2001）。

勝ってうれしい花いちもんめ  
負けてくやしい花いちもんめ  
となりのおばさん、ちょっときておくれ  
鬼がこわくて行かれない  
おふとんかぶって、ちょっときておくれ  
おふとんないから、行かれない  
おかまかぶって、ちょっときておくれ  
おかまないから、いかれない  
あの子がほしい  
あの子じやわからん  
この子がほしい  
子の子じやわからん  
相談しよう  
そうしよう

また、花一匁は、『わらべうた 日本の伝承童謡』による秋田の「子取り遊び」として紹介されているが、地域により多様であるとも述べられている。このことは花一匁に限らず、伝承遊び全般に言えることである。例えば、民俗学者の柳田國男（1976）は、子ども達によって展開さ

れる遊びを地域性や児童文化の伝承という観点から整理している。

以上、花一匁の起源や遊び方、歌の語句について概観したが、本研究では、花一匁の幼児教育における意義を検討することが主目的であることから、ここでは遊びの起源や、遊び方や歌の語句の時代的地理的な違いについてこれ以上の考察は行わず、今後、必要に応じて先行研究を参照するにとどめることにする。

## 5. 「花一匁」の幼児教育における意義

### (1) 考察の視点

花一匁は伝承遊びであり、遊びの一部である。したがって、花一匁の意義について考察する際の視点として、遊びに関する理論的な研究が考えられる。例えば、遊びを他の対象や概念との依存関係において解釈・説明する考え方を批判し、最初に遊び在りきとする立場で論じた Huizinga の『ホモ・ルーデンス』や、遊びという概念の形式的特徴のフレームワークを示した Caillois の『遊びと人間』のような先行研究もあるが、これらは広く遊びを対象としていることから、花一匁の意義を考察する視点にはならない。また、西村(1989)は花一匁を現象学の立場から考察しているが、幼児教育の視座から花一匁を捉えようとする本研究と立場とは異なる。本研究では花一匁を幼稚園等においてどのように取り入れるかを問題にしていることから、執筆時点において施行されている平成29年告示の幼稚園教育要領を考察の視点とする。

### (2) 保育内容「環境」の視座からみた「花一匁」

平成29年に告示された幼稚園教育要領(以下、「要領」とよぶことにする)第2章 環境2内容(6)には「日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ」と記述されている。さらに、内容の取扱い(4)には、「文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えが養われるようにすること」と記述されている。ここで、「わらべうたや我が国の伝統的な遊び」は伝承遊びであり、花一匁も含まれている。

花一匁では、お互いの組が相手方の組から欲しい子を

指名し、勝敗を通して交換が行われる。つまり、そこには交換と相互性がある。これは、西村(1989, p.128)も指摘するように「人と人が交わることによって生ずる空間の基本的な構成原理」であり、このような原理は社会の営みでもある経済現象にもみられる。経済現象の場合は、「財を媒介とした社会的交換の形式」である。社会の構成員が生活する際の基本的骨格としての交換と相互関係を開示してみせる儀礼行動とも捉えることができる花一匁は、社会とのつながりの意識を醸成することに寄与するものであると考えられる。

### (3) 保育内容「人間関係」の視座からみた「花一匁」

本田(1983)は、花一匁の魅力について、次のように述べている。「向かい合った子どもたちの横隊、興奮し汗ばんだ顔が「勝つてうれしい…」という歌声とともに前進してきて、「花一匁」と一斉に足を蹴り上げる。次はこちらの番。繋ぎ合った左右の両手に力が入り、「負けてくやしい…」とこちら側の前進が開始される。後退する相手をぎりぎりまで追い詰めたところで、「花一匁」と足を蹴り上げて一区切り。こうして、一見ゆるやかな、その実緊張に満ちた、前進と後退がくり返されながら、いよいよ、指名の瞬間が近づいてくる。今度は誰を選ぼうか…、そして、こちら側の求めにもまして、心を震わせるのは相手方の指名であった。相手の組は、今度は一体、誰の名前を叫ぶのだろうか。もしかしたら、私かも知れないと、子どもたちの胸は、ささやかな期待とささやかな不安に小さくときめき、中には、一人でこっそりと頬を染める子どものいる。「花一匁」という遊びの魅力は、選ばれた者の名前が高らかに呼び上げられる、あの瞬間にこめられているのだから。」

本田のこのような論考に対して、西村(1989)は、「「花一匁」でかつて遊んだ女性として、この遊びの本質を、的確にいいあてている。」と評価している。本田が指摘する花一匁の魅力を含む形で、改めて花一匁という遊びの魅力を整理すると、誰を指名するか話し合うときに仲間と意見を調整することにより、まわりの子どもと互いに関わりを深め、協同して遊ぶことによる楽しさや充実感、まだ指名されていない人や大人しい子どもにも目を向けることによる相手への配慮と信頼感、相手方から自分が指名されるだろうかと待つ間の緊張感、相手チームに勝ったときの優越感と、逆に負けたときの敗北感、屈辱感、最後に自分の組が一人だけになってしまったときの孤独感

を遊びの中で味わうところに魅力がある。敗北感や屈辱感、孤独感は子どもの発達を阻害する要因ではなく、寧ろそれらを乗り越えることによって、人に対する信頼感や思いやりの気持ちが次第に芽生えてくる（要領 第2章 人間関係3 内容の取扱い（4））。また、こういったことが、共感性、自尊感情への対応といった能力の発達にも寄与する可能性もあるのではないかだろうか。この可能性については確かな知見は得られていないが、今後の研究により明らかにされる可能性がある（登張 2021；箕浦 2021）。

#### （4）保育内容「言葉」の視座からみた「花一匂」

花一匂は童歌としても捉えられてきた。大森（1997）によれば、花一匂は1934年に出版された『続日本童謡民謡曲集』以降、各地の郷土誌や童歌歌集に、また、『日本伝承童謡修成』（北原白秋編）など、多数に収録されている。したがって、花一匂の文学的な価値は様々に評価されているが、幼児教育の視座からみた場合、どのような意義があるのだろうか。

第一に、花一匂の歌詞は、現在は使われていない昔の言葉を使っていることによる面白さや、地域により歌詞が様々であることにより、花一匂で遊ぶ子ども達の生活環境に関わる内容であるところに魅力があるのではないか。大森（1999）は、花一匂の歌詞の地域的な特徴を表す語句を、『日本わらべ歌全集』に収録された事例をもとに、尾原（1975）の分類法（基本型、ふるさと型、となりのおばさん型、たんす長持型（物まね型）、複合型）に従って整理している。まず、「基本型」とは、次の語句である。

勝ってうれしい 花いちもんめ  
負けてくやしい 花んちもんめ  
○○ちゃんとりたい 花いちもんめ  
□□ちゃんとりたい 花いちもんめ

「うれしい／くやしい」は「うれしき／くやしき」と表現されたり、「とりたい」は「ほしい」と表現されるなど、基本型でも細かいところで違いが様々にある。

次に、「ふるさと型」とは、次の語句である。

ふるさともとめて 花いちもんめ  
ふるさともとめて 花いちもんめ

もんめもんめ 花いちもんめ  
もんめもんめ 花いちもんめ  
○○さんもとめて 花いちもんめ  
□□さんもとめて 花いちもんめ  
勝ってうれしき 花いちもんめ  
負けてくやしき 花いちもんめ

「ふるさともとめて」は「ふるさとまとめて」、「ふるさとたずねて」といった表現や「黒砂糖求めて／白砂糖求めて」、「東京めがけて／大阪めがけて／東京まとめて／大阪まとめて」、「はなちゃんまとめて／みよちゃんまとめて」など、様々な文言が使われている。

次に、「となりのおばさん型」とは、次の語句である。

勝ってうれしい 花いちもんめ  
負けてくやしい 花いちもんめ  
となりのおばさん ちょいと来ておくれ  
鬼がこわくて 行かれない  
おかまかぶって ちょいと来ておくれ  
おかま底ぬけ 行かれない  
ふとんかぶって ちょいと来ておくれ  
ふとんビリビリ 行かれない  
それはよかよか どの子がほしい  
あの子がほしい  
あの子じやわからん  
この子がほしい  
この子じやわからん  
まるくなって 相談しよう  
○○ちゃんがほしい  
□□ちゃんがほしい  
じゃんけんポイ

「隣のおばさん」は「向いのおばさん」や「ご新造さん」などの文言である場合もある。

最後の例として、「たんす長持型」とは、次の語句である。

たんす長持 どの子がほしい  
○○さんがほしい  
どうして行くの  
笑いもって おいで

「どの子」が「どなた」といった文言である場合もある。

大森（1999）は、以上のような花一匁の語句を地域によって分類・整理している。童歌である以上、使われている表現は同一地域でも異なるのは当然であるが、それぞれの地域で使われてきた表現を用いて遊ぶことにより、要領 第2章 環境 2 内容(6)にもある「我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ」ことになるといえる。

第二に、花一匁では、遊びの中で生じる様々な感情をリズムに乗せて、言葉をかけあうことの楽しさに気付くことができることである。勝負に勝つことにより生じる嬉しいという感情や、逆に負けることにより生じる悔しいという感情を、リズムや言葉に乗せることにより、自らの内面に生じる感情を言葉で表現することの良さや楽しさに気付くことができるのではないだろうか。このことは、要領 第2章 言葉 3 内容の取扱い(4)にもあるように、「幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現に触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。」に寄与すると考えられる。

#### （5）保育内容「表現」「健康」の視座からみた「花一匁」

西村（1989, p.130）は、本田（1983）を引用しながら、「あたかも品定めのやりとりのように、挑発したり反発したりしながら、おたがいに投げかけあう唱句は、「対立の表現でありつつも、同時に、相手を結び付かせ、遊びの絆を強化させるための悪罵であり、相手に向かって足を蹴り上げる動作も、侮辱でありつつも、闘志をあおり、遊びにはずみを与えるための演技に他ならない」と述べている。確かに「勝ってうれしい」や「負けてくやしい」といった語句は、ただ歌のリズムにあわせて歌うだけではなく、遊びの中で本当に嬉しい、悔しいといった感情が生起し、その感情を歌のリズムや身体運動に乗せて表現することは、さらなる闘争心を煽ることになるのだろう。さらに、それぞれの組が交互に前進あるいは後退し、リズムに合わせて攻守が入れ替わることは遊びの絆を強化するともいえる。したがって、花一匁は様々な感情を生させ、あるいは揺さぶる遊びであると同時に、それらを言語、リズム、身体運動といった複数の表現方法をすべて用いて表現するといった特徴を持つことがわかる。これらは、感じたことや考えたことを表現することを通して豊かな感性や表現する力の育成（表現領域）や、いろいろな

遊びの中で十分に体を動かすこと（健康領域）に関わる。また、こういったことが、情動知能や感情調整といった能力の発達にも寄与する可能性もあるのではないだろうか。この可能性については確かな知見は得られていないが、今後の研究により明らかにされる可能性がある（野崎 2021；中川 2021）。

#### 6. 結論と今後の課題

本研究では花一匁の幼児教育における意義について考察することを目的として考察した。その結果、花一匁は幼児の認知発達に寄与することが示唆された。また、今後検討しなければならないが、花一匁は共感性、自尊感情、情動知能、感情調整といった能力の発達にも寄与する可能性もあるのではないか。これら諸能力は非認知能力の一つと言われているが、この遊びをしたから非認知能力が身につくといったことは確認をもって主張することができる確かな根拠については現在のところないこと留意する必要がある。したがって、現時点ではあくまでも可能性があることを示すに留める。

一方で、実際に花一匁を幼児教育に取り入れようとする場合、昔の子ども達のコミュニティと幼稚園内容におけるコミュニティの構造は異なることから、幼稚園において、どのように花一匁を取り入れるかが問題となる。初等中等教育でありがちな教授・学習システムによるのか、あるいは、遊びの徒弟制の代替となる伝承システムによるのかは現時点では明らかではない。今後、花一匁を幼稚園等においてどのように取り入れればよいかについて検討することが課題である。

最後に、伝承遊びを幼児教育の文脈に埋め込もうとする場合について、岡本（2005）が「それぞれの地方に伝わるわらべ歌を守り、子どもに伝えてゆこうとする運動があります。それはきわめて重要な教育であり、すぐれた文化活動だと思います。ただその時忘れてならないのは、わらべうたとは、もともと年上の子どもから年下の子どもへと、生活の中で、遊びの中で教えつがれてゆくものであったということです。この歌は教育的にみていい歌だから、大人が採集して、学校の音楽の時間に教えていくうというのとは、本質的な違いを認識しておく必要があります。もちろん、わらべ歌は放置しておけば現代社会の中で滅びてゆく運命にあり、それを守る今日の活動は、おとの責任だと言えます。しかしそれは一種のやむを得ざる処置だということもまた、認識しておきたいのです。

「わらべ歌教育で子どもの文化を守る」という正当な意図の蔭に潜みやすい錯覚は、戒めなくてはならないと考えます。」と述べている。これは、童歌を例に述べたものであるが、伝承遊び一般にも言えることである。子ども達に伝承遊びを「教える」保育者は、このことに留意する必要があるだろう。

### 引用文献・参考文献

- 桧垣淳子, 2015, 保育現場における伝承遊び-保育者の視点より-, 『中村学園大学・中村学園大短期大学部研究紀要』, 48, pp.43-50
- Huizinga (高橋英夫 訳), 1973, 『ホモ・ルーデンス』, 中央公論新社.
- 本田和子, 1983, 「花一匁」考, 『現代思想』, 11 (2) , pp.148-155
- 岩田遵子・小川博久, 2016, 教育実践における正統的周辺参加の実現可能性-私立めばえ幼稚園のフィールドワークを通して-, 『東京都市大学人間科学部紀要 (7)』, pp.15-43
- J.Lave&E.Wenger (佐伯伸 訳), 1993, 『状況に埋め込まれた学習-正統的周辺参加-』, 産業図書.
- 町田嘉章, 浅野健二編, 1962, 『わらべうた 日本の伝承童謡』, 岩波文庫, p.233
- 箕浦有希久, 2021, 自尊感情, 『非認知能力 概念・測定と教育の可能性』(小塩真司 編), 北大路書房, pp.181-192
- 文部科学省, 2017, 幼稚園教育要領.
- 中川威, 2021, 感情調整, 『非認知能力 概念・測定と教育の可能性』(小塩真司 編), 北大路書房, pp.149-162
- 永田栄一, 1982, 『遊びとわらべうた』, 青木書店.
- 中地万里子, 1988, 伝承遊び, 『現代子ども大百科』(平山宗宏他編), 中央法規出版, p.568
- 西村清和, 1989, 『遊びの現象学』, 効果書房, pp.122-

132

- 野崎優樹, 2021, 情動知能, 『非認知能力 概念・測定と教育の可能性』(小塩真司 編), 北大路書房, pp.133-148
- 大森隆子, 1997, 保育のための“遊び”研究考(IX)-再び「花いちもんめ」について(上)-, 『豊橋創造大学短期大学部研究紀要』, 14, pp.29-36
- 大森隆子, 1998, 保育のための“遊び”研究考(X)-再び「花いちもんめ」について(中)-, 『豊橋創造大学短期大学部研究紀要』, 15, pp.35-43
- 大森隆子, 1999, 保育のための“遊び”研究考(XI)-再び「花いちもんめ」について(下)-, 『豊橋創造大学短期大学部研究紀要』, 16, pp.39-46
- 大森隆子, 2008, 伝承遊び研究考(1)-伝承遊びの定義について-, 『相山女学園大学研究論集(人文科学編)』, 39, pp.105-113
- 大森隆子, 2011, 伝承遊び研究考(4)-「伝承遊び」の分類について-, 『相山女学園大学研究論集(人文科学編)』, 42, pp.11-20
- 岡本夏木 2005, 『幼児期-子どもは世界をどうつかむか-』, 岩波書店, pp.67-116
- 小川清実, 2001, 『子どもに伝えたい伝承遊び 起源・魅力とその遊び方』, 萌文書林, pp.151-152
- 小川博久, 1991, 遊びの伝承と実態, 『新・児童心理学講座』(無藤隆編), 金子書房, pp.167-212
- 尾原昭夫, 1975, 『日本のわらべうた 戸外遊戯歌編』, 社会思想社.
- Roger Caillois (多田道太郎・塚崎幹夫 訳), 1990, 『遊びと人間』, 講談社.
- 登張真稻, 2021, 共感性, 『非認知能力 概念・測定と教育の可能性』(小塩真司 編), 北大路書房, pp.163-180
- 柳田國男, 1976, 『こども風土記 母の手鞠歌』, 岩波書店.

# 障害者差別解消法の改正に関する研究

## －企業、私立大学等の民間事業者に与える影響－

小川 勤

Research on Revision of Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities  
; Impact on private businesses such as companies and private universities  
Tsutomu OGAWA

### Summary

This paper takes up the theme of "Revision to Eliminate Discrimination against Persons with Disabilities," which was passed and enacted at the plenary session of the House of Councilors in May 2021.

The purpose of this paper is to analyze the impact of this revision on private businesses and clarify the results.

The most important change in this revision is the provision of reasonable accommodation, which until now had been an obligation for private businesses to make efforts. It has become a legal obligation.

As a result of the analysis, it was found that reasonable consideration for persons with disabilities in the employment of persons with disabilities is already required by the "Act on Promotion of Employment of Persons with Disabilities" and that there will be no major changes.

On the other hand, in the revision of the Discrimination Elimination Act, when providing products and services in the service industry and shops, it became a legal obligation from an obligation to make efforts, so it was found that it is necessary to respond to this.

Many private businesses have raised concerns over the legal obligation to provide reasonable accommodation. In order to eliminate this anxiety and provide reasonable accommodation within a range that does not impose an excessive burden, persons with disabilities and private business operators should discuss and present alternatives within the scope of what the other party wishes and can handle. found to be important.

I believe that the most important thing for private business operators in the future is to have a dialogue with people with disabilities and private business operators to find out what they can do. .

### 1. はじめに

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という）は、障害による差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的として2013（平成25）年6月に制定された法律である。主に、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供について定めている。この障害者差別解消法が、合理的配慮の提供を民間事業主に義務付けることなどを内容とする改正障害者差別解消法（以下、「改正法」という）が2021（令和3）年5月、参議院本会議で可決、成立した。

そこで、本論文では、今回の改正内容を概観するとともに、今回の改正が、企業や私立学校等の民間事業

者に与える影響について分析を行い、その結果を明らかにする。

### 2. 改正障害者差別解消法の概要

#### （1）改正までの経緯

障害者差別解消法は、すべての国民が、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成25）年6月に制定された（表1参照）。

また、同法の附則第7条において、施行（2016（平成28）年4月）後3年を経過した場合に事業者による

合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されていた。このため、内閣府内に設置された障害者政策委員会は、2019（平成31）年2月より11回にわたる検討会を開催し、2020（令和2）年6月に意見書を取りまとめた。

この意見書等を踏まえ、次項に示す措置を講ずることになった。

**表1 障害者差別解消法成立までの歴史と経緯**

平成18年12月	障害者権利条約批准	障害者の基本的人権の尊重を促進することを目的とした、障害者の権利の実現のための措置等を協定した障害者に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」
平成20年5月		
平成23年8月	障害者権利条約の一部を 障害者基本法改正に取り込む	条約構結に先立ち、日本国内法の整備として平成23年の 障害者基本法改正の際に、障害者権利条約の差別の禁止による規定 の趣旨を取り込み形で基本原則として同法第4条に「差別の禁止を規定
平成25年6月	障害者差別解消法成立	障害者差別解消法は、 上記規定を具体化するものとして平成25年6月に成立  参考：障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

出典：ミライロ通信より引用

## （2）改正法の概要

改正法では、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るために、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する等、以下のような措置を講ずることになった。

### a. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

### b. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

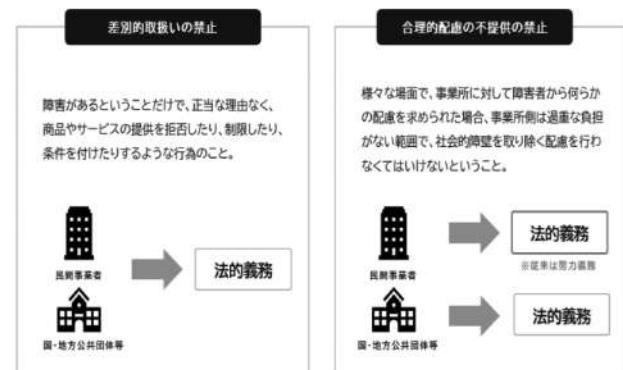
事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

### c. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

支援措置の強化を図るために、以下の3つの措置が明記された。

- ① 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- ② 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- ③ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

なお、改正法は公布日（2021年6月4日）から起算して3年以内に施行されることになっている。



**図1 障害を理由とする差別の解消措置の改正後の変更点**

出典：ミライロ通信より引用

上記の改正法の改訂のポイントを要約すると、以下のようにになる。

- ①これまで、合理的配慮提供の義務付けは国や自治体のみで、民間事業者には努力義務となっていた。しかし、今回の改正により、今後は民間事業者にも法的義務として、合理的配慮提供が求められることになる。
- ②差別解消をめぐる相談窓口が分かりやすく、相談者

がたらい回しにされる事例が発生している現状を鑑み、国と地方自治体の連携協力の責務規定を新設し、当事者や企業側からの個別の相談に対応できる体制の整備や、紛争防止や解決にあたることができる人材の育成・確保が進められる見込みとなっている。

### 3. 合理的配慮の提供義務化に伴う企業等の民間事業者に求められる対応の変化

#### (1) 改正後の障害者雇用に関する影響

2021年5月、障害者差別解消法の一部が改正・可決されたことは上述したとおりである。これにより、民間事業者による合理的配慮の提供が努力義務だったものが、法的義務になる。

しかし、企業では、すでに2013（平成25）年の障害者雇用促進法の改正で合理的配慮が義務付けられている（図2参照）。

障害者雇用促進法では、次のように合理的配慮について規定されている。

##### （事業主による措置に関する特例）

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

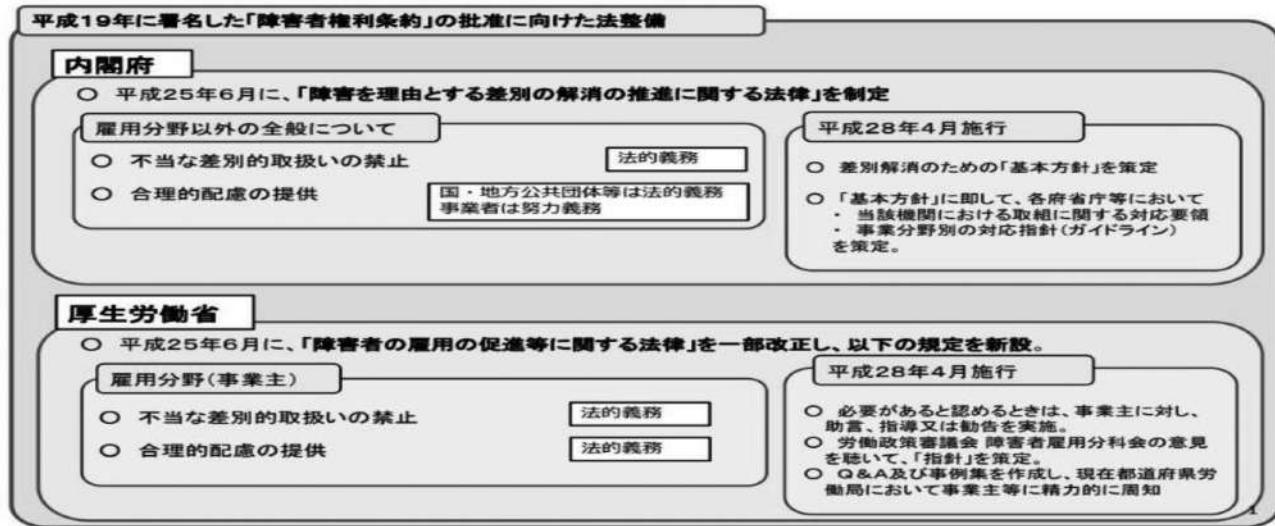
障害者雇用促進法では、障害者の職業の安定を図ることを目的とする法律である。障害のある方に対し職業生活における自立を実現するための職業リハビリテーション推進について、また事業主が障害者を雇用する義務をはじめ、差別の禁止や合理的配慮の提供義務等を定めている。

障害者雇用促進法は、2013（平成25）年に改正され、2016（平成28）年4月より施行されている。この改正により、発達障害を含む精神障害者について、改正前までは雇用義務の対象に含まれていなかったが、2016年4月より新たに雇用義務の対象となり、法定雇用率の算定基礎の対象に加えられた。また、この改正によって、上記に述べたように合理的配慮の提供が義務化された。

合理的配慮の具体的な内容や程度については、明確に定められているわけではない。障害の内容や周囲の環境、配慮をする側の状況により変わるため、具体的にどんな配慮が必要で実現可能かは、障害がある人と、事業者や周囲の人たちと相談の上で決めるものとされている。選考活動や入社時、どのような配慮が必要かを確認・検討すること、雇用後も必要に応じて都度、見直していくことが大切である。また、同法律では、雇用の分野における、障害を理由とする差別的取扱いを禁止している。例えば、障害があることを理由に低い賃金を設定したり、昇給を認めなかったり、研修や

#### 障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について

参考1



出典：障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について（厚生労働省）

図2 障害者に差別の禁止と合理的配慮の提供義務について雇用分野と雇用以外の分野の比較

出典：障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について（厚生労働省）

実習を受講させない、職務能力や適性などに基づかぬい判断で一般雇用者を優先するなどは、障害を理由にした差別にあたるとして、禁止されている。

障害者差別解消法と障害者雇用促進法の合理的配慮に関しては、配慮に関する大きな違いがないが、障害者差別解消法については、内閣府から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が出されている。

したがって、障害者雇用に関しては雇用促進法が優先適用、対外的なサービス等の対応については差別解消法という2本立ての考え方になる。

## （2）改正後の雇用以外の影響

これまで、「差別的取扱いの禁止」に関しては、改正以前より国・地方公共団体等／民間事業者共に法的義務として定められていたが、「合理的配慮の不提供の禁止」は民間事業者にとって努力義務にとどまっていた。その理由としては、事業における障害者との関係が分野・業種・場面・状況によってさまざまであり、求められる配慮の内容・程度も多種多様であることから、民間事業者の合理的配慮の提供については、努力義務とされてきた。しかし、今回の見直しや社会背景の追い風を受け、法的に義務化された。

上記で述べたように、雇用分野では「障害者雇用促進法」において、すでに企業に合理的配慮の義務が課されている。

今後、民間企業は障害者に対してサービスを提供する際、国や自治体と同じように合理的配慮義務が求められる。そこで、改正に伴い企業で求められる対応について雇用以外の部分について考えてみたい。

今回、雇用以外のあらゆる分野を対象にしている障害者差別解消法が改正されたことにより、雇用している障害のある社員だけでなく、商品やサービスを利用する障害者に対し、配慮提供が義務化されることになった。例えば、障害を理由にして店舗への入店や受付、サービスの提供を拒否する、本人を無視して周囲の支援者や介助者のみに話しかける、といったことは差別的取り扱いに該当することになる。

また、段差がある店舗にスロープを設置する、セミナーや説明会で手話通訳や筆談、音声ガイドを用意するなどの配慮が求められる。

これまで国や自治体では、段差がある店舗にスロープを設置する、セミナーや説明会で手話通訳や筆談、

音声ガイドを準備して理解しやすくする、コミュニケーションツールを活用してわかりやすく説明するなどの配慮を行ってきた。具体的には、行政窓口などでは、障害者が自分で記入するのが難しいため、代筆を依頼される場合には、本人の意思を確認しながら代筆することや、聞き取ることが難しい場合には、意思を伝えるための絵や写真を用いたり、筆談などを活用してきた。今後は、これに類した合理的配慮をサービス提供する企業や店舗でも求められることになる。

ただし、障害者に対し、負担が重すぎない範囲で対応することが求められる。

例えば、従業員が少なく、混雑しているような時間帯に店内を案内してほしい、詳しく説明して欲しいなどの要望には、応えることが難しいかもしれない。そのような場合には、負担が重すぎない範囲で、別の方針を提示することができるかもしれない。ただし、その内容は、それぞれの状況や場面、障害者の特性などにより異なるので、一概にこうだと決められるものではない。関係者が相互によくコミュニケーションを図りながら実施することが大切である。

また、障害の程度も人によって異なる。同じ障害手帳や障害名、等級が同じでも、必要な、求める配慮は異なることは珍しくない。どのような配慮が必要なのかについては、個別に異なることを認識した上で対応する必要がある。

仮に、負担が重すぎる場合には理由の説明や別の方針の提案により、障害のある人の理解を得られるよう努めることが大切である。

基本方針では、過重な負担について、以下のように述べられている。

行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

- ①事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③費用・負担の程度
- ④事務・事業規模
- ⑤財政・財務状況

一方で、実際に障害がある方への合理的配慮の具体的な提供方法や過重な負担の範囲の判断は民間事業者に任されているため、円滑に実践していくことが難し

いと悩まれている事業者もいる。実際に、今回の障害者差別解消法見直しの検討に係るヒアリングにおいて、義務化に一定の理解を示す一方、多くの事業者から義務化への不安やトラブル増加への懸念の声が寄せられている。

そこで、内閣府は義務化を進めると同時に、支援措置の強化として、相談・紛争解決の制度充実・地域における連携、啓発活動や合理的配慮の事例データベースの充実化を図っていくとしている。

例えば、改正以前からあったものではあるが、民間事業者への支援強化を図っていくものとして以下を提供している。

#### ①内閣府 合理的配慮サーチ

合理的配慮の事例を「障害種別から探す」、「生活場面から探す」の2種類から検索できるもの。

#### ②各関係府省庁管事業分野における対応指針

合理的配慮の事例や対応指針が事業分野ごとに分けられたもの。金融庁、文科省、国土交通省などのすべての関係府省庁から対応指針が掲載されている。

#### ③障害者差別解消支援地域協議会による合理的配慮事例集

障害者にとって身近な地域において、関係機関が地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークを組織することが重要とされており、内閣府主導のもと、都道府県、政令指定都市が市町村へ情報提供しているもの。(例) 東京都、大阪府

なお、企業で想定される合理的配慮については、業種、業態によって異なるので、事前に社内で検討しておき、基本的な対応を示しておくと、社員にとっても対応しやすくなる。

今回の改正にあたって、内閣府内に設置された障害者政策委員会では「合理的配慮の提供は、障害者と行政機関、事業者との間での建設的対話を通じて行われるべきだ」との意見が提示された。今後は、どのような配慮が必要でどのように取り入れれば過度な負担がなく実現可能であるかを、障害者と対話することが求められる。また、組織としても、マニュアルの整備や研修等を通じ、障害や合理的配慮に関する理解や共通認識の醸成を進める必要がある。

法律に違反した場合の罰則については、違反があつた場合、直ちに、罰則を課すことは考えていないが、

罰則に関する見直しはまだ内閣府から発表されていないが、改正前における罰則規定は以下のように定められている。

1つ目は、障害者差別解消支援地域協議会に関わる人が、そこで知り得た秘密を保持しなかったときの罰則で、これに違反すると1年以下の懲役、または50万円以下の罰金が課せられる。

2つ目は、民間事業者が、障がいのある方への不当な権利侵害や差別的な取り扱いが行われ、改善が見られない場合の罰則で、このようなことが見られた場合、事業者は行政などに対し報告を行った上で、助言や指導、勧告を受ける必要がある。しかし、報告をしない、虚偽の報告をおこなった場合などには、20万円以下の罰金が課せられる。

## 4. まとめ

障害者差別解消法が改正され、企業の合理的配慮にどのような影響があるのかについて考察してきた。

障害者雇用における障害者への合理的な配慮についてはすでに「障害者雇用促進法」で義務付けられており、こちらに大きな変更はない。

ただし、今回の障害者差別解消法の改正により、サービス業や店舗などで、商品やサービス提供するような場合には、努力義務から法的義務になるため、その対応が求められる。

合理的配慮の提供が法的義務化されたことに対して、多くの民間事業者から不安の声も上がっているのは事実である。「障害のある方から配慮を求められた場合」に「過重な負担のない範囲」で合理的配慮を行うはどうしたらよいのかをゼロから考えることは簡単なことではない。考え方の一つとして、合理的配慮への考え方で、「できる・できない」の二元論に陥らない「建設的対話」の発想が極めて重要である。建設的対話とは、本文中にも述べたが、障害のある方から配慮を求められた際に、相手と話し合いを行い、相手の希望に応じた対応可能な範囲で代替案を提示することである。障害のある方と民間事業者側ができそうなことを対話によって深掘る姿勢こそが民間事業者にとって今後、最も大切なことであると筆者は考えている。これを繰り返し、試行錯誤する先に「共生社会」の実現が曇りながら見えてくるのではないかと筆者は考えている。そのため、今回の障害者差別解消の改正はその第一歩になるのではないかと考えている。

## 謝辞

本研究はJSPS科研費19k02931の助成を受けたものです。

## 参考・引用文献・資料

- 1) ミライロ通信「障害者差別解消法改正をわかりやすく解説。企業に求められる姿勢とは?」  
2021.09.07日版  
<https://www.mirairo.co.jp/blog/post-20210903>
- 2) S-POOL「障害者差別解消法とは?合理的配慮や罰則についても解説」  
<https://plus.spool.co.jp/article/eliminate-discrimination-act.html>
- 3) 障害者雇用ドットコム「障害者雇用アドバイザー 松井優子HRpro「令和3年の「障害者差別解消法」の改正で民間企業の「合理的配慮」が法的義務化。企業への影響とは?」、2022.07.14  
[https://www.hrpro.co.jp/series\\_detail.php?t\\_no=2857](https://www.hrpro.co.jp/series_detail.php?t_no=2857)
- 4) 令和元年9月25日「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議配布資料、2019
- 5) 日本学生支援機構、「令和2年度(2020年度)障害のある学生の修学支援に関する実態調査」2020。
- 6) 小川勤、「「合理的配慮」と「支援体制の見直し」をめぐって」、文部科学教育通信No.355, p30-31, 2015。
- 7) 小川勤、「発達障害学生に対する移行支援の基本的考え方—移行支援における学内外支援組織との連携・協力—」、『大学教育学会誌』第38号-1, p. 67-72, 2016。
- 8) 小川勤、「発達障害学生に対する組織的支援の現状と課題について」、『大学教育学会誌』39-1, p. 57-61, 2017。
- 9) 小川勤、「就労支援事業所と連携したASD学生の移行支援—大学と就労移行支援事業所との有機的連携に関する考察—」、静岡福祉大学紀要16号, p. 1-8。2020。
- 10) 小川勤、「インクルーシブ教育とアクセシビリティー高大接続および大学から就労に至る移行支援に関する総合的研究—」、静岡福祉大学紀要17号, p. 1-8。2021。
- 11) 片岡美華、「発達段階と障害特性に応じたセルフ・アドボカシー・スキル教育の実証的研究」、『平成24~26年度科研費助成事業』、2015。
- 12) 高橋知音編、岩田淳子他、「発達障害のある大学生への支援」、金子書房、2016。
- 13) 中島暢美、「高機能広汎性発達障害の大学生に対する学内支援」、関西学院大学出版会、2013。
- 14) 松原 崇、「基礎プログラム:障害学生の就職支援」配布資料、『平成27年度障害学生支援実務者育成研修会(日本学生支援機構主催)』、2015。

# 小学校「家庭」と「生活」等他科目連携に関する一考察

田崎裕美・\*増田啓子

A Consideration on the cooperation between “home economics”and other Subjects such as “living environment studies” in the elementally school

Hiromi TAZAKI , \*Keiko MASUDA

\*. 常葉大学 Tokoha University

## Abstract

家庭科は、児童・生徒の「生きる力」を具体化した「人間力」の基盤となる教科であり、児童にとって、家庭生活の課題解決に必要な知識・技能を習得する機会となる。本報では、小学校「家庭」と「生活」を中心に、6年間を見通した科目間連携を検討することで、児童の「生きる力」を育成する事を目的とする。研究の結果、①小学校「家庭」の学習指導要領では、生活課題の解決に向けた実践型授業を行う事、第4学年までの他教科の学習内容の関連や他科目連携を踏まえた授業実践の意義が示されていた。②「家庭」と「生活」等他科目の学習内容の系統性を分析した結果、「A 家族・家庭生活、B 衣食住の生活、C 消費生活と環境」の各項目で、関連する内容があった。学習内容の系統性を踏まえて、科目間連携を行うことで、学習効果の向上に繋がることが明らかとなった。③小学校「家庭」の「家族・家庭生活」では、2年「生活」の「生い立ちと成長」や6年「社会」の「公民分野 子育て・介護」、「総合的な学習の時間」の「地域と生活」と連携した授業を行うことで、児童の理解が深まると考えられた。6年まとめの「家族・家庭生活の課題と実践」では、これまでの科目間連携の学習内容を活かすことで、「家族・家庭生活」の課題を解決に導く児童の「生きる力」の育成に繋がると考えられた。

## 1. 研究の背景と目的

少子高齢化やITC・AI社会の進展、長期化するコロナ禍など、児童を取り巻く社会環境や家庭環境には、様々な課題がみられる。このような現代社会の変化に対応するためには、発達段階に応じて、主体的に家族・家庭生活の課題に取り組み、生活者としての自立を目指す学習が必要であると考える。

そこで、家庭科に視点を移すと、同科目は児童・生徒の「生きる力」を具体化した「人間力」の基盤となる教科<sup>1)</sup>であり、児童にとって、家庭生活の課題解決に必要な知識・技能を実践型授業で、習得する機会となる。

また、一方で、各教科の目標を達するためには、小学校の6年間を見通した学習指導（教育活動）が重要である。具体的には、各教科の学習内容や学習過程を

理解し、教科間での情報交換や連携調整、相互補完、協働などの諸機能を發揮し、恒常的な協力関係を築くことで、学校教育の充実をはかることが出来ると考える。

以上のような経緯から、本研究では、小学校「家庭」と「生活」等他科目との連携に着目し、児童の「生きる力」を養成する教科指導の在り方について検討することを目的とする。

## 2. 研究方法

具体的な研究方法は次の3点である。

- 1) 小学校学習指導要領を基に、小学校「家庭」と「生活」等他科目が連携と児童の「生きる力」の育成について、明らかにする。

2) 小学校6年間を見通して、「家庭」と「生活」等他科目との学習内容の系統性や連携の在り方について、具体的な学習内容の分析・考察を行う。

3) 小学校「家庭」の「家族・家庭生活」の授業で、「生活」等他科目との連携を踏まえた授業案について、検討を行う。

### 3. 研究結果

#### 1) 21世紀型能力「生きる力」と小学校「家庭」

学習指導要領では、21世紀型能力（21世紀に求められる資質・能力）として、「生きる力」の育成を目指す資質・能力を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で示している。この3つの柱で、小学校「家庭」において育成を目指す資質・能力を整理したのが表1である。

表1 小学校「家庭」において育成を目指す資質・能力

項目	①「個別の知識・技能」	②「思考力・判断力・表現力等」	③「学びに向かう力、人間性」
育成する資質・能力	日常生活に必要な家族、家庭、衣食住、消費や環境について基本的な知識・技能	日常生活の中から問題を見出し、課題を設定し、課題を解決する力	家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度
具体的な内容	・家庭生活と家族についての理解 ・生活の自立の基礎として必要な衣食住についての理解と技能 ・消費生活や環境に配慮した生活の仕方についての理解と技能	・日常生活の中から問題を見出し、課題を設定する力 ・生活課題について自分の生活経験と関連づけて、様々な解決方法を構想する力 ・実習や観察・実験、調査、交流活動の結果等について、考察したことを根拠や理由を明確に分かり易く表現する力 ・他者の思いや考え方を聞いたり、自分の考えを分かりやすく伝えたりして計画や実践等について評価・改善する力	・家庭生活を大切にする心情 ・家族や地域の人々と関り、協力しようとする態度 ・生活を楽しもうとする態度 ・日本の生活文化を大切にしようとする態度

資料出所：文部科学省 「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 家庭編」平成29年7月

小学校「家庭」の学習指導要領には、社会の変化に対応するために、「A 家族・家庭生活」では、幼児・低学年の児童、高齢者など異なる世代の人たちとの関りを扱うこと、「B 衣食住の生活」では、食育の推進、グローバル化の対応、日本文化の大切さなどを取入れること、「C 消費生活と環境」では、持続可能な社会の構築に対応して、自立した消費者を育成するための内容

を充実させることができている。<sup>2)</sup>

特に、「A 家族・家庭生活」では2年間の学習のまとめで、家族・地域の一員として、これまでの学習を生かして、家庭生活の課題解決に向けた実践型授業を行うことが、学習指導要領に示されている。

さらに、学習指導要領「第1章 総説」「第2章家庭科の目標及び内容」では、改訂の主旨として、「他教科等との連携を図り、社会において子どもたちが自立的に生きる基礎を培うことを特に重視する」ことが記載されている。<sup>3)</sup> 具体的には、「小学校第4学年までの学習を踏まえた2学年間の学習のガイダンス的内容を設定するとともに、他教科との関連を明確にし、連携を図る」とことが記載されている。

さらに、小学校「家庭」の「第2章家庭科の目標及び内容」をみると、「A 家庭生活と家族」で、「自分の成長を自覚することを通して、家庭生活を家族の大切さに気付くこと」の内容において、「2学年間で学習する内容に触れ、第4学年までの他教科の学習との関連や、これから学習を通して、自分が出来るようになりたいことや2年後の自分をイメージすることが考えられる」と記載されている。また、「第3章指導計画の作成と内容の取扱い」では、「指導計画作成上の配慮事項」として、段階的な題材の配列において、「2学年間を見通して、他教科等との関連を図り、題材を配列することも大切である」と記載されている。

以上のことから、小学校「家庭」の学習指導要領では、2年間の学習内容を生かして、生活課題の解決に向けた実践型授業を行う事、第4学年までの他教科の学習内容の関連や他科目連携を踏まえた授業実践の意義が示されていることが明らかとなった。

#### 2) 小学校「家庭」と「生活」等他科目との連携

1) の内容を踏まえて、次に、小学校「家庭」と「生活」等他科目の学習内容の系統性や連携について、みていく。

各教科の小学校学習指導要領（平成29年告示）解説<sup>4)~10)</sup>をデータとして、具体的な教科名、または、他教科という記載があるか調べ、まとめたのが表2である。小学校学習指導要領「家庭編」では、国語科、理科、社会科、体育科、他教科において、関連する学習内容の記載があった。

さらに、表3は「家庭」の学習内容と関連する科目の内容についてまとめたものである。「家族・家庭生活」、

「衣食住の生活」、「消費生活と環境」の各項目に関する学習内容があり、教科間の学習内容の系統性や単元間の関連性を踏まえることが学習効果に繋がると考えられる。

表2 学習指導要領解説における科目間の関係

小学校学習指導要領解説	記載教科	記載教科								他教科
		国語科	算数科	理科	社会科	家庭科	音楽科	図画工作科	生活科	
国語編									○	○
算数編			○	○						○
理科編		○							○	○
社会編							○	○		
家庭編	○		○	○					○	○
音楽編								○		○
図画工作編								○		○
生活編	○		○	○		○	○		○	○
体育編	○									

資料：小学校学習指導要領（平成29年告示）解説

参考資料： 黒光貴未燃他「家庭科と他教科との関連性に関する研究」

表3 小学校「家庭」の学習内容と関連する科目と内容

項目	小学校「家庭」 内容	生活科	理科	社会	総合	体育	特別活動
A 家族・家庭生活	(1)自分の成長と家族・家庭生活	2年 生い立ちの記					
	(2)家庭生活と仕事	家族と仕事					
	(3)家族や地域の人々との関り			地域との連携			
	(4)家族・家庭生活についての課題と実践			家族の課題解決			
B 衣食住の生活	(1)食事の役割				健康と食事	給食	
	(2)調理の基礎 米飯・味噌汁・野菜炒め	植物の養分(でんぶん)	稲作・水産業				
	(3)栄養を考えた食事	人体と栄養			健康・病気と食事	給食	
	(4)衣服の着用と手入れ	季節の暮らし					
	(5)生活を豊かにするための布を用いた製作						
	(6)快適な住まい方	季節の暮らし	気温の変化				
消費生活・環境	(1)物や金銭の使い方と買い物						
	(2)環境に配慮した生活	生物と環境		環境と生活			

参考文献： 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説

「家庭」「社会」「理科」「総合」「体育」「生活」編

そこで、児童が「家族・家庭生活」の課題を解決し、

生きる力の育成に繋がる内容項目「家族・家庭生活」に、視点を当ててみていく。

その結果は、表4に示すように、小学校「家庭」と「生活」、「総合的な学習の時間」、「社会」において、関連する学習内容があることが明らかとなった。これらの科目が学習内容の系統性を踏まえて連携することで、小学校6年間を見通した学習指導方法を検討することになり、児童の「生きる力」の育成に繋がる効果的な学習になると考える。

表4 「家族・家庭」の学習に関する「家庭」と他教科の内容

小学校「生活」	小学校「家庭」	総合的時間	小学校「社会」
第2学年 (1)自分自身の成長を振り返る (2)家族・家庭の役割	第5学年(1) 自分の成長と家族(2)家庭生活と仕事(3)家族や近隣の人々とのかかわり合い 第6学年 学年 学習のまとめ: 家族・地域の生活課題を	家庭・地域と連携した学校外学習を通じて、児童が主体的に日常生活における課題を発見し、解決する	第6学年公民的分野 社会保障の観点から、家族と子育て(支援)や介護を学ぶ

資料：小学校学習指導要領（平成29年告示）解説

### 3) 「生活」等他科目との学習内容の系統性や連携

学習指導要領等をデータにさらに「家庭」と「生活」等他科目と関連する内容について、具体的に分析・考察を行う。

小学校学習指導要領より、家族に関する学習をみると、1, 2年次で履修する「生活」からスタートする。小学校学習指導要領総則の「生活」の「第2章 生活科の目標 1. 教科の目標」に示される「身近な人々との…略…かかわり」の下、「第3章 2. 生活科の内容 (2) 家庭生活を支えている家族のことや自分でできることなどについて考える」「2. 生活科の内容 (9) 自分自身の成長を振り返る」により、家族、家族の役割について知ることが目指されている。

次に、家族に関わる学習が示されるのは、第5, 6学年で履修する「家族・家庭生活」においてである。学習指導要領をみると、(1)「自分の成長と家族・家庭生活」、(2)「家庭生活と仕事」、(3)「家族や地域の人々との関わり」、(4)「家族・家庭生活についての課題と実践」の4項目で構成されている。課題をもって、家族や地域の人々と協力し、よりよい家庭生活に向けて考え、工夫する活動を通して、自分の成長を自覚し、衣食住

などを中心とした生活の営みの大切さに気付くとともに、家族・家庭生活に関する知識及び技能を身に付け、日常生活の課題を解決する力を養い、家庭生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を育成することをねらいとしている。

一方、「社会」では、第6学年の公民的分野の中で、社会保障の観点から、子育て支援や介護についてふれ、「第3章3、第6学年の目標と内容 2. 内容 (2) ア国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること」の中で、「社会保障については高齢者や障害者のための福祉政策、健康医療に関する事業、子育て支援などが、…略…、それぞれ考えられる。…略…ここでは、これらの事業について例えば、地域の人々、や国民の願い、計画から実施までの期間や過程、規模や予算などを取り上げて具体的に調べるようになる。」<sup>9)</sup>と記されている。子育てや介護の社会化という視点から考えると、「家族・家庭生活」の授業で子育てや介護の問題を取りあげた後に、社会科で社会保障制度からみた子育て支援や介護の問題を学習することは、我が国の現状と課題を深く理解することに繋がる。「家庭」と「社会」の学習の系統性を踏まえて連携することで、子育てや介護など家族の問題について、児童間での対話的で深い学びに繋がると考える。

さらに、「総合的な学習の時間」では、小・中・高等学校共通なものとして、子どもたちにとっての学ぶ意義や目的意識を明確にするため、日常生活における課題を発見し解決しようとするなど、実社会や実生活とのかかわりを重視することが明示されている。また、「総合的な学習の時間」では、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な活動を行うことがねらいとされている。このような学習では、家庭・地域と連携した学校外学習を通じて、児童が主体的に日常生活における課題を発見し、解決する機会の中で、家庭や地域の学習を生かした取り組みを行うことが出来ると考えられる。

#### 4) 「生活」と「家庭」の系統性を踏まえた「家族・家庭生活」の授業案

これまでの結果から、「家庭」と「生活」等他科目との系統性・連携を踏まえた「家族・家庭生活」の授業案について、検討を行う。

具体的には、科目間連携を踏まえた効果的な「家族・家庭生活」の学習指導として、5年最初の「自分の成

長と家族・家庭生活」の題材と6年最後の「A家族・家庭生活、B衣食住の生活、C消費生活と環境」全項目の学習後に学ぶ「家族・家庭生活の課題と実践」の実践型授業の2種類を取り上げて、検討を行う。

##### (1) 5年「家庭」の「家族・家庭生活」と2年「生活」の「自分自身の生活や成長を振り返る」

「生活」での「家庭と生活」「地域と生活」に関して、学習した内容をふまえて、教材としてワークシート等を活用し、児童の低学年から高学年までの、家族と生活に関する変化、地域と生活に関する変化を振り返ることで、自分自身の家族や地域における成長を実感する。このことで、これから学ぶ家庭科を通じて、家庭や地域で担える仕事がある事に気づくことが出来る。

また、家族に協力する為に、生活時間の工夫を考えたり、家族と共にこれまでや今後の人生を考えることができる。このような授業を通じて、児童は児童同士、教師、家族との対話的で深い学びを得て、家族・家庭における自分の役割として、家庭や地域での仕事の在り方を再考出来るようになると考えられる。

科目間の学習内容の系統性を踏まえることで、5年最初の「家庭」の学習が、他科目での「家族・家庭生活」や「地域と家庭」の学習内容を振り返り、改めて自分自身の成長を確認する機会となる。さらに、これから「家庭」の学習を通じて、課題解決に向けて必要な知識・技術を習得する意義を理解できると考える。

なお、「家族・家庭生活」、「地域と家庭生活」に関して、発表する事が困難な児童もいる。学習指導では、児童の家族・家庭生活が多様で、様々な問題を抱えていることに配慮し、その状況を踏まえて、授業を進行する必要がある。すなわち、児童の家族・家庭生活が多様であることへの配慮を、児童間での対話的で深い学びの中でも指導していくことが大切である。

##### (2) 小学校「家庭」2年間の学習のまとめ

小学校「家庭」の学習指導要領では、2年間の学習のまとめとして、「A家族・家庭生活、B衣食住の生活、C消費生活と環境」の学習後に、その学習内容を基に、家庭生活の課題解決に向けた実践型授業を行う事が示されている。まとめでは、「家族・家庭生活」「地域と家庭」について学んできた「生活」等他科目との学習内容の連携について検討していく。

21世紀型能力である「生きる力」は、学習内容の系統性を踏まえて、家族・地域の一員として課題解決に向けて必要な知識・技術を習得してきた事を振り返り、

家族や地域との対話的で深い学びのなかで、課題解決に向けた実践力を養成することができるを考える。

具体的な教材例として、「家族とワンチーム大作戦一家の仕事をみんなで分担しようー」<sup>13)</sup>「地域の人に感謝するために、おにぎりパーティーを企画しよう」<sup>14)</sup>などがある。衣食住に関する知識・技能が家族間での家の仕事の分担や役割の課題解決に役立ったり、小学校6年間で、「理科」や「社会」、「総合的な学習の時間」、「特別活動」等でお世話になった地域の方々などを招待し、児童が企画したおにぎりパーティーで感謝する機会を設けるなど、6年間の学びの大きな節目として、児童一人一人が対話的で深い学びを通じて、達成感を感じる機会となると考えられる。さらに、中学校での学習への期待感に繋がることで、小中の学習連携にも結び付いていく。

#### 4.まとめと考察

本報では、小学校「家庭」と「生活」等他科目との連携に着目し、児童の「生きる力」を養成する教科指導の在り方について検討することを目的とした。

家庭科は、「生きる力」を育成する「人間力」の基盤となる教科であり、児童にとって、家庭や地域の生活課題を理解し、解決に必要な知識・技能を習得する機会となる。小学校教職課程「家庭」で、「生活」等を中心に、他科目との学習内容の系統性や連携を考慮した効果的な学習指導の在り方について検討を行った。この結果、①学習指導要領では、教科間の関連性や科目間連携を踏まえて、授業実践を行うことの意義が明示されていた。小学校「家庭」では習得した知識・技能を基に、「家族・家庭生活」の生活課題を明らかにし、解決に導く機会が多く、「生きる力」の育成に繋がることが明らかとなった。②科目間連携については、小学校6年間で「家庭」と「生活」等他科目との学習内容の系統性を踏まえた連携の在り方を、検討した。「家庭」の「A 家族・家庭生活、B 衣食住の生活、C 消費生活と環境」の各項目と関連する内容があり、系統性を踏まえることで効果的な学習に繋がることが明らかとなった。③授業案例として、小学校「家庭」の「家族・家庭生活」の授業では、2年「生活」の「生い立ちと成長」を踏まえたり、6年「社会」の「公民分野 子育て支援・介護」では「家庭」の「家族・家庭生活」の学習を振り返ったり、「総合的な学習の時間」では「地

域と家庭生活」において、学習内容の系統性を踏まえた連携を行うことで、発達段階に沿って家族間の問題を理解し、6年「家庭」のまとめで、「家族・家庭生活」の課題を解決へと導く「生きる力」を育成する学習が可能となると考えられた

今後は、本研究の結果を基に、小学校教職課程「家庭」の「家族・家庭生活」の授業で、「生活」、「社会」等の他科目との学習内容の系統性を踏まえた指導案を作成し、模擬授業を演習する事で、児童の「家族・家庭生活」の課題解決を通して、「生きる力（21世紀型能力）」の育成が出来る指導へと繋げていきたい。

また、各教科は、教科の目標を中心にして、内容と方法を構成する教科構造を持っている。教科によってその構造は似ているところと異なるところがあり、小学校6年間で、学習内容の系統性を踏まえて、連携を考慮した指導を行うことで、教科間での恒常的な協力関係を築くことができることを改めて確認する事が出来た。小学校教職課程の学生が全ての教科教育を通じて、児童の「生きる力（21世紀型能力）」の育成を指導する能力を高めていきたい。

#### 引用文献・参考文献

- 1) 日本家庭科教育学会会長 佐藤 文子「家庭科教育の重要性についての意見書」平成19年3月17日
- 2) 文部科学省：小学校学習指導要領（平成29年告示）家庭編 東洋館出版社、平成29年7月、8-10
- 3) 再掲 2) 第12章、12-16
- 4) 再掲 2)
- 5) 文部科学省：小学校学習指導要領（平成29年告示）生活編 東洋館出版社、平成29年7月
- 6) 文部科学省：小学校学習指導要領（平成29年告示）社会編 東洋館出版社、平成29年7月
- 7) 文部科学省：小学校学習指導要領（平成29年告示）理科編 東洋館出版社、平成29年7月
- 8) 文部科学省：小学校学習指導要領（平成29年告示）体育編 東洋館出版社、平成29年7月
- 9) 文部科学省：小学校学習指導要領（平成29年告示）総合的な学習の時間編 東洋館出版社、平成29年7月
- 10) 文部科学省：小学校学習指導要領（平成29年告示）特別活動編 東洋館出版社、平成29年7月
- 11) 再掲 4)、106

- 12) 第4期中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」「改善の具体的事項」(平成20年1月17日)、4
- 13) 筒井恭子：小学校家庭科 資質・能力を育む学習指導と評価の工夫、東洋館出版、2020.10、66-71
- 14) 再掲 10)、2020.10、72-77
- 15) 宇津野 花陽：小学校教員養成課程における家庭科の指導方法・学習内容についての一考察、白鷗大学教育学部論集、2017、11(2)、417-429
- 16) 黒光貴峰・西尾幸一郎：学習指導要領からみた家庭科と他教科の関り、鹿児島大学教育学部研究紀要。教育科学編、2021-3、87-101、
- 17) 池野 範男、小学校における生活科と社会科の連携・接続—教科の特質に着目して—、日本体育大学大学院教育学研究科紀要 第3巻 第一号、2019.9、75-86
- 18) 永田智子\* 鈴木千春\*\*「家庭科」からみた「生活科」の学習に関する現状と課題—学習指導要領、教科書、実践研究の分析—、兵庫教育大学研究紀要 第52巻、2018年2月、89-99

# 保育職学生における子どもの視野に対する理解

片岡 祥

Childcare students' understanding of a child's vision

Sho KATAOKA

This study investigated the current state of childcare students' understanding of a child's vision. This study also investigated the experiential learning influences on the understanding of a child's vision. The participants were 24 junior college students majoring in childcare. First, we conducted a pre-test to measure the estimated values of a child's vision. Second, participants walked around the campus with an apparatus that allowed them to experience a child's view. Lastly, we conducted a post-test to measure the estimated values of a child's vision. The result of the analysis suggested that students need to be duly informed about a child's vision. Further, it was indicated that experiential learning promoted the understanding of a child's vision.

**key words:** child's vision, horizontal vision, vertical vision, childcare student

## はじめに

本研究は保育職を目指す学生の子どもの視野に対する理解の現状を明らかにするとともに、視野の体験学習を伴う講義を実践し、その効果を視野の推定値の変化という観点から検証するものであった。

## 子どもの視野に対する認識

保育職を目指す学生にとって在学中に子どもの視野に対する理解を深めることは重要である。子どもの視野は大人にくらべて狭いとされており、様々な事故の誘因となりやすいことが指摘されている（片岡, 2020；Sandels, 1975）。そのため、子どもと関わる保育者が視野に対する理解を深めることは、園内活動では転落や衝突といった事故を防ぐことに、園外活動では交通事故を防ぐことにつながる。事故は最悪の場合は命の危険に関わるため、子どもの視野に対する学びは実務経験の中で試行錯誤しながら獲得する性質のものではなく、就労前の学校教育の中で習得すべき内容といえる。

その一方で、学生にとって子どもの視野を想像する

ことはとても難しいことかもしれない。なぜならば、子どもの視野は学生の日常生活の中で考える機会があまりないと考えられるためである。身長や体重と違い、視野は定期的に測定を行うものではないため、発達に伴う視野の広がりはあまり体感されることがないように思われる。そのため、おそらくは学生は自身の視野（大人の視野）と同程度の推定を子どもの視野に対して行なうことが予想される。すなわち、学生は子どもの視野を過大視している可能性があると言い換えることができよう。しかしながら、保育職を目指す学生を対象とした子どもの視野に対する認識を報告した研究はあまり見当たらない。保育者となった後に園内外の子どもの活動に伴う事故の防止につながる大学教育を構築していくための第一歩として、学生の視野に対する認識を明らかにすることは有意義であると考える。

## 体験学習による視野の変容

体験する機会や考える機会があまりないため、学生は子どもの視野に対する推定精度が低いと予測される。もしもそうであるならば、子どもの視野に対する理解

を促進する教育的な取り組みが必要となる。この目的を達成するために、大学の講義を用いて実践を行い、その効果についても検証することとする。

効果的な講義の構成を考えるにあたり、以下の2つの点に留意した。1つ目の留意点は体験学習を取り入れることであった。これは、言語的な教授のみでは子どもの視野の想像が難しい学生が出てくることが懸念されるためであった。そこで、子どもの視野を体験するための教育器具であるチャイルドビジョン<sup>\*1</sup>（Figure 1）を用いることとした。チャイルドビジョンは自治体（横浜市）の子どもの交通安全教育の現場の要請により、大人が子どもの視野を体験し、交通事故の減少へつなげることを目的として考案された眼鏡型の器具であり、学校教育の中では効果的な子ども理解のツールの1つとして用いられている（伊藤、2002；鳥越、2008；渡邊、2014；山野・入江、2014）。これらの報告では学生は子どもの視野を考慮した考え方や振る舞いを獲得したことが示されており、チャイルドビジョンは高い教育効果を有していると考えられる。ただし、学生の子どもに対する視野の推定値の変化は検討されていないため、実証的な検討を行うことは意味あることと考える。

子どもの視野の範囲はチャイルドビジョンで示されている値（水平視野90度であり、垂直視野70度）を基準値として用い、基準値に近づくほど視野にする理解の促進が生じたとみなすこととした。

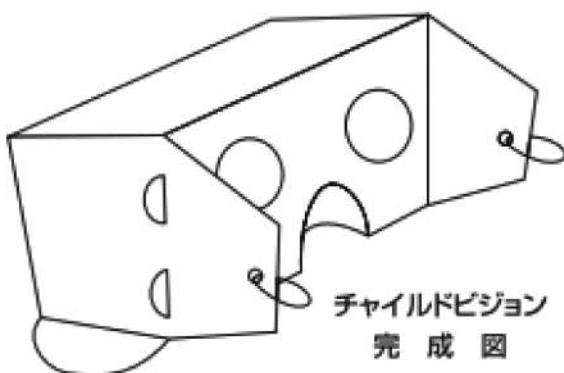


Figure 1 チャイルドビジョン（横浜市のHPより）

## 目的

本研究の第一の目的は保育職を目指す学生の子どもの視野に対する理解の現状を明らかにすることであった。第二の目的は体験学習を通して視野の値の変化という観点から子どもの視野に対する理解の促進がなされたかどうかを検証することであった。

## 方法

### 時期と参加者

調査は2020年6月に講義の時間（保育の心理学、第4回目の講義で主に視知覚をテーマとした回）の中で行った。参加者はA短期大学子ども学科1年生24名（女性22名、男性2名、平均年齢 $M=19.23$ ,  $S.D=4.76$ ）であった。参加者の年齢は18歳の者が16名、19歳の者が5名、41歳の者が1名、不明の者が2名であった<sup>\*2</sup>。

### 子どもの視野に対する認識の測定

子どもの視野に対する認識を測定するために、分度器と顔イラストを組み合わせた調査用紙を水平視野と垂直視野のそれぞれについて作成した。Figure 2は調査用紙の回答例を示したものである。水平方向の推定された子どもの視野の回答はFigure 2から線分を削除したものを用い、そこから90度右側に回転したものを垂直方向の視野の回答に用いた。教示は「子ども（6歳児程度）の視野はどの程度の広さだと思いますか？水平方向（横方向）と垂直方向（縦方向）のそれぞれについて、例を参考に2本の直線を引いて図示してください。」とした。6歳児程度とした理由は、チャイルドビジョンが6歳児程度の視野を体験する目的で作成されたためである。

**手続き** まず、当日の講義の流れを説明し、その後に子どもの視力の発達や奥行き知覚に関する内容を取り上げた（Figure 3）。そして、プレテストとして子どもの視野に対する認識を回答してもらった。次に、チャイルドビジョンの型を厚紙に印刷したもの配布し、作成・装着して学内を散策してもらった<sup>\*3</sup>。最後に、ポストテストとして再び子どもの視野に対する認識を回答してもらった。その後に子どもの視野を体験した感想を発表してもらい、全体のまとめを行って講義を終了した。

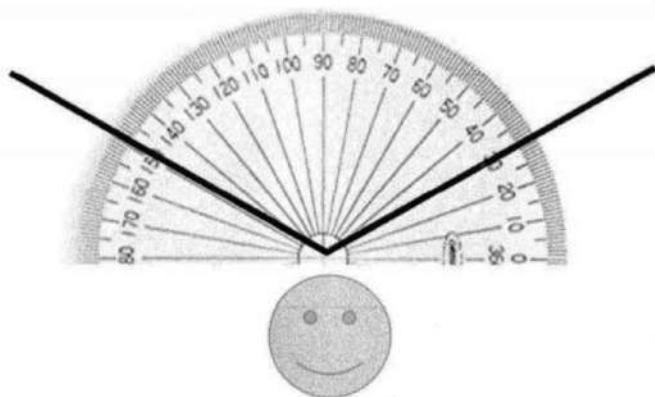


Figure 2 水平視野及び垂直視野を測定する調査用紙  
(線は回答例)

1. 本時全体の説明(5分)

2. 視知覚の発達(5分)

3. 奥行き知覚(5分)

4. 子どもの視野に対する認識の測定(プレテスト)(5分)

5. 体験学習の説明(5分)

6. チャイルドビジョンの製作(20分)

7. 学内散策(体験学習)(30分)

8. 子どもの視野に対する認識の測定(ポストテスト)(5分)

9. ディスカッション・振り返り(10分)

Figure 3 本実践における講義計画

**倫理的配慮** 研究を行った際の所属機関では倫理委員会が存在しなかったため、倫理委員会の承認は得ていない。そこで、事前に小学校教諭及び幼稚園・保育園に勤務経験がある所属機関の教員 5 名に調査の趣旨と調査内容について説明を行い、問題点がないことを確認してもらった。また、調査の際にはその目的や趣旨及び匿名性の遵守や参加の自由などの倫理的配慮の説明を行い、調査内容を分析に用いることに許諾した者のみに回答して提出してもらった。

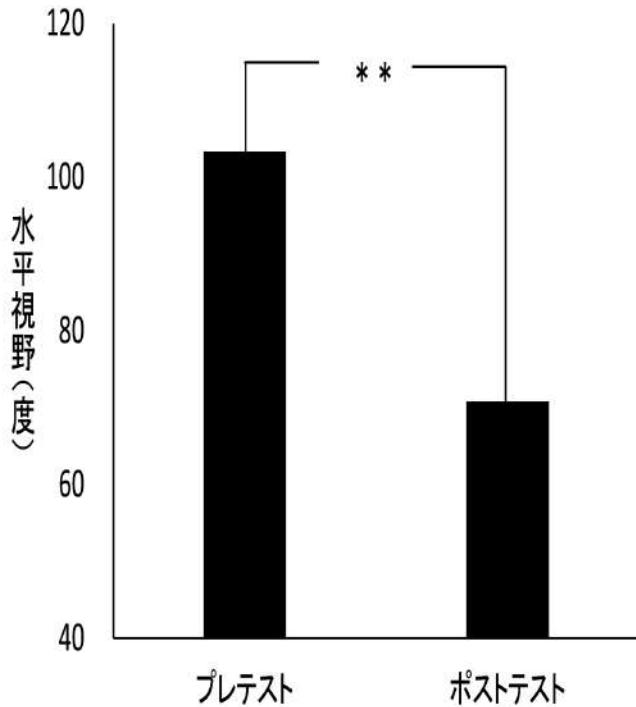
## 結 果

**子どもの視野に対する認識** プレテストで水平視野に基準値となる 90 度よりも大きかった者が 24 名中 15 名 ( $Range=100\text{--}140$ )、同じであった者が 2 名、小さかった者が 7 名 ( $Range=60\text{--}80$ ) であり、垂直視野では基準値となる 70 度よりも大きかった者が 20 名 ( $Range=80\text{--}150$ )、同じであった者が 1 人、小さかった者が 3 名 ( $Range=40\text{--}60$ ) であった（どちらの基準値も上回った者は 14 名であった）。すなわち、学生は子どもの視野を過大視する傾向にあり、特に垂直視野に対してこの傾向が強まることが考えられた（なお、チャイルドビジョンによれば大人の視野の範囲は水平方向 150 度、垂直方向 120 度とされている。水平方向では全ての学生が、垂直方向では 6 人の学生を除いた 18 名が大人の視野よりは狭い推定を行っていたことも付記しておく）。

プレテストで水平方向と垂直方向のどちらの値も基準値を上回っていた 14 名を対象に、体験学習後に子どもの視野に対する認識の変化が生じているかを検討した。プレテストとポストテストにおける視野の値を用いた参加者内  $t$  検定を行った結果が Figure 4 と Figure 5 である。水平視野ではプレテスト ( $M=103.33$ ,  $S.D=26.81$ ) にくらべてポストテスト ( $M=70.83$ ,  $S.D=21.04$ ) の方が有意に減少した ( $t(23)=6.79$ ,  $p<.01$ ,  $d=1.34$ )。また、垂直視野においてもプレテスト ( $M=97.50$ ,  $S.D=27.70$ ) にくらべてポストテスト ( $M=66.04$ ,  $S.D=27.47$ ) の方が有意に減少した ( $t(23)=5.04$ ,  $p<.01$ ,  $d=1.15$ )。

なお、この 14 名のうち、水平視野についてはプレテストからポストテストにかけて全員の視野の値が減少したものの、垂直視野の値が増加した者が 2 名いた。

## 考 察



\*\* $p < .01$

Figure 4 水平視野に対する認識の変化

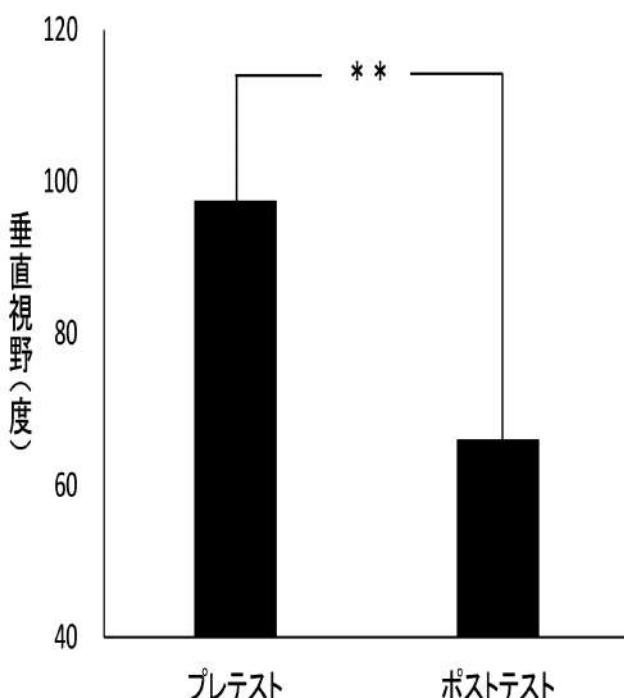
本研究は保育職を目指す学生の子どもの視野に対する理解の現状を明らかにすることを第一の目的とし、体験学習を通して視野の値の変化という観点から子どもの視野に対する理解の促進がなされたかどうかを第二の目的として検証を行っていった。

まず、子どもの視野に対する学生の認識を検討したところ、学生は子どもの垂直方向の視野の範囲を過大視する傾向が考えられた。このことからは、例えば園内活動では保育者が高い場所に置かれている物の落下や低い場所に置かれている物への衝突やつまずきなどから子どもに生じる怪我の危険性や、園外活動における子どもが信号機の表示を見落とす危険性を過小評価してしまう可能性が示唆される。

また、水平方向の子どもの視野について過半数を超える学生が過大視する傾向がみられた。子どもの水平方向の視野に対する過大視は例えば園内活動では集団遊びや道具を使った製作中に子ども同士の距離の近さを誘因とした体や道具の衝突による怪我の危険性や、園外活動では子どもが歩行者や自転車、場合によっては自動車の接近に気づかないことによる危険性を過小評価してしまう可能性が示唆される。従って、子どもの視野に関する講義では、子どもの視野に対する推定が過大視されやすいこと及びそれぞれの視野の方向の過大視から起りうる危険性についてもグループディスカッションなどを用いて取り上げることも有効かもしない。

ただし、学生は子どもの視野の範囲に対して大人の視野よりは狭い推定を行っていた多かった。このことから、おそらく学生は自身の視野を基準や手がかりとして、それよりも狭いという予測の元に子どもの視野を推定しているように思われる。学生にとって子どもの視野の推定はかなり難しいことではあるものの、大人の視野よりも狭いという考え方自体はどこかの段階で獲得している可能性がある。詳細は明らかではないが、少なくとも大学教育の文脈では子どもの視野は学習する機会がなければ理解できないままであるものの、子どもの視野の学習に対するレディネス自体は備わっていることが示唆されよう。

次に、チャイルドビジョンを用いた体験学習を行い、子どもの視野に対する理解の促進が生じるかを検討した。その結果、子どもの視野を過大視していた学生の



\*\* $p < .01$

Figure 5 垂直視野に対する認識の変化

多くは視野に対する推定範囲が減少し、視野の基準値と近似することとなった。従って、実際に子どもの視野を直接的に体験することは視野の理解に対して非常に強い促進効果を生み出すことが示された。チャイルドビジョンは子どもの視野の理解を促進する学習教材として適切であることがわかったといえる。

本研究で立案した講義の流れは子どもの視野の理解に貢献するだけでなく、準備が簡便であることや、大学の1コマの講義内で実施が可能であることから、汎用性や応用性が高いといえる。子どもと関わる対人支援職を希望する学生は保育学科だけでなく、福祉学科や心理学科など多くの学科に存在するため、発達心理学や他の関連する講義の中でも幅広く取り入れができると考えられる。

## 今後の課題と展望

第一に、本研究では分析対象者に対して小さな子供との関わったことがある経験については調査を行っていないかった点があげられる。弟妹や子どもと関わるボランティアの経験は子どもの視野に対する推定に影響を及ぼす可能性があることから、本結果には一定の留意が必要である。

第二に、チャイルドビジョンを用いた散策中の活動には特に制限を設けなかった点があげられる。自然観察を行ったところ、階段や段差を歩く、鬼ごっこをするなどの運動を行う学生がいる一方で、ベンチに座り周りを眺めるのみに留まる学生もみられた。身体活動の有無によって理解に対する促進に影響があった可能性は否定できない。

第三に、数名の学生において子どもの視野に対する理解が促進されなかった点があげられる。この理由としては、顔の大きさにより器具が合わなかった、視力矯正用の眼鏡を装着していたため器具が合わなかったなどが考えられる。適切に体験学習が行われているか、できる限り確認をする必要がある。

第四に、体験学習によって生じた子どもの視野に対する認識の変容は一時的なものなのか、長期に渡って持続するものなのか不明な点があげられる。もしも一時的なものであれば、在学中に子どもの視野に対する定期的な学習の取り組みが必要であり、長期的なものであるならば学習の取り組みは少回でよいことになる。このことについては、再調査を行い検討したい。

## 引用文献

- 伊藤 和子（2002）. 介護福祉教育における疑似体験の意義と方法 愛知江南短期大学紀要, 31, p47–p64.
- 片岡 祥（2020）. 保育士を育てるシリーズ「保育の心理学」（瀧口綾他（編） 第5章 子どもの知覚と発達（p41–p48） 一藝社
- Sandels.S. (1975). Children in traffic (全日本交通安全協会訳『交通のなかの子ども』, 1977)
- 鳥越 亜矢（2008）. 幼児の鑑賞活動の観察とチャイルド・ヴィジョンを用いた追体験による保育の学び 美術教育, 291, p140–p141.
- 渡邊 晴美（2014）. 子どもの事故防止に関する体験学習の一考察 福岡女学院大学紀要 人間関係学部編, 15, p57–p62.
- 山野 京子・入江 和夫（2014）. 子どもの事故防止の理解を体験的・科学的に深める高校家庭科の授業実践: チャイルドビジョン体験と子どもと大人の視界比較実験を取り入れて 山口大学教育学部研究論叢（第3部）, 芸術・体育・教育・心理, 64, p23–p31.

## 脚注

\*1 (制作協力)「テラダクラフトスタジオ 寺田松雄」。横浜市の HP (retrived from <https://www.city.yoko-hama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/anzen/kotsuanzen/kodomo.html> (2020年10月15日) や東京都の HP (retrived from [https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kodomo/shusan/nyuyoji/child\\_vision.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kodomo/shusan/nyuyoji/child_vision.html) (2020年10月15日) を参照した。

\*2 調査を行った短期大学では社会人入試制度や公共職業訓練制度を採用しているため、30代や40代の学生も数名在籍していた。

\*3 チャイルドビジョンの型紙には子どもの視野の範囲が記載されている。ここでは研究の目的上、子どもの視野の範囲は記載せずに型紙を配布した。

## 要 約

本研究は保育職を目指す学生の子どもの視野に対する理解の現状を明らかにするとともに、視野の体験学習を伴う講義を実践し、その効果を視野の推定値の変化という観点から検証するものであった。調査参加者はA短期大学子ども学科1年生24名であった。調査はプレテストとして子どもの視野に対する認識を回答してもらい、次に、子どもの視野を体験する器具を装着して学内を散策してもらい、最後にポストテストとして再び子どもの視野に対する認識を回答してもらうというものであった。分析の結果、学生の多くは子どもの視野を過大視しやすいことが示された。加えて、子どもの視野を体験する学習を行うことにより、子どもの視野に対する理解が促進されることが示された。

キーワード：子どもの視野、水平視野、垂直視野、保育職学生